

令和 5 年度

内外一体の経済成長戦略にかかる国際経済調査事業

主要国・地域における貿易措置等の
国際ルール整合性に関する調査
報告書

渥美坂井法律事務所弁護士法人

目 次

(1) 我が国の主要貿易相手国・地域の貿易政策・措置に関する情報収集.....	2
1. 中国.....	3
2. ASEAN 諸国.....	19
2-1. タイ.....	26
2-2. ベトナム.....	30
2-3. インドネシア.....	35
2-4. マレーシア.....	47
2-5. フィリピン.....	50
3. 米国.....	52
4. EU・英国.....	73
5. 韓国.....	90
6. 台湾.....	93
7. 豪州.....	94
8. カナダ.....	96
9. ロシア.....	99
10. インド.....	108
11. ブラジル.....	127
12. 中東・アフリカ.....	131
(2) 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）に関する調査.....	137

(1) 我が国の主要貿易相手国・地域の貿易政策・措置に関する情報収集

1. 中国

透明性、統一的行政、司法審査

(1) 中国の透明性、統一的行政、司法審査に関する分野について、現在報告書で記載されている関連規制に変更があれば、その内容を調査・報告ください。また、可能な範囲で、上記の分野における特筆すべき新たな動向などあれば、調査・報告ください。

透明性に関する分野については、司法機関の取組みとして、ウェブサイトを通じての情報公開がさらに進んでおり、2023 年 10 月時点で「中国裁判文書ネット（裁判文書約 1 億 4299 件）」、「中国法廷審理公開ネット（法廷審理のライブ中継映像約 2246 万件を公開）」、「中国審判フロー情報公開ネット（開廷公告記録 476 万件を公開）」「全国企業破産再生案件情報ネット（破産、強制清算案件公告約 41 万 8000 件を公表）」となっている¹。

¹ https://www.court.gov.cn/upload/file/2023/02/21/09/34/20230221093419_31617.pdf

輸出制限措置

(1) ①輸出管理法、②信頼できないエンティティ・リストについて、新たな動向等があれば調査・報告ください。

1. 輸出管理法について

＜措置の概要＞に記載されているように、2022 年 4 月、商務部より、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例案（意見募集稿）」が公表され、1 ヶ月間の意見募集手続に付されたが、正式な立法化には至っていない。同管理条例案では、軍事用又は民生用のいずれにも利用できる両用品目を輸出管理の対象とし、従来は分散していた大量破壊兵器関連の両用品目の規制を統合し、通常兵器関連の両用品目も包括して統一的な規則を定めているところ、2023 年 5 月 31 日、国務院弁公庁は「国務院弁公庁の 2023 年度立法工作计划の発遣（印発）に関する通知」を発遣（印発）し、「両用品目輸出管理条例」を制定する準備ができていると公表したが、成立時期の見通しは立っていない²。

2. 信頼できないエンティティ・リストについて

輸出管理法の報復措置（対等の原則）の規定に関する 2019 年 6 月の外国貿易法・独占禁止法・国家安全法等と整合する措置として、非商業的目的に基づいて、市場ルールを遵守せず、契約に違反し、中国企業に対する供給を停止・断絶し、中国企業の正当な権利及び利益に重大な損害を及ぼす外国企業・団体・個人を、信用性が低い組織（unreliable entities）としてリスト化する（Unreliable Entities List）構想については、2020 年 9 月に施行されているところ、中国商務部は 2023 年 2 月 16 日、台湾への度重なる兵器売却によって中国の安全と主権・領土の完全性を損なったことを理由として、米国企業 2 社を信頼できないエンティティ・リストに掲載すると発表した。それ以降特段の動きは確認できていない。

²https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202306/content_6884926.htm?trs=1&wd=&eqid=88b6639b00001ab00000000046485c23d

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.20,21 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

中国の 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 9.1%だが、輸出入税則（2023）にはオートバイ（最高 45%）、写真用又は映画用材料（最高 35%）、カラーモニター（20%）、自動車（15%）、TV（15%）、プロジェクター（最高 12%）³等の高い譲許税率が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、2022 年時点の非農産品目の単純平均実行関税率は 6.4%であった⁴

＜最近の動き＞

新型コロナウイルスの影響による関税措置等については、コロナ感染症の影響を踏まえて、2020 年 2 月 1 日付の財政部、税関総署及び税務総局による「新型コロナウイルス感染防止の輸入物資免税政策の公告」は、従来の「慈善寄付物資輸入税免除暫定弁法」

（公告 2015 年第 102 号）における免税範囲を拡大し、域外寄付者が無償で寄付する新型コロナウイルス感染防止の輸入物資だけではなく、輸入物資に試薬・消毒物品・防護用品・救護車・防疫車・消毒用車・応急指揮車を追加し、免税範囲に国内組織又は個人による輸入・直接寄付及び国内加工貿易企業による寄付を追加し、被寄付者に省レベル民政当局又はその指定組織を追加する輸入税政策を 2020 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで実施していた⁵。さらに中国国務院の関税税則委員会により 2022 年 12 月 28 日に公布された「2023 年間税調整案に関する公告」（税委会公告 2022 年第 11 号）によると、医薬品や消費財等 1020 項目の商品に対して最優遇国税率（MFN 税率）より低い輸入暫定税率を適用するとし、新型コロナウイルス感染症関連医薬品の原料等の医薬品にゼロ関税を適用する都市、2023 年 7 月 1 日から 62 項目の情報技術製品の最優遇国税率について 8 回目の減税を実施し、調整後の平均輸入関税はこれまでの 7.4%から 7.3%となる⁶。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置は行われていないが、露のウクライナ侵攻による国際エネルギー価格高騰を踏まえて、2022 年 4 月、国務院関税税則委員会は、税関法や輸出入関税条例第 9 条に基づき、エネルギーの安定供給の確保及び質の高い発展の促進のため、2022 年 5 月から 2023 年 3 月までの間、石炭に関する輸入関税を一時的に免除した、2023 年 3 月に当該一時免除をさらに 2023 年 12 月 31 日まで延長した⁷。2023 年 4 月 1 日から、7 つの品目の石炭製品の輸入暫定税率が廃止され、2023 年 7 月 1 日から、1 つの品目の情報技術製品の輸入暫定税率が廃止されるようになった⁸。

³<http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202212/P020230102189469112372.pdf>

⁴https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/daily_update_e/tariff_profiles/CN_E.pdf

⁵<https://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143155/content.html>

⁶ https://www.gov.cn/zhengce/2022-12/30/content_5734172.htm?eqid=9e7bdea200002d5e0000000264619d5d

⁷ https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/26/content_5748335.htm

⁸ https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-12/29/content_5734125.htm

補助金・相殺措置

（１） 2023 年度版不公正貿易報告書 P25 の〔個別措置〕（１）輸出増値税還付率変動について、現在の記載をファクトチェックいただき、誤りがあればご指摘ください。また、当該措置について新たな動向があれば、調査・報告ください。

現行の記載に問題はなく、2022 年 6 月以降、輸出増値税還付率変動について新たな動向は確認できなかった。

基準・認証制度

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.37～38 の「(1) 暗号法・商用暗号管理条例」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、2020 年 1 月 1 日に施行された暗号法には、ソースコードの開示要求の禁止が規定されていると認識していますが、これと同様にアルゴリズムの開示要求が禁止される規定の導入に関する動向について調査・報告ください。

暗号法・商用暗号管理条例については、「暗号法」施行に伴い、1999 年に施行された「商用暗号管理条例」の改正草案が作成され、2020 年 8 月にパブリックコメントが実施された後、同管理条例は 2023 年 4 月 27 日に公布され⁹、2023 年 7 月 1 日から施行された。改正後の商用暗号管理条例は、暗号法の下位法令に位置づけられ、国家の秘密事項に当たらない情報を暗号化する製品や技術（商用暗号製品・技術）の安全性審査や国家規格の技術要件への適合義務、輸入許可・輸出規制等の詳細を規定している。条文数は、改正前の総数 27 条から総数 67 条へ大幅に増加し、貿易管理措置として、国家の安全、社会の公益にかかわり、かつ暗号化保護機能を有する商用暗号は輸入管理リストに、国家の安全、社会の公益にかかわる、又は中国が国際的な義務を負う商用暗号は、輸出管理リストに組み入れると規定している（第 31～34 条）。また、外資系企業への商用暗号技術の強制的な移転、及び商業暗号研究・生産・販売・サービス・輸出入等事業者と検査検定・認証機構へのソースコード等暗号関連専有情報の開示要請を禁止しているが（第 7 条、第 47 条）、重要情報インフラ運営者による商用暗号製品・サービスの利用において利用される暗号アルゴリズム、暗号プロトコル、暗号鍵管理システム等の商用暗号技術が当局の審査鑑定に合格することが要求される（第 39 条）。

⁹ https://www.sca.gov.cn/sca/xwdt/2023-04/20/content_1061005.shtml?eqid=ca28b2d0000b5e1c00000004644b990a

（２） 2023 年度版不公正貿易報告書 P.38～40 の「（３）化粧品規則」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、「化粧品登録・届出のための試験業務規範」は CMA（検査検定資質認定）を取得した機関が試験を実施することを求めているが、「検査機構資質認定管理弁法」も踏まえつつ、中国国外の機関が CMA を取得できるか否かについて調査・報告ください。また、「新原料登録届出資料管理規定」及び「化粧品効能訴求評価規範」は特定の試験方法による評価を求めています、OECD や ISO が定める試験方法による評価が許容されるか否かについて調査・報告ください。

化粧品規則については、「化粧品登録・届出のための試験業務規範」は CMA（検査検定資質認定）を取得した機関が試験を実施することを求めているところ、CMA は中国国内の試験機関のみが取得可能であるといった内容を記載する「化粧品検査機構の資質認定条件（意見募集稿）」が 2022 年 7 月に公布され、パブリックコメントが実施されたが、2023 年 11 月現在、施行されていない¹⁰。

また、2021 年 3 月に公布され、同年 5 月に施行された「化粧品新原料登録届出資料管理規定」（従前の「化粧品新原料登録届出資料規範」から法令名が微修正された。）¹¹においては、「化粧品安全技术規範」に試験方法を定められない項目だけについて国際通用方法による試験が認められるとされ、OECD や ISO が定める試験方法による評価が許容されるのは極めて限定的であると考えられる。

¹⁰ <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/zhqyj/zhqyjhzhp/20220811100330153.html>

¹¹ <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/fgwj/xzhgfxwj/20210304140454159.html>

サービス貿易

(1) 2022 年版不公正貿易報告書 P.38 の「(5) 中国サイバー・データ関連規制」について、新たな動向があれば調査・報告ください。特に、各法令の文言の定義や法令間の関係性が不明確でビジネス活動が阻害される等の影響が懸念される法令等について調査・報告ください。

サイバーセキュリティ法に関しては、2022 年 9 月、処罰規定の修正等を伴う本法改正案がパブリックコメントに付され、2023 年 9 月 8 日に公布された 14 回全国人民代表大会常務委員会の立法計画の中に、任期内に審議に付する予定の法令リストの最後に記載されているが、成立時期の見通しは不明である¹²。

個人情報保護法について、2022 年 6 月に個人情報越境標準契約規定案がパブリックコメントに付されていたところ、2023 年 2 月 3 日に「個人情報越境標準契約弁法」としてまとめられた。国家インターネット情報弁公室の 2023 年第 2 回室務会議の審議を経て、2023 年 6 月 1 日から施行され、当局による安全評価の対象会社及び認証取得の対象会社を除くすべての事業者に対して標準契約の締結と届出を求めた¹³。しかし、2023 年 9 月 28 日に突然「データ越境流通の規範と促進の規定（意見募集稿）」が公表され、個人を当事者とする契約の締結及び履行を目的として域外に提供される必要がある場合や 1 年以内に越境提供される個人情報 10,000 人未満となると予想される場合等について標準契約の締結と届出が不要とされる案が示されたが¹⁴、2023 年 11 月 29 日時点で同規定案はまだ成立していないので、標準契約の締結と届出の要否と判断基準はなお混乱している状況にある。

なお、サイバー・データ関連下位法令等である、データ安全管理弁法案、個人情報の国外提供の安全評価弁法案、サイバーセキュリティ等級保護条例案、ネットワークデータ安全管理条例案についてはいまだ成立していないが、「中国銀保監会のデータ安全管理監督弁法」と「工業・情報化分野データ安全管理弁法」は、関連分野の規定として、2020 年 9 月 23 日と 2023 年 1 月 1 日にそれぞれ施行された。自動車データセキュリティ管理の若干の規定（試行）に関連して、2021 年 10 月には「自動車データ収集安全ガイドライン」が交付されており、これは、法的拘束力はないものの、車外データ、座席データ及び位置・走行履歴データの越境移転を禁止しており、「自動車データセキュリティ管理の若干の規定（試行）」よりも厳しい規定となっている¹⁵。

¹² http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202309/t20230908_431613.html

¹³ http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

¹⁴ http://www.cac.gov.cn/2023-09/28/c_1697558914242877.htm

¹⁵ <https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20211021191401>

知的財産

（１） 2023 年版不正貿易報告書 P.50-51 の「（１）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、2022 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権に関する制度の創設・整備状況、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政手続きの整備や救済の内容及び料金の推移などを調査ください。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題として、我が国税関での知的財産侵害物品の輸入差止件数 26,942 件における仕出国の構成比においても、中国の比率が全体の 7 割強（75.9%、20,461 件）と引き続き高水準であった（財務省「令和 4 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（2023 年 3 月））¹⁶とされている。

産業財産権登録のための中国における審査期間としては、2022 年時点では、特許審査平均期間は 2019 年の 22.7 カ月から 16.5 カ月に短縮し、実用新案の審査平均期間は 5-6 カ月、商標審査平均期間は 4 カ月であった。2022 年に日本権利者の特許出願件数は 50,194 件（前年比 4.3%減）、外国権利者の中、七年連続一位、商標出願は 38,328 件、連続増加の傾向であった¹⁷。なお、2023 年 1 月 13 日には商標法改正草案が公表され、2 月 27 日までパブリックコメントを実施したが、2023 年 12 月 3 日時点でまだ成立していない。

行政上の取締まりのデータは、2022 年時点では、①専利権侵害紛争で 5.8 万件（前年比+16.8%）、②商標権侵害模倣で 3.14 万件であり、係争金額 7.34 億元、過料額は 5.29 億元であり、1,041 件が刑事被疑事件として司法機関に移送され、③著作権侵害海賊版で 3378 件を摘発し、174 件を司法機関に移送し、その過料額は 12.58 億元、④不正競争で 9069 件を摘発し、過料額は 6.2 億元である¹⁸。日系企業に特化したデータは発見できなかった。

水際取締まりについては、2022 年は、ロット数で 6.1 万件、関連貨物数で 7,793.9 万点である¹⁹。

民事上の救済については、特段追記すべき事項は発見できていない。

刑事上の制裁については、2022 年に、全国検察機関が逮捕を許可した知的財産関連事件は 3,641 人（事件数は 2,210 件）、起訴したのは 12,589 人（事件数は 5,982 件）、全国人民法院は第一審として新たに受理した知財侵害刑事案件 5336 件を受理し、5456 件を審理終結し、全国公安機関は、知財侵害と模倣商品製造販売の犯罪案件 2.7 万件を摘

¹⁶https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022/index.htm

¹⁷国家知識産権局データに基づき作成。

¹⁸<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E3%80%8A%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6%E3%80%8B.pdf&filename=fbe3339f34844a58b0c7d8f6f3d937d4.pdf>

¹⁹<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E3%80%8A%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6%E3%80%8B.pdf&filename=fbe3339f34844a58b0c7d8f6f3d937d4.pdf>

発した²⁰。なお、最高人民法院及び最高検察院は、2023 年 1 月 18 日付けで「知的財産権侵害刑事事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈（意見募集稿）」を公表し、パブリックコメントを募集したが、2023 年 12 月 3 日現在まだ成立していない。

²⁰<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E3%80%8A%E4%BA%8C%E3%80%87%E4%BA%8C%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E4%BF%9D%E6%8A%A4%E7%8A%B6%E5%86%B5%E7%99%BD%E7%9A%AE%E4%B9%A6%E3%80%8B.pdf&filename=fbe3339f34844a58b0c7d8f6f3d937d4.pdf>

（２） 2023 年版不公正貿易報告書 P.51-52 の「（２）冒認出願問題」「②外国でなされた発明等の冒認出願・無審査制度の乱用」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（専利法や商標法、及びそれらの下位法令等）を中心に、第五次商標法改正草案を含む改正の動きを含めて 2022 年以降の最新情報を調査ください。

上記の点について、第五次商標法改正草案を含む改正の動きも含めて調査を行ったが、特段の新たな動向は確認できなかった。

（３） 2023 年版不公正貿易報告書 P.52-54 の「（３）特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」＜措置の概要と懸念点＞＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、関連する法令（中国契約法、技術輸出入管理条例）を中心に改正の動き、技術輸出管理条例 25 条に関連する訴訟の有無・状況を含めて 2021 年以降の最新情報を調査ください

＜措置の概要と懸念点＞

2019 年 3 月 18 日に、中国は、国務院の決定により、これまで日本、米国及び EU が懸念を表明してきた技術輸出入管理条例（以下、「管理条例」という）等の一部条項を削除し、「技術譲渡を強制してはならない」と明確に定める「外商投資法」の施行にあわせて（第 22 条第 2 項）、2020 年 11 月 29 日に外商投資企業設立審査認可に関する記載を含める第 22 条だけを削除した。

第三者の権利の侵害に関するライセンサーの義務については、旧管理条例第 24 条第 2 項（2019 年 3 月に削除）には、技術輸出入に係る技術受入側がライセンス等により供与された技術を利用した結果として第三者から権利侵害で訴えられた場合、ライセンサーは第三者の権利侵害の主張に対する対応について協力する義務を定めていたところ、当該条項は、2019 年と 2020 年の 2 回の改正を経て内容をそのままに、条文番号だけ繰り上げ、第 23 条 2 項となり、なお有効な状況である。旧管理条例第 24 条第 3 項は削除された。

技術供与の完全性等の保証は、現在、管理条例第 25 条ではなく、第 24 条に規定されている。なお、国内企業間の契約の際に適用される中国旧契約法（第 349 条）（民法典第 870 条）は、同じに技術供与の完全性等の保証義務を定めている。これらの条項に関する訴訟は公表されているものはない。

（４） 2023 年版不公正貿易報告書 P.54 の「（４）標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出」＜措置の概要と懸念点＞及び＜最近の動き＞に記載の中国の措置について、2022 年以降に禁訴令の請求がなされた訴訟に関する情報（禁訴令の請求の認否にかかわらず、禁訴令の請求がなされた中国国内の訴訟及び禁訴令の対象となった中国国外の訴訟に関する、事件番号、原告、被告、請求の理由、判決及び／又は裁定の概要及び全文、事件の経緯）、禁訴令に係る中国政府又は中国法院による指針等の情報を調査ください。

参考：ジェトロ北京事務所「中国裁判における標準必須特許（SEP）に係る法令・判例調査及び域外適用の影響に関する研究調査」2022 年 3 月

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202203_1.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_202203_2.pdf

標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出については、2022 年 2 月から 2023 年 12 月 2 日現在まで、中国裁判所は新たに禁訴令を発出していない。なお、EU による WTO に対する提訴は、2023 年 1 月 27 日に、WTO の紛争解決機構（DSB）がパネル設置に同意し、3 月 28 日にパネルが設置され²¹、パネルは直近 2023 年 11 月 6 日付の公開情報によると、2024 年後半より早くない時期に当事者に最終報告書を発行するとされている²²。

²¹https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds611_e.htm

²²<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/611-8.pdf&Open=True>

政府調達

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.55～57 の「政府調達」について、[実施状況] や [政府調達法改正] 等に新たな動向があれば調査・報告ください。

政府調達法改正については、2020 年 12 月から 2021 年 1 月に第 1 回、2022 年 7 月から 8 月に第 2 回の、改正案のパブリックコメントがそれぞれ実施された。改正案の主な内容として、政府調達法の適用範囲を完備させること、政府調達政策機能を十分に発揮させること、政府調達需要管理を強化すること、政府調達方式と手順を健全化すること、政府調達契約制度を完備させること、調達者の主体的地位を強化すること、サプライヤー資格条件の簡素化、法的責任を完備させることなど 8 項目が含まれている²³が、現時点において、パブリックコメント実施後の新たな動向は確認されていない。なお、2019 年より「安可（安全可控）」、あるいは「信創（信息化応用創新）」と呼ばれる制度が施行されたとの情報についても、相当の調査を行ったが当該制度の施行に関する情報は得られなかった。

²³

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caijingshidian/zgcjb/202207/t20220719_3827963.htm?eqid=c0724c6c0001be7300000003642a7413

一方的措置・その他

(1) 2023 年版不公正貿易報告書 P55 の「(1) 外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法」、「(2) 反外国制裁法」と「(3) 信頼できない実体リスト規定」について、当該法令が具体的に適用された事例も含めて新たな動向があれば調査・報告ください。

1. 外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法については、特段の新たな動向は確認できなかった。裁判例についても、既述のとおり、2021 年 11 月 1 日付の上海金融法院（【2021】滬 74 協外認 1 号）によるシンガポール国際仲裁センターの仲裁判断の承認・執行申請の裁定及び 2021 年 12 月 30 日付の広州中級人民法院（【2021】粵 01 民初 1365 号）の売買契約解約紛争の判決では、当事者が同弁法の適用を主張したが、人民法院は当該主張を認めなかったものがあるのみである。
2. 反外国制裁法については、2022 年における中国政府による米国国内の企業又は個人に対する制裁事例は 5 件公表されていた。制裁の理由としては、台湾への訪問や武器売却計画など台湾関係の事例を理由とした制裁が多かったものの、具体的な制裁措置の内容が公表されていない事例が多く、5 件のうち 3 件は法的根拠の記載がないために本法に基づく制裁かどうか公式文書等では明らかではないが、主に中国外交部がほぼ毎日行う記者会見における口頭回答においては、反外国制裁法の根拠言及が 1 回だけ、抽象的に「中国法律に基づいて」と言及したのが 1 回だけであった。しかしながら、中国学者や弁護士の認識では、それらの制裁措置は反外国制裁法に基づく措置であるものと思われる²⁴。

5 件の事例については以下のとおりである。

① 2022 年 2 月 21 日の事例

台湾に対する武器売却計画の発表を受けて、中国外務部は、反外国制裁法に基づき米ロッキード・マーチン、レイセオン・テクノロジーズへの対抗措置を発表したが、対抗措置の詳細は明らかになっていない²⁵。

② 2022 年 8 月 5 日の事例

中国外交部は 8 月 5 日、米国のナンシー・ペロシ下院議長が台湾を訪問したことに対し、中国法律に基づいて、ペロシ議長とその直系親族に対しても制裁を行うと発表した²⁶が、具体的な内容は明らかにしていない²⁶。

③ 2022 年 8 月 12 日の事例

中国外交部は、リトアニアのバイシウケビチウテ運輸・通信副大臣が台湾を訪問したことを受け、同氏への制裁措置を導入したと発表した²⁷が、具体的な内容は明らかにしていない²⁷。

²⁴ 当職らが行ったヒアリング調査に基づく。

²⁵ https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202202/t20220221_10644054.shtml 参照。

²⁶ https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202208/t20220805_10735491.shtml 参照。

²⁷ https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202208/t20220812_10742446.shtml 参

④ 2022 年 9 月 16 日の事例

台湾に対する武器売却計画の発表を受けて、中国外交部は米国の防衛関連企業 2 社の個人に制裁を行うと発表した。今回の発表は制裁の具体的な内容について明らかにしていない²⁸。

⑤ 2022 年 12 月 23 日の事例

米国が「チベットの人權」問題を理由に 2 人の中国当局者に対して不法な制裁を行ったことに対して、中国外交部は 12 月 23 日、余茂春氏（米国のマイク・ポンペオ前国務長官の中国問題顧問）、トッド・スタイン氏（米国議会中国委員会事務局副主任）の 2 人の個人に対する対抗措置に関する決定（外交部令第 4 号）を発表し、即日実施するとした。

対抗措置は以下のとおりである。

- (i) 中国国内の動産、不動産、およびその他の各種財産の凍結。
- (ii) 中国国内の組織・個人と関連取引活動を行うことの禁止。
- (iii) 当該人およびその直系親族に対して査証を発給せず、入境を許可しないこと²⁹。

最近の動きとして、2023 年 4 月 7 日、中国外交部は米国のハドソン研究所とロナルド・レーガン大統領図書館及びその責任者に対して対抗措置を取る決定を発表し、即日施行した。研究所と図書館に対する措置は、中国国内の大学、機関などの組織及び個人との関連する取引、交流、協力等の活動を厳格に制限するというものである。上記責任者に対する措置は、中国国内の動産・不動産およびその他の各種財産の凍結、中国国内の組織・個人が当該個人と関連する取引・協力等の禁止、当該個人に対してビザを発給せず、入国を許可しないことである³⁰。

2021 年 7 月のウィルバー・ロス前商務長官をはじめ 7 の米国個人・団体を対象にした制裁の前の事例であるが、2021 年 3 月 22 日、イギリスによる 4 名の中国新疆当局者及び一つの団体への制裁への対抗措置として、本法に基づき 2021 年 3 月 27 日にイギリス議員 4 名を含む 9 名の個人と法律事務所を含む 4 の団体を対象にした制裁を科すと発表した³¹。当該法律事務所に所属したシンガポール弁護士が、仲裁人を務めたシンガポール国際仲裁センターの仲裁判断は、中国上海にて承認・執行申請において被申立人の当事者が前述の「外国の法律と措置の不当な域外適用を阻止する弁法」の適用により承認・執行しないべきと主張したが認められなかった。

また、2023 年 4 月 13 日に中国外交部は、反外国制裁法に基づいて台湾地域を訪問したマッコール米議員に制裁を加えたと発表した³²。措置の内容は、中国国内の動産・不動産及びその他の各種財産の凍結、中国国内の組織・個人が当該個人と関連す

照。

²⁸ https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202209/t20220916_10767035.shtml 参照。

²⁹ https://www.fmprc.gov.cn/web/wjdt_674879/fyrbt_674889/202212/t20221223_10994373.shtml 参照。

³⁰ https://www.fmprc.gov.cn/wjb_673085/zfxxgk_674865/gknrlb/fzcqdc/202304/t20230407_11055802.shtml

³¹ https://www.gov.cn/xinwen/2021-03/26/content_5596243.htm

³² <https://new.qq.com/rain/a/20230414A05L1600>

る取引・協力等の禁止、当該個人に対してビザを発給せず、入国を許可しないことになる³³。

また、2023年9月15日、台湾地区に先進兵器を提供したことを理由としてLockheed Martin Space Systems Company ミズーリ州セントルイス市支社と Northrop Grumman に対し、制裁を実施すると発表した³⁴。

さらに、2023年12月26日、米国による2名の中国新疆当局者と中国企業3社の制裁への対抗措置として、新疆に関する機微情報の長期収集・提供とされるアメリカ情報データ会社 Kharon、同社の調査員と元アメリカ高等国防研究センターの研究員に対して、入国禁止・資産凍結・中国国内の国民・団体との取引の禁止等の制裁措置を発表した³⁵。

2024年1月7日には、米国が台湾地区に武器を販売し、中国企業と個人に対して不法な制裁を実施した行為への対抗措置として、BAE Systems Land and Armament 社、Alliant Techsystems Operation 社、AeroVironment 社、ViaSat 社、Data Link Solutions 社の合わせて5社の米国軍需企業に制裁措置を加えることを決定した。措置の内容には、中国国内にある動産、不動産及びその他の各種財産の凍結や国内の組織・個人との取引等の活動の禁止が含まれる³⁶。

3. 信頼できない実体リスト規定については、新たな動き又は新たに公表された事例は確認できなかった。

³³https://www.mfa.gov.cn/wjb_673085/zfxgk_674865/gknrlb/fzcqdes/202304/t20230413_11058780.shtml

³⁴http://new.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202309/t20230915_11143550.shtml

³⁵http://new.fmprc.gov.cn/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202312/t20231226_11213135.shtml

³⁶ https://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/dhdw_673027/202401/t20240107_11219408.shtml

2. ASEAN諸国（タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマー）

サービス貿易

（１） ASEAN 各国のサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。特にタイ、インドネシア（データローカライゼーション政策）及びベトナムで導入・検討されている政策について、調査・報告ください。 ASEAN 諸国において、データの越境移転を過度に制限する等により、影響が懸念される法令があるか、調査ください。

1. タイ

外国メディア・コンテンツ規制に関して、外国メディアに限定した規制は確認できないものの、総務省の資料によれば³⁷、2020 年 8 月、タイ政府が、コンピュータ関連法を根拠に³⁸、Facebook（現 Meta）に対しタイ王室批判グループの運営ページへのアクセスを遮断することを求めた事例があったとのことである。

（1） OTT 規制に関して、新たな規制は確認できないものの、総務省によれば、上記 Facebook の事例に加えて、2021 年 11 月、僧侶姿を戯画化した画像の SNS 掲載について、下院宗教委員会がコンピュータ関連法の適用を警察に求めた事例があったとのことである。また、2021 年 1 月に、王室批判動画のネット投稿者に関して、刑事裁判所が、刑法の不敬罪による禁固刑の判決を下した事例があったとのことである。さらに、報道によれば³⁹、国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission: NBTC）が、コンピュータ関連法に基づき、OTT プラットフォームに対して監視を強化するとともに VAT 税に付加した手数料を徴収するなど、新たな規制措置を講じることを検討しているとのことである。

（2） データ流通規制に関しては、個人情報保護法（PDPA）により規律される⁴⁰。新たな動きとして、2023 年 8 月 17 日に、個人情報保護法に基づく特定の義務を免除される基準、種類及び組織に関する勅令（The Royal Decree on the criteria, type and organizations that are exempt from certain obligations under the Personal Data Protection）が公布され、2024 年 1 月 14 日から施行となる見込みである⁴¹。勅令は、PDPA に

³⁷ 総務省ホームページ掲載資料<<https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/thailand/pdf/066.pdf>>（2023 年 11 月 18 日最終閲覧）

³⁸ コンピュータ関連法（B.E. 2550〔2007 年〕、B.E.2560〔2017 年〕改正）：2017 年 1 月 24 日公布、同年 5 月 24 日施行

³⁹ Bangkok Post, NBTC mulls regulation of OTT platforms, <<https://www.bangkokpost.com/business/2588139/nbtc-mulls-regulation-of-ott-platforms>> (accessed on November 18, 2023)

⁴⁰ 個人情報保護法（B.E. 2562〔2019 年〕）：2019 年 5 月 27 日公布、2022 年 6 月 1 日施行

⁴¹ 個人情報保護法に基づく特定の義務を免除される基準、種類及び組織に関する勅令（The Royal Decree on the criteria,

基づく個人データの収集、使用、開示に関するデータ管理者の義務を、国家汚職防止委員会（National Anti-Corruption Commission）や内閣官房（The Secretariat of the Cabinet）など列挙された当局から要求された場合に免除している。

- (3) データの越境移転に関しては、PDPA は、以下のとおり第 28 条及び第 29 条において、個人データの域外移転規制を置く。もっとも、PDPA に基づく要件を満たせば、個人データを越境移転することは可能であり、影響が懸念される法令は確認できない。

PDPA は、第 28 条において、個人情報管理者が個人情報タイ国外に配信又は転送することを希望する場合、当該移転先となる国や国際機関において、個人情報保護委員会が決定する規則及び手続に従って、適切な個人情報保護基準が定められていなければならないことを規定する。もっとも、第 29 条に従い、タイに居住する個人情報管理者又は個人情報処理者が個人情報保護に関する方針を有し、それが個人情報事務局により審査され、承認されることを条件に、企業グループ内での個人データの域外移転に関する上記規制の適用が除外される。

【PDPA 条文原文（タイ語）】

มาตรา

๒๘

ในกรณีที่ผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลส่งหรือโอนข้อมูลส่วนบุคคลไปยังต่างประเทศประเทศปลายทางหรือองค์การระหว่างประเทศที่รับข้อมูลส่วนบุคคลต้องมีมาตรฐานการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลที่เพียงพอ ทั้งนี้ ต้องเป็นไปตามหลักเกณฑ์การให้ความคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลตามที่คณะกรรมการประกาศกำหนดตามมาตรา ๑๖ (๕) เว้นแต่

(๑) เป็นการปฏิบัติตามกฎหมาย

(๒) ได้รับความยินยอมจากเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลโดยได้แจ้งให้เจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลทราบถึง

มาตรฐานการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลที่ไม่เพียงพอของประเทศปลายทางหรือองค์การระหว่างประเทศที่รับข้อมูลส่วนบุคคลแล้ว

(๓) เป็นการจำเป็นเพื่อการปฏิบัติตามสัญญาซึ่งเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลเป็นคู่สัญญาหรือ

type or organisations that are exempt from the Personal Data Protection Act (Thai)) <[7220-พระราชกฤษฎีกากำหนดลักษณะ-กิจการ-หรือหน่วยงานที่ได้รับการยกเว้น ไม่ให้นำพระราชบัญญัติคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคล-พ.ศ.-๒๕๖๒-บางส่วนมาใช้บังคับ-พ.ศ.-๒๕๖๖ \(mdes.go.th\)](#)>
(2023 年 11 月 18 日最終閲覧)

เพื่อใช้ในการดำเนินการตามคำขอของเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลก่อนเข้าทำสัญญานั้น

(๔) เป็นการกระทำตามสัญญาระหว่างผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลกับบุคคลหรือนิติบุคคลอื่น

เพื่อประโยชน์ของเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคล

(๕) เพื่อป้องกันหรือระงับอันตรายต่อชีวิต ร่างกาย หรือสุขภาพของเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคล

หรือบุคคลอื่น เมื่อเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลไม่สามารถให้ความยินยอมในขณะนั้นได้

(๖) เป็นการจำเป็นเพื่อการดำเนินการกิจเพื่อประโยชน์สาธารณะที่สำคัญ

ในกรณีที่มีปัญหาเกี่ยวกับมาตรฐานการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลที่เพียงพอของประเทศปลายทางหรือองค์การระหว่างประเทศที่รับข้อมูลส่วนบุคคล ให้เสนอต่อคณะกรรมการเป็นผู้วินิจฉัย ทั้งนี้การวินิจฉัยของคณะกรรมการอาจขอให้ทบทวนได้เมื่อมีหลักฐานใหม่ทำให้เชื่อได้ว่าประเทศปลายทางหรือองค์การระหว่างประเทศที่รับข้อมูลส่วนบุคคลมีการพัฒนาจนมีมาตรฐานการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลที่เพียงพอ

มาตรา

๒๙

ในกรณีที่ผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลหรือผู้ประมวลผลข้อมูลส่วนบุคคลซึ่งอยู่ในราชอาณาจักรได้กำหนดนโยบายในการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลเพื่อการส่งหรือโอนข้อมูลส่วนบุคคลไปยังผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลหรือผู้ประมวลผลข้อมูลส่วนบุคคลซึ่งอยู่ต่างประเทศและอยู่ในเครือกิจการหรือเครือธุรกิจเดียวกันเพื่อการประกอบกิจการหรือธุรกิจร่วมกัน

หากนโยบายในการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลดังกล่าวได้รับการตรวจสอบและรับรองจากสำนักงานการส่งหรือโอนข้อมูลส่วนบุคคลไปยังต่างประเทศที่เป็นไปตามนโยบายในการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลที่ได้รับการตรวจสอบและรับรองดังกล่าวให้สามารถกระทำได้โดยได้รับยกเว้นไม่ต้องปฏิบัติตามมาตรา ๒๘

นโยบายในการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคล

ลักษณะของเครื่องกิจการหรือเครื่องธุรกิจเดียวกันเพื่อการประกอบกิจการหรือธุรกิจร่วมกัน
และหลักเกณฑ์และวิธีการตรวจสอบและรับรองตามวรรคหนึ่งให้เป็นไปตามที่คณะกรรมการประกาศกำหนด

ในกรณีที่ยังไม่มีคำวินิจฉัยของคณะกรรมการตามมาตรา ๒๘
หรือยังไม่มีนโยบายในการคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคลตามวรรคหนึ่ง
ผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลหรือผู้ประมวลผลข้อมูลส่วนบุคคลอาจส่งหรือโอนข้อมูลส่วนบุคคลไปยังต่างประเทศได้โดยได้รับยกเว้นไม่ต้องปฏิบัติตามมาตรา ๒๘
เมื่อผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลหรือผู้ประมวลผลข้อมูลส่วนบุคคลได้จัดให้มีมาตรการคุ้มครองที่เหมาะสมสามารถบังคับตามสิทธิของเจ้าของข้อมูลส่วนบุคคลได้
รวมทั้งมีมาตรการเยียวยาทางกฎหมายที่มีประสิทธิภาพตามหลักเกณฑ์และวิธีการที่คณะกรรมการประกาศกำหนด

【PDPA 条文（英語訳）】

Section 28 In the event that the Data Controller sends or transfers the Personal Data to a foreign country, the destination country or international organization that receives such Personal Data shall have adequate data protection standard, and shall be carried out in accordance with the rules for the protection of Personal Data as prescribed by the Committee in section 16(5), except in the following circumstances:

- (1) where it is for compliance with the law;
- (2) where the consent of the data subject has been obtained, provided that the data subject has been informed of the inadequate Personal Data protection standards of the destination country or international organization;
- (3) where it is necessary for the performance of a contract to which the data subject is a party, or in order to take steps at the request of the data subject prior to entering into a contract;
- (4) where it is for compliance with a contract between the Data Controller, and other Persons or juristic persons for the interests of the data subject;
- (5) where it is to prevent or suppress a danger to the life, body, or health of the data subject or other Persons, when the data subject is incapable of giving the consent at such time;
- (6) where it is necessary for carrying out the activities in relation to substantial public interest.

In the event that there is a problem with regard to the adequacy of Personal Data protection standards of the destination country or international organization, such problem shall be submitted to the Committee to decide. The decision made by the Committee may be reviewed when there is a new evidence convincing that the destination country or international organization that receives such Personal Data has developed adequate Personal Data protection standards.

Section 29 In the event that the Data Controller or the Data Processor who is in the Kingdom of Thailand has put in place a Personal Data protection policy regarding the sending or transferring of Personal Data to another Data Controller or Data Processor who is in a foreign country, and is in the same affiliated business, or is in the same group of undertakings, in order to jointly operate the business or group of undertakings. If such Personal Data protection policy has been reviewed and certified by the Office, the sending or transferring of Personal Data to a foreign country, which is in accordance with such reviewed and certified Personal Data protection policy, can be carried out and shall be exempt from compliance with section 28.

The Personal Data protection policy, the nature of the same affiliated undertaking or affiliated business in order to jointly operate the undertaking or business, and the rules and methods for the review and certification in paragraph one shall be as prescribed and announced by the Committee.

In the absent of a decision by the Committee in accordance with section 28, or the Personal Data protection policy referred in paragraph one, the Data Controller or the Data Processor may send or transfer the Personal Data to a foreign country in exemption to compliance with section 28, if the Data Controller or the Data Processor provides suitable protection measures which enable the enforcement of the data subject's rights, including effective legal remedial measures according to the rules and methods as prescribed and announced by the Committee.

2. インドネシア

インドネシア商業省は、電子商取引（EC）を行う「ソーシャルコマース」を通じた商品の売買や越境 EC について、2023 年 9 月 25 日に商業大臣規定 2023 年第 31 号を交付し、翌 26 日に施行した。詳細については、「2-3 インドネシア」「サービス貿易」の(1)に対する報告を参照されたい。これ以外に特段の動向は確認できなかった。

3. マレーシア

マレーシアにおいては、電子商取引は新しいものではないものの、2020 年に発生した COVID19 感染拡大により、従前よりさらに普及したと見ることができる。

電子商取引については、2023 年 1 月 6 日のマレーシア税関からの発表によれば、電子商取引プラットフォームにおいて購入され、マレーシアに輸入される、つまり越境 EC により輸入される貨物について 10%の売上税が課されることとなった⁴²。500 リンギッ

⁴² 500 リンギ以下の少額オンライン輸入にも売上税、4 月から
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/79bd94422e4272ea.html>

トを超える貨物についてはすでに課税対象とされており、課税の範囲を広げた形となっている。

また、こうした少額貨物の販売額が年間 50 万リンギット(15,000,000 円)を超える者は、マレーシア国内外を問わず登録販売者(Registered Seller)として税関に届出を行う必要がある⁴³ ⁴⁴。

また、個人情報・データの越境移転については、Personal Data Protection Act 2010⁴⁵ (以下「PDPA」という。)が規定している。

すなわち、PDPA によれば、「個人情報 (Personal Data)」の定義は、情報又はそのデータを使用する者が保有する他の情報を合わせることにより特定される情報主体に関連し、商業的取引に関する全ての情報、としており、個人を特定する情報は全て PDPA の適用対象となるものと考えられる。

そして、PDPA は原則として個人情報の国外移転は原則として禁止するが (PDPA129 条 1 項)、

- ① 情報主体が個人情報の国外移転について同意している場合
- ② データ使用者と情報主体の間で締結された契約の履行に必要な場合

に該当する場合には例外的に国外移転することが可能としている (PDPA129 条 2 項)。

4. ベトナム

(1) 外国メディア・コンテンツ規制関連

調査した限り、後述の OTT 規制及びデータ流通規制以外に、直近 1 年間における外国メディア・コンテンツ規制に関するアップデート事項は認められなかった。

(2) OTT 規制関連

ベトナム政府は、2022 年 10 月 1 日、テレビ・ラジオ放送サービスの運営・提供・使用を規定する政令 No.6/2016/ND-CP (以下「政令 6 号」とする。)を一部改正・補足する政令 No.71/2022/ND-CP (以下「政令 71 号」とする。)を公布し、2023 年 1 月 1 日に施行された⁴⁶。政令 71 号における改正内容は多岐にわたるが、主たる変更点は以下のとおりであり、海外 OTT・VOD 事業者にとって影響のある内容となっている⁴⁷。

① 適用範囲

政令 71 号では、OTT・VOD 事業が同政令の適用対象に含まれることを明らかにし (第 1 条第 1 項 a)、国境を越えて提供される海外 OTT・VOD 事業について

⁴³ GUIDE: SALES TAX ON LOW VALUE GOODS (LVG) (FIRST EDITION)

<http://www.customs.gov.my/en/Documents/Website%20Version%20-%20Draft%20Guide%20LVG%20as%20at%2009.01.2023.pdf>

⁴⁴ APPLICATION FOR SALES TAX ON LOW VALUE GOODS (LVG) REGISTRATION USER MANUAL

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/01/79bd94422e4272ea.html>

⁴⁵ <https://www.pdp.gov.my/jpdpv2/assets/2019/09/Personal-Data-Protection-Act-2010.pdf>

⁴⁶ Thuvienphapluat ホームページ (<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Cong-nghe-thong-tin/Nghi-dinh-71-2022-ND-CP-sua-doi-Nghi-dinh-06-2016-ND-CP-su-dung-dich-vu-phat-thanh-531024.aspx>) (最終閲覧日：2023 年 12 月 11 日)

⁴⁷ 政令 71 号に加え、Baker McKenzie (October 3 2022) “Vietnam: New rules on use of Radio and Television services”

(<https://www.connectontech.com/vietnam-new-rules-on-use-of-radio-and-television-services/>) (最終閲覧日：2023 年 12 月 11 日) を参照。

も管理の対象と規定している（政令 71 号第 1 条第 3 項 b）。

② ビジネスライセンスの取得

上記のとおり、海外 OTT・VOD 事業者が政令 71 号の適用対象に含まれるようになったことにより、OTT・VOD 事業者がベトナム国内で同事業を行う場合、ビジネスライセンスを取得することが必要となった（政令 6 号第 10 条第 2 項 c、第 12 条）。この点に関し、ビジネスライセンスを受けられるのは、ベトナムの法令に基づいて設立された企業に限定されることに留意する必要がある（政令 6 号第 12 条第 1 項 a）。

③ コンテンツの編集に関する制約

ニュースや時事番組、政治、国防、国家安全保障、経済、社会に関する番組は、認可を受けた報道機関が制作又は編集して提供する必要がある（政令 71 号第 20a 条第 1 項 a）。

また、映画を配信する場合、事業者は、サービス提供前に法令に従った基準により、提供する映画を自主的に分類する責任を負う。ただし、事業者が分類条件を満たしていない場合には、文化スポーツ観光省（MOCST）又はその認定機関に対して、映画の分類を行うよう要求することができる（同項 b）。

④ データ流通規制

データ流通規制に関する最新の動向は、後述 2-2 「ベトナム」「サービス貿易」の調査結果のとおりである。

5. フィリピン

2023 年 12 月 5 日、共和国法 11967 号⁴⁸（インターネット取引法（"Internet Transaction Act of 2023"））が成立した。同法は、デジタル商取引を促進しつつオンラインの消費者及び商人を保護することを目的とし、通信産業省（Department of Trade and Industry）の下に電子商取引局（E-Commerce Bureau）を設立した（第 7 条）。電子商取引のプラットフォームやオンラインの商人は、電子商取引局への登録を義務付けられ、消費者への情報提供、商品役務の品質の確保、消費者のデータプライバシーの保護、行動規範の遵守などを義務づけている（第 21 条から 23 条）。米国の不公正貿易報告書は、同法につき、電子商取引のプラットフォームや承認に過度の負担を課す可能性のある条項が含まれており、究極的には特に中小企業の電子商取引への参入を阻害し得るとの懸念を示している⁴⁹。

6. ミャンマー

ミャンマーは、2021 年 2 月 1 日に発生した国軍によるクーデターにより、本調査実施

⁴⁸ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2023/12dec/20231205-RA-11967-FRM.pdf>

⁴⁹ UNITED STATES TRADE REPRESENTATIVE, 2023 National Trade Estimate Report on FOREIGN TRADE BARRIERS (<https://ustr.gov/sites/default/files/2023-03/2023%20NTE%20Report.pdf>) p. 336.

日現在（2023 年 11 月現在）も、憲法上の緊急事態宣言下にある⁵⁰。国家権力は全て国家司令官に集中しており、全ての法改正は国家統治評議会によって行われ、国民の権利利益が制限されることを前提とした国家体制となっている。

ミャンマー政権及び国家統治評議会は、クーデター実施直後の 2021 年 2 月、電子取引法（2004 年）等、国民の権利利益を制限する態様での法改正を実施しているが、外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等に係る新たな規制措置、また、データの越境移転を制限し国内でデータの保管を義務付ける法令の制定の事実は確認できない。なお、ミャンマー政権は、クーデター直後よりサイバーセキュリティ法案を起草し、デジタルプラットフォームに対する規制の構築を目指したが、軍事政権に広範な権限を付与するものであるとして国際社会から批判を浴びた⁵¹。本調査時点（2023 年 11 月現在）において、同法の制定もまた確認できない。

⁵⁰ ミャンマー軍事政権は、2023 年 7 月 31 日、6 か月間緊急事態宣言を延長する旨発表した（日本経済新聞 2023 年 7 月 31 日）：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM3198N0R30C23A7000000/>（最終閲覧 2023 年 11 月 19 日）。

⁵¹ 例えば、Human Rights Watch, *Myanmar: Scrap Draconian Cybersecurity Bill -Proposed Law Threatens Rights to Privacy, Expression, Access to Information-* (February 15, 2022): <https://www.hrw.org/news/2022/02/15/myanmar-scrap-draconian-cybersecurity-bill> (Accessible on November 19, 2023).

2-1. タイ

関税

（１） 2023 年度版不公正貿易報告書 P.57 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

＜措置の概要＞

タイ財務省関税局（Customs Department, Ministry of Finance）のホームページ⁵²及びタイ政府関税データベースによれば⁵³、タイの関税に係る最新の規制は、関税法（The Custom Act [2017 年]）及び関税令（The Customs Tariff Decree [2021 年]）に基づくものであり、従前から変更はない。

新型コロナウイルスに関する措置として、メディカルマスク等の輸入関税減免（HS コード 6307.90.40 及び 6307.90.90 における手術用マスク、防じんマスク、メディカルマスク等の関税率を 2022 年 9 月 30 日まで免除）、コロナウィルス感染による疾病の治療・診断・防止のための物品の輸入関税免除（保健省の規定に従った対象品について 2022 年 9 月 30 日まで免除）等が実施されたが⁵⁴、2022 年以降さらに延長されたという情報は得られなかったことから、これらの措置はすでに失効しているものと思われる。

また、ロシアのウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置について、タイは、2022 年 3 月時点においてロシアとの関係を考慮して慎重に対応するという立場であった⁵⁵。在タイ日本国大使館に照会するなど調査したが、その後その立場を変更し制裁を発動したとの情報は得られなかった。

WTO 等が作成する Tariff Profile 2023 によれば⁵⁶、2022 年時点のタイの非農産品における平均実行関税率は 7.1%、衣料品の平均実効税率は 29.5%、輸送機械の平均実効税率は 20.7%である。個別品目の自動車（最高 80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高 30%）には変化がない。

⁵² タイ財務省関税局ホームページ＜https://www.customs.go.th/index.php?lang=en&left_menu=menu_homepage＞（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

⁵³ タイ政府関税データベース＜[Integrated Tariff Database. \(customs.go.th\)](https://integratedtariffdatabase.customs.go.th/)＞（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

⁵⁴ JETRO「タイにおける新型コロナウイルスに関連する支援措置」（2022 年 3 月 4 日）＜https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/th/list0304.pdf＞（最終閲覧 2023 年 12 月 8 日）

⁵⁵ JETRO 記事「シンガポールを除く ASEAN 主要国でロシアに直接的な言及せず」（2022 年 3 月 9 日）＜<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/b4c1deb6c386a023.html>＞（最終閲覧 2023 年 12 月 8 日）

⁵⁶ WTO, ITC and UNCTAD, *World Tariff Profile 23*, <wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf> (accessed on November 10, 2023)

また、2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 24.5%である。輸送機械の譲許率は 25.7%、非農産品の譲許率は 72.3%である。非譲許品目として自動車部品（最高 30%）、自転車（最高 30%）に変化はない。高関税品目についても従前より変化がなく、自動車製品（HS コード 87）の高関税が目立つ。例えば、運転手を含めて 10 人以上の人員の輸送用の自動車（HS コード 8702）の平均実効税率が 40%、最高税率が 40%、車体（HS コード 8707）は、平均実効税率 60%、最高税率が 80%である⁵⁷。

デジタルサイネージ・プロジェクターは、HS コード上、85.28 に分類され、85.2842、85.2852 又は 85.2862 の品目として課税されないように思われる。在タイ日本国大使館に照会するなど調査したが、当該事例に係る情報は入手できなかった。

⁵⁷ WTO 関税データベース<<http://tariffdata.wto.org/default.aspx>>（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

知的財産

(1) 2023 年版不正貿易報告書 P.60-61 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

<審査期間>

タイ知的財産局⁵⁸による 2022 年の公表データを分析した JETRO 調査によれば⁵⁹、2022 年において、特許に関し、出願日から公開日までの平均審理期間 39.8 カ月（全 4558 件）、出願日から登録日までの平均期間 9.3 年（全 2205 件）とのことである。一方、実用新案については、出願日から公開日まで平均審理期間 29.0 カ月（全 1653 件）、出願日から登録日までの平均期間 2.4 年（全 1653 件）とのことである。なお、意匠及び商標に関しては確認できなかった。

<取締り件数の推移>

タイ知的財産局に掲載されたデータによれば⁶⁰、取締り件数の推移は以下のとおりである。推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）については情報が得られなかった。

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年
国家警察庁					
商標	3936	2786	1270	920	544
特許	18	5	0	23	9
特別捜査局 ⁶¹					
商標	25	4	4	9	9
特許	0	0	0	0	0
税関	1029	1006	1541	484	498

<救済の内容>

ア. 民事救済⁶²

⁵⁸ タイ知財局ホームページ<<https://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html>>（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

⁵⁹ JETRO バンコク事務所「ASEAN における産業財産権の検索データベースの調査 2022」（2023 年 3 月）<[report_202303_asean.pdf\(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/report/202303_asean.pdf)>（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

⁶⁰ タイ知的財産局ホームページの知的財産執行（IP Enforcement）に関するデータ<https://www.ipthailand.go.th/th/%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%9A%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A1/item/staticpp_diptotolyear63-65.html>（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）。このデータは、著作権に関する件数や押収された商品の数量についても記載されている。

⁶¹ 法務省特別捜査局（Department of Special Investigation : DSI）

⁶² JETRO バンコク事務所「タイ模倣対策マニュアル」（2022 年 3 月）69 頁以下<[th_mohou_202203.pdf\(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/th_mohou_202203.pdf)>（最終閲覧 2023 年 11 月 10 日）

知的財産権に関する民事裁判は、中央知的財産国際貿易裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court：CIPIT 裁判所）で審理される。

民事救済を求める当事者は、同裁判所に対し、損害賠償、侵害行為の中止・停止、模倣品の没収・破棄等を求めることとなる。また、自己の知的財産権に対して侵害行為が行われている又は行われるという明白な証拠がある場合には、当該行為の仮差止めを CIPIT 裁判所に申立てることができる。CIPIT 裁判所の判決に不服がある者は控訴裁判所に控訴、最高裁判所に上告できる。

イ. 刑事救済⁶³

民事救済と同様に CIPIT 裁判所で行われる。権利者が侵害行為を警察又は特別捜査局に告訴し、検察が侵害者を起訴することによって行われる公的起訴に加えて、権利者自身が侵害者を起訴する私的起訴が認められている。民事救済と同様に、CIPIT 裁判所の判決に不服がある者は控訴裁判所に控訴、最高裁判所に上告できる。

ウ. 行政救済⁶⁴

上記民事・刑事救済のほか、知的財産局を通じた行政的救済も可能である。まず、知的財産侵害対策局に対して、捜査及び捜索・差押えの申立てを行う。同局を通じて警察や特別捜査局による捜査へと進展することもある。また、知的財産権を模倣して登録しようとしている者がいる場合は、知的財産局に対する異議申立て及び取消無効を請求することができる。

⁶³ 前注 73 頁以下

⁶⁴ 前注 68 頁

2-2. ベトナム

知的財産

(1) 2023 年版不正貿易報告書 P.64-65 の「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、刑事罰の適用事例や推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

< 刑事罰の適用事例 >

2015 年刑法（No.100/2015/QH13、No.12/2017/QH14 による修正及び補充を反映）第 192 条乃至第 195 条では、偽造品を製造、売買する罪につき規定している。

例えば、最近の同罪の適用事案として、以下の事案が公表されている⁶⁵。

- ① 刑事控訴審判決（No.21/2023/HS-PT⁶⁶）（2023 年 2 月 27 日）
（結論）懲役 3 年、執行猶予 5 年
- ② 刑事第一審判決（No.17/2023/HS-ST⁶⁷）（2023 年 1 月 16 日）
（結論）内 1 名：懲役 3 年、内 1 名：懲役 2 年 6 月、執行猶予 5 年
- ③ 刑事控訴審判決（No.407/2022/HS-PT⁶⁸）（2022 年 9 月 19 日）
（結論）懲役 3 年 6 月（2 罪併合）
- ④ 刑事控訴審判決（No.300/2020/HS-PT⁶⁹）（2020 年 6 月 23 日）
（結論）懲役 1 年 6 月

なお、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移については、税関や裁判所、国家知的財産庁のホームページ等を調査し、またその他同国官庁への問い合わせ等も試みたが、該当する資料は把握できなかった。

< 民事救済 >

模倣品・海賊版等の不正商品に関する民事救済につき、特段法令上のアップデートは

⁶⁵ Thuvienphapluat ホームページ（Google 翻訳機能にて日本語での閲覧可能）にて、“Bản án về tội sản xuất, buôn bán hàng giả”（偽造品を製造・売買する罪に関する判決）を検索し、同罪の有罪事案をピックアップした

（https://thuvienphapluat.vn/banan/tim-ban-an?q=B%E1%BA%A3n+C3%A1n+v%E1%BB%81+t%E1%BB%99+i+s%E1%BA%A3n+xu%E1%BA%A5t%2C+bu%C3%B4n+C3%A1n+h%C3%A0ng+gi%E1%BA%A3+s%E1%BB%91&AgentId=0&CityId=65&DistrictId=517&StartPublicDate2=&EndPublishDate2=&type_q=0&Category=2&Category=5&AnLeType=&sortType=1&LanguageCode=）（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁶⁶ Thuvienphapluat ホームページ（<https://thuvienphapluat.vn/banan/ban-an/ban-an-ve-toi-san-xuat-buon-ban-hang-gia-so-212023hspt-279823>）（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁶⁷ Thuvienphapluat ホームページ（<https://thuvienphapluat.vn/banan/ban-an/ban-an-ve-toi-san-xuat-buon-ban-hang-gia-so-172023hsst-285380>）（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁶⁸ Thuvienphapluat ホームページ（<https://thuvienphapluat.vn/banan/ban-an/ban-an-ve-toi-san-xuat-buon-ban-hang-gia-so-4072022hspt-271464>）（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁶⁹ Thuvienphapluat ホームページ（<https://thuvienphapluat.vn/banan/ban-an/ban-an-ve-toi-san-xuat-buon-ban-hang-gia-so-3002020hspt-287117>）（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

存在しない。ただし、2023 年 3 月 29 日、ベトナム政府は、2025 年までの電子商取引における偽造防止と消費者保護の計画（決定 No.319/QĐ-TTg）を承認した⁷⁰。同計画では、電子商取引における偽造品防止と消費者保護に関する政策と法律を改善させるための方策として、バーコード等の使用の促進、データベースシステムの構築、電子商取引に参加する事業体の法令遵守意識の普及・教育などの具体的な目標が掲げられた。

知的財産に関する民事救済事例を調査した結果、裁判所による統計資料等は認められなかったものの、最高人民裁判所の判例データベースにおいて、“Kinh doanh thương mại”（商業事業）、“Tranh chấp về quyền sở hữu trí tuệ”（知的財産権を巡る紛争）の項目に絞って検索したところ、合計で 89 件の民事裁判例が該当した⁷¹。当該裁判件数の年別内訳は以下のとおりである。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
該当民事裁判 件数	1	8	13	20	8	19	20 (2023/11/22 時点)	89

< 刑事救済 >

2015 年刑法第 192 条乃至第 195 条が適用された刑事救済事例を調査した結果、裁判所による統計資料等は認められなかったものの、最高人民裁判所の判例データベースにおいて、“Hàng giả”（偽造）と入力した上で、“Hình sự”（犯罪）の項目に絞って検索したところ、合計で 147 件の刑事裁判例が該当した⁷²。当該裁判件数の年別内訳は以下のとおりである。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
該当刑事裁判 件数	4	9	18	14	17	47	38 (2023/11/22 時点)	147

< 行政救済 >

国家知的財産庁公表のデータ⁷³によると、直近 5 年間における工業所有権に関する取消請求件数の推移は、以下のとおりである。

知的財産種別	2018	2019	2020	2021	2022
特許権・ 実用新案権	48	48	26	35	34
意匠権	42	5	31	36	71
商標権	673	792	1287	1053	1351
合計	763	845	1344	1124	1456

⁷⁰ Thuvienphapluat ホームページ(<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quyết-dinh-319-QĐ-TTg-2023-chong-hang-gia-bao-ve-nguoi-tieu-dung-trong-thuong-mai-dien-tu-561075.aspx>)（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁷¹ 最高人民裁判所ホームページ (<https://congbobanan.toaan.gov.vn/0t15at1cvnl/Tra-cu-ban-an>)（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁷² 最高人民裁判所ホームページ (<https://congbobanan.toaan.gov.vn/0t15at1cvnl/Tra-cu-ban-an>)（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

⁷³ IP Vietnam “Báo cáo thường niên hoạt động sở hữu trí tuệ năm 2022” p111 (<https://www.ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1481767/BCTN+SHTT+2022+IPVIETNAM.pdf/968534c0-d809-4fbc-9df3-12fd436eadda>)（最終閲覧日：2023 年 11 月 22 日）

サービス貿易

(1) サイバーセキュリティ法（施行細則となる政令 53 号を含む）と個人データ保護政令、政令 72 号及びインターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令案について、ベトナムにおける自由な企業活動及び自由な越境データ移転に影響しうる内容（個人データ・非個人データの越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス条項等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容（国内支店等開設義務、サーバー設置義務等）について、法令の最新情報を調査・報告ください。特に、2023 年 7 月に施行された、個人データ保護政令の動向について調査・報告ください。

<サイバーセキュリティ法>

2023 年 11 月現在、2022 年 10 月の政令 53 号の施行以降でサイバーセキュリティ法に関する改正はなされていない。ただし、2023 年 5 月 31 日、サイバーセキュリティ分野の違反に関する行政処分に関する政令の第 3 草案が公表され、同政令案は、2023 年 12 月 1 日に施行予定とされている⁷⁴。同政令案では、大規模な情報漏洩・紛失の場合等の場合には、ベトナムにおける前会計年度の総売上高の最大 5%に相当する罰金が科され得るものとされている。

また、2022 年 12 月 22 日には、サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局（いわゆる「A05」）により、政令 53 号に関する説明会が開催された⁷⁵。同説明会では、データローカライゼーション義務について、①国内事業者の範囲は、電気通信ネットワーク上のサービス、インターネット上のサービス又はサイバースペース上の付加価値サービスを提供する事業者に限定されていること、②国内事業者には、ベトナムで設立された外資企業も含まれること、③義務の対象となる個人情報には、当該情報それ自体からではなく他の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる情報も含まれること、④データの保存方法としては、ベトナム国内にコピーデータを保存しておけば足りること、⑤データ保存期間に制限はないこと、⑥国内事業者に適用されるデータローカライゼーション義務について、施行日（2022 年 10 月 1 日）から 1 年間の移行期間が設けられること等が示された。

上記④にあるように、ベトナム国内にコピーとはいえ、データの保存が義務づけられていることから、保存するためのサーバー等の確保が必要となり、競争上不利となり得る。

<個人データ保護政令>

ベトナム政府は、2023 年 4 月 17 日、個人データ保護政令（No.13/2023/ND-CP）を公布し、同政令は、同年 7 月 1 日に施行された。

同政令の適用対象には、ベトナムの外国機関、組織及び個人やベトナムでの個人デー

⁷⁴ 西村あさひ法律事務所「ベトナム個人情報保護政令の罰則に関する政令案の公表」（ニュースレター2023 年 6 月 6 日号）(https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/asia_data_protection_230606_jpn.pdf)（最終閲覧日：11 月 23 日）等を参照。

⁷⁵ 西村あさひ法律事務所「ベトナム公安省が開催したデータローカライゼーション義務に関する説明会の概要」（ニュースレター2023 年 1 月 6 日号）(https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/newsletter_230106_asia_data_protection.pdf)（最終閲覧日：11 月 23 日）等を参照。

タの処理に直接従事又は関与する外国の機関、組織及び個人が含まれているため（同政令第1条第2項）、ベトナムで事業を展開する日本企業にも影響が及び得る。

同政令の規定内容は多岐に及ぶが、以下では、日本企業にとって不利益に働くと思われる規定内容を示す。

（ア） 個人データ処理影響評価（同政令第24条）

個人データの管理者、管理・処理主体は、個人データの処理を開始した時点より、個人データの処理の影響を評価するための書類の作成・維持義務が生じる。具体的には、個人データの処理の影響評価書類を、A05の検査及び評価に応じるために、個人データ処理の開始日から60日以内に送付する必要がある。

（イ） 個人データの越境移転（同政令第25条）

ベトナム国民の個人データを他国へ移転させる際には、以下の手続を行う必要がある。

データ移転影響評価の実施、評価書類の作成・保存

↓

A05に評価書類を送付

↓

越境移転完了後、A05に通知

↓

評価書類の内容に変更があった場合、更新作業

<政令72号>

ベトナム情報通信省（MIC）は、2023年7月17日、現行のインターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令（No.72/2013/ND-CP）に代わる政令草案の新版を発表され⁷⁶、2023年7月17日から同年9月15日まで意見公募が行われた。

同政令案では、国境を越えてベトナムのユーザーに情報提供を行う場合であって、ベトナムでデータ保管レンタルサービスを利用しているか、又はベトナムからの月間総訪問者数（連続6か月の統計データ）が10万人以上に達する外国組織及び個人は、以下の義務を負うものとされた（同政令案第26条第3項）⁷⁷。

- ① MICへの連絡先の通知（同項a）
- ② サイバーセキュリティ法（法第24/2018/QH14）の規定に違反する情報・サービス・アプリケーションの検査・監視・削除（同項b）
- ③ MICの要請に基づく法令違反の情報・サービス・アプリケーションの掲載の防止

⁷⁶ ベトナム情報通信省ホームページ（<https://mic.gov.vn/Pages/TinTuc/tinchitiet.aspx?tintucid=159837>）（最終閲覧日：2023年11月22日）

⁷⁷ TMI 総合法律事務所「(529) インターネットサービス及びオンライン情報の管理・提供・使用に関する政令案」（時事速報2023年11月8日）及び本政令草案（ベトナム語のみ）を適宜参照（https://mic.gov.vn/Pages/DuThaoVanBan/XemYKienDongGop.aspx?iDDTVB_DuThaoVanBan=2163&replyUrl=/pages/duthaovanban/danhhsachduthaovanban.aspx）（最終閲覧日：2023年11月23日）

及び削除の実施（同項 c）

- ④ ベトナムの報道機関から引用した情報を提供する場合におけるベトナムの報道機関との協力（同項 d）
- ⑤ ユーザーの個人情報の保管、アカウント登録時の携帯電話番号によるサービスユーザーアカウントの認証、及び書面による要請に基づく個人情報の管轄国家管理機関への提供（同項 dd）
- ⑥ ユーザーアカウント登録許可に関する 16 歳以上の者への制限（同項 e）
- ⑦ 所轄国家管理機関への対応を行う専門部署の設置（同項 g）
- ⑧ 組織・個人の正当な権利・利益に影響を与える情報・サービス・アプリケーションの閉鎖（同項 h）
- ⑨ ライセンス・証明書・確認・決定を伴う情報・情報コンテンツサービスをオンラインで提供するアプリケーションの本政令案の規定に基づく許可（同項 i）
- ⑩ ネットワーク情報セキュリティの問題への対処時の顧客サポートポリシー・手順の公開（同項 k）
- ⑪ ソーシャル・ネットワーク・プラットフォーム上でコンテンツを配信する手順の公開（同項 l）
- ⑫ MIC の要請による検索・コンテンツスキャンツールの提供（同項 m）
- ⑬ ユーザーに対するインターネット・オンライン情報の提供・使用に関連するベトナムの法規制の情報提供、普及のための所轄当局との連携（同項 n）
- ⑭ 毎年 12 月 31 日までの定期報告・MIC の要請による臨時報告の実施（同項 o）

2-3. インドネシア

数量制限

(1) 商品バランス制度について、2023 年の制度改正の有無、影響の変化等を調査下さい。

商品バランスとは、一定期間の国内需要と国内外の供給の情報を記載した情報データのこと、商品バランス制度導入の目的としては、輸出入における許可の簡素化と透明化、輸出入政策の基本資料、投資事業や雇用の確実性の担保、工業利用のための原材料や補助材の在庫保証などが挙げられる。機能として、(1) 省庁間のリファレンスデータの単一化、(2) 1 つのプラットフォームを通じたサービス、(3) 時間、数量、費用の確実性向上、(4) 商業規制の簡素化、(5) 透明性の向上、(6) 汚職防止が期待されているとされる⁷⁸。

商品バランス制度に関する最新の法令は大統領令 2022 年第 32 号である⁷⁹。

インドネシア経済調整府は 2023 年 9 月 6 日に「商品バランスシステム (SINAS-NK)」についての説明会を開催した⁸⁰。同説明会では、商品バランスシステムが導入される品目を 2023 年に 19 グループに限定することが発表された。残りの 32 グループの決定・導入時期については言及がなかった。

⁷⁸ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/f555c9d421d9679d.html> 参照。

⁷⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/199375/perpres-no-32-tahun-2022> 参照。

⁸⁰ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/e56f05cf8089e329.html> 参照。

（２） 2023 年版不公正貿易報告書 P.68 に記載の丸太・製材等の輸出規制について、新たな動向があれば調査・報告ください。

輸出規制に関する最新の法令は輸出禁止商品に関する商業大臣規制 2023 年第 22 号である⁸¹。

同法令では、丸太・製材等との関連では、ロタン類、木材、枕木、木製建材、木製品、木製プレハブ建材が輸出禁止商品となっている。また、同法令に先立つ 1998 年 12 月 4 日付け工業商業大臣決定 1998 年第 558 号も有効であり、同決定では、ロタンと木材が輸出禁止商品となっている⁸²。

⁸¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/260133/permendag-no-22-tahun-2023> 参照。

⁸² https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/trade_02/pdfs/idn2F010_exp_hinmoku.pdf 参照。

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.70,71 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。IT 製品（特に 85 類 17 項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目は無いか、追加関税引上げ品目があった場合は、品目番号（HS コード）、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内か調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、現地報道など可能な範囲で調査ください。またタイと同様に、デジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

＜措置の概要＞

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率は 95.8%まで上昇した。しかし、インドネシアの 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 35.5%と高水準である。

2021 年時点の非農産品の単純平均実行税率は 7.9%であり、特に衣類（平均 23.9%）や輸送機械（平均 13.5%）は高水準のままである⁸³。

＜最近の動き＞

輸出入の関税に関しては、財務大臣規定が数多く見受けられる⁸⁴。2023 年中のものでは、財務大臣規定 2023 年第 46 号⁸⁵、71 号⁸⁶、96 号⁸⁷、117 号⁸⁸が挙げられる。各規定の概要は次のとおりである。

- 第 46 号
合成繊維及び人工短繊維から作られる糸製品（縫い糸を除く）の輸入に対するセーフガード関税の賦課に関する規定
- 第 71 号
輸出対象となる輸出品及び輸出関税率に関する規定
- 第 96 号
海運貨物の輸出入に関する関税、物品税及び租税に関する規則
- 第 117 号
政府調達政策機関に適用される緊急の必要のための税外収入の種類及び関税に関する規則

また、鉱物製品に関する関税の引き上げが予定されており、銅、鉄、鉛、亜鉛の精鉱

⁸³ WTO World Tariff Profiles 2023 参照。

⁸⁴ <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home> 参照。

⁸⁵ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/248647/pmk-no-46-tahun-2023> 参照。

⁸⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/257833/pmk-no-71-tahun-2023> 参照。

⁸⁷ <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan/096ada78-1085-4ea9-3727-08dbbb1502da> 参照。

⁸⁸ <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan/93fb0c66-c757-4bc5-d158-08dbe71282b9> 参照。

4 品目については、精錬設備の開発段階（進捗率最低 50%）に応じて次の輸出関税が課されることとなる⁸⁹。

- 2023 年 12 月 31 日まで：2.5%、5%、7.5%、10%
- 2024 年 1 月 1 日から 5 月 31 日まで：5%、7.5%、10%、15%

IT 製品（特に 85 類 17 項の携帯電話関連）で関税が引き上げられた品目については、ソフトウェアなどの無形財についての関税は 0%とされており、携帯電話関連も 0%とされているなど、特に発見できなかった。

また、デジタルサイネージ・プロジェクターは、インドネシアではテレビに組み込まれないカラーのモニター・プロジェクター（HIS コード 8258.59.10）として扱われる。その関税は 10%で⁹⁰、インドネシアにおいてははまだ無税化が実現していないものと考えられる。

⁸⁹ https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/trade_03.html 参照。

⁹⁰ World Tariff<https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/navframe.jsp?pageName=wtoMain.jsp¤t=Search%20Options> 参照。

セーフガード

(1) カーペット、アパレルSGにつき、延長調査、レビュー調査等アップデートの有無、最近の貿易への影響（特に、日本からの輸出量の変化の有無）等を調査ください。

インドネシアでは、カーペットに関し財務大臣規定 2021 年第 10 号でセーフガード措置が講じられており、日本もその対象とされている⁹¹。同規定は、財務大臣規定 2023 年第 74 号で改正されたものの、日本は依然として措置対象国とされている⁹²。なお、同規定では、韓国の輸入シェアが減少した旨の記載があり、同国は措置対象国から除外されている。その一方、ベトナム、マレーシア及びタイについては、輸入シェアが大幅に増加した旨の記載があり、これらの 3 国が措置対象国に追加されており、措置対象国の変動を注意深く確認する必要がある。

日本からの輸出量は、貿易統計によれば、SG の対象とされた品目⁹³では、2020 年は 436,402 キログラム、290,019 千円であったが、2021 年には 535,419 キログラム、447,738 千円と増加したが、2022 年にはゼロとなっている⁹⁴。

アパレルに関しては、財務大臣規定 2021 年第 142 号においてセーフガード措置が講じられており、1 年目：衣料品 1 着当たり 1 万 9260～6 万 3000 ルピア、2 年目：1 万 8297～5 万 9850 ルピア、3 年目：1 万 7382～5 万 6858 ルピアの追加関税措置が取られている⁹⁵。

同規定は、財務大臣規定 2022 年第 38 号で改正されたものの、全体の一部の品目について追加課税措置が取りやめとなったものの、大部分の品目については追加関税措置が維持されており、上位金額にも変更はなかった⁹⁶。

日本からの輸出量は、貿易統計によれば、SG の対象とされた品目⁹⁷では、2020 年は 52,424 キログラム、368,820 千円であったが、2021 年は 66,394 キログラム、481,770 円となり、2022 年は 37,529 キログラム、300,070 円となった。

⁹¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/160663/pmk-no-10pmk0102021>

⁹² <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan/f0cc65c2-4857-41f2-cdca-08dba770dae1>

⁹³ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SG/N6IDN35.pdf&Open=True> 参照。具体的には Carpets and other textile floor coverings with Harmonized System (HS) number as follows:

5701.10.10, 5701.10.90, 5701.90.11, 5701.90.19, 5701.90.20, 5701.90.91, 5701.90.99, 5702.10.00, 5702.20.00, 5702.31.00, 5702.32.00, 5702.39.10, 5702.39.20, 5702.39.90, 5702.41.10, 5702.41.90, 5702.42.10, 5702.42.90, 5702.49.11, 5702.49.19, 5702.49.20, 5702.49.91, 5702.49.99, 5702.50.10, 5702.50.20, 5702.50.90, 5702.91.10, 5702.91.90, 5702.92.10, 5702.92.90, 5702.99.11, 5702.99.19, 5702.99.20, 5702.99.91, 5702.99.99, 5703.10.10, 5703.10.20, 5703.10.30, 5703.10.90, 5703.20.10, 5703.20.90, 5703.30.10, 5703.30.90, 5703.90.11, 5703.90.19, 5703.90.21, 5703.90.22, 5703.90.29, 5703.90.91, 5703.90.92, 5703.90.93, 5703.90.99, 5704.10.00, 5704.20.00, 5704.90.00, 5705.00.11, 5705.00.19, 5705.00.21, 5705.00.29, 5705.00.91, 5705.00.92, 及び 5705.00.99 である。貿易統計のデータは 5703.20-000、5703.30-000 を用いた。

⁹⁴ SG 措置の対象とされていないもの（5703.29 や 5703.31 など）の輸出はあった。

⁹⁵ <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan/03697d89-fd77-4964-9cbf-08d99dbb316c>

⁹⁶ <https://jdih.kemenkeu.go.id/en/dokumen/peraturan/bfbf45b3-d8a8-4e86-3f9d-08da12caba33>

⁹⁷ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SG/N6IDN36.pdf&Open=True> 参照。具体的には、Articles of apparel and clothing accessories, under Harmonized System (HS.) codes 6101, 6102, 6103, 6104, 6105, 6106, 6109, 6110, 6111, 6117, 6201, 6202, 6203, 6204, 6205, 6206, 6209, 及び 6214 である。

知的財産

（１） 2023年版不公正貿易報告書P.76の「（１）水際での侵害差止め措置」に関して、TRIPS 協定第４節（税関措置）の整合性の観点から、インドネシア関税法の下位法令等（例えば、関税法 64 条 1 及び 2 項に関する施行令、差止命令についての最高裁規則）の整備状況や実際の運用状況等、最新情報を調査ください。

関税法 64 条 1 及び 2 項⁹⁸に関しては、2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号が最新の規則となっている⁹⁹。

しかし、海外企業は現地企業を経由して登録申請を行う必要があること、侵害品に対する留置命令を発行するために極めて短期間に商事裁判所に申請しなければならないこと、保証金として 1 億ルピアを支払う必要があることから、利用が余り進んでおらず、2023 年 3 月時点での多国籍企業からの申請は 2 件に留まっている。また、2023 年 3 月時点までの IP 侵害品に関連する税関の差押えは合計 7 回となっている¹⁰⁰。

⁹⁸ <https://jdih.kemenkeu.go.id/fulltext/1995/10TAHUN~1995UUHAL4.HTM>

⁹⁹ <https://jdih.kemenkeu.go.id/en/dokumen/peraturan/7d3edb86-fe05-4100-a722-c7c2c42c6771>

¹⁰⁰ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/idn_mohou_202303_3.pdf

(2) 2023 年版不公正貿易報告書 P.78 の「(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、産業財産権登録のための審査期間や、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

インドネシアにおける産業財産権登録のための審査期間について、特許権、著作権、商標権について順に記載する。

1. 特許権については、法律 2023 年 6 号¹⁰¹において、簡易特許出願を受理した日から 6 か月以内に、簡易特許出願の承認又は拒絶の決定をしなければならないものとされている（特許法¹⁰²124 条）。ここにいう簡易特許とは、新規の発明、既存の製品又はプロセスの開発に対して付与されるものとされている（特許法 2 条 b、3 条(2)）。これに対し特許とは、新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能な発明に対して付与されるものとされている（特許法 2 条 a、3 条(1)）。
2. 著作権については、創作及び関連する権利の証明に関する申請を受領した日から 9 か月以内に申請を受理するか否かの決定をするものとされている（著作権法¹⁰³66 条、68 条(4)）。
3. 商標権については、上記法律 2023 年 6 号に基づき、最長 90 日以内に実体審査を終了しなければならないものとされている（商標及び地理的表示に関する法 23 条）。

独立行政法人 日本貿易振興機構 ジャカルタ事務所の特許庁委託事業にかかる、2023 年 3 月に作成された「インドネシアにおける模倣品流通動向調査」¹⁰⁴によれば、以下の内容を読み取ることができる。

インドネシア国家警察は、2016 年から 2022 年 7 月までの間にかけて、1,123 件の法執行を行い、2022 年には 41 件の商標事件と 28 件の著作権事件を取り扱った。

国家医薬品食品監督庁（BPOM）は、2022 年、医薬品、麻酔薬、伝統薬、化粧品、加工食品の流通に関連する 134 件の IP 侵害事件を解決した。

通信情報省（MOCI）は、2022 年 7 月現在において、769 件の IP 侵害事件を取り扱い、ソーシャルメディアとファイル共有に関連する事件は合計 265 件に上る。

法務人権相の知的財産権総局（DGIP）が扱った IP 侵害事件の件数は以下のとおりである。

- 2018 年 告訴の受理件数 35 件、告訴の解決件数 8 件、進行中 27 件
- 2019 年 告訴の受理件数 41 件、告訴の解決件数 4 件、進行中 37 件
- 2020 年 データ非開示により不明

¹⁰¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/246523/uu-no-6-tahun-2023>

¹⁰² <https://peraturan.bpk.go.id/Details/37536/uu-no-13-tahun-2016>

¹⁰³ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/38690>

¹⁰⁴ <https://jdih.kemenkeu.go.id/en/dokumen/peraturan/7d3edb86-fe05-4100-a722-c7c2c42c6771> 参照。

- 2021 年 告訴の受理件数 114 件、告訴の解決件数 22 件、進行中不明

最高裁判所のウェブサイトによれば、2019 年から 2022 年 9 月までの IP 刑事事件の判決件数は次のとおりである。

- 著作権 判決数 5 件（うち勝訴 5 件）
- 商標権 判決数 5 件（うち勝訴 4 件、敗訴 1 件）

次に民事訴訟については、2019 年から 2022 年までの間にかけの、訴訟類型毎の処理件数は次のとおりである。

- 商標訴訟については 335 件の処理がされ、侵害が認められたのはうち 46 件である。
- 著作権訴訟については 68 件の処理がされ、侵害が認められたのはうち 20 件である。
- 特許訴訟については 23 件の処理がされ、侵害が認められたのはうち 10 件である。
- 工業意匠訴訟については 22 件の処理がされ、侵害が認められたのはうち 17 件である。

インドネシアでは行政救済は採用されていない。

インドネシアの反模倣協会（MIAP）が 2017 年に行った調査によると、模倣品がインドネシア経済に及ぼす損失総額は 291 兆ルピアとされている。

なお、上記の内容については、複数の団体のウェブサイト等を相当程度の時間を費やして確認し、その他の情報収集にも努めたが、上記に追記すべき情報は見当たらなかった。

（３） 2023 年版不公正貿易報告書 P.77-78 の「（３）特許の国内実施義務」に関して、最新の情報について調査ください。特に同法 20 条における国内実施義務については、オムニバス法の違憲判決やその代替政令に関する動き、また、国内実施義務の適用猶予を求めることができる大臣令の廃止等の動きの他、20 条自体の更なる法改正が検討されているところ、TRIPS 協定第 27 条との整合性懸念について、最近のインドネシア政府の動向を調査ください。

上記の点についても複数の団体のウェブサイト等を相当程度の時間を費やして確認し、その他の情報収集にも努めたが、追記すべき情報・動向は見当たらなかった。

（４） 日尼 EPA 第 114 条パラ 2 には、国内のみならず外国で周知の商標についても保護することが規定されているものの、日本で周知の商標がインドネシアにおいて十分に保護されていない懸念がある。当該 EPA の規定に関し、運用上、どのような対応がなされているのか、審査ガイドラインや具体的な案件に基づいて、実務の実体を説明してほしい。特に、日本で周知であるが、インドネシアで周知でなくかつ登録もされていない先行の商標が存在する場合、インドネシアの審査において後の商標出願が拒絶されるのか否か、可能な限り具体的な情報を提供していただきたい。また、2023 年版不公正貿易報告書 P.77 記載の「（２）日インドネシア EPA の履行問題」における、包括委任状の最新状況も調査ください。

商標及び地理的表示に関する法律¹⁰⁵、そしてこれを改正する法律 2023 年 6 号¹⁰⁶のいずれにおいても、日尼 EPA114 条パラ 2 を反映した条項は見当たらず、課題の残る状態となっている。

2023 年 3 月 31 日にオムニバス法が改正されたが、包括委任状に関する規定は設けられていない¹⁰⁷。

¹⁰⁵ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/37595/uu-no-20-tahun-2016>

¹⁰⁶ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/37595/uu-no-20-tahun-2016>

¹⁰⁷ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/246523/uu-no-6-tahun-2023>

（５） 2023 年版不公正貿易報告書 P.78 記載の「（４）医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）」につき、最新の状況を調査ください。特に、特許法第 4 条(f)の運用状況につき、変更やアップデート情報があれば報告ください。

2023 年 3 月 31 日に特許法の一部が改正されたが¹⁰⁸、4 条(f)の改正はなく、現状に変更はない。

¹⁰⁸ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/37536/uu-no-13-tahun-2016> 参照。

サービス貿易

(1) 2023 年 9 月、インドネシアが電子商取引 (EC) に関する規則を改定し、ソーシャルメディア上での商品の売買を禁止した件について、具体的な改訂内容を調査ください。なお、報道によれば、中国系動画投稿アプリ TikTok の通販機能が対象で、インドネシア国内の通販大手や小規模商店を守る措置とみられるとのこと。

インドネシア商業省は、電子商取引 (EC) を行う「ソーシャルコマース」を通じた商品の売買や越境 EC について、2023 年 9 月 25 日に商業大臣規定 2023 年第 31 号を交付し、翌 26 日に施行した¹⁰⁹。

同号は、EC 事業の許可や監督に関する商業省大臣規定 (2020 年第 50 号) の改正令に当たり、ソーシャルメディアのプラットフォーム運営者に対して、商品・サービスのプロモーションのみを認め、EC 機能をソーシャルメディアから切り離すように義務付けたものである。

この他、FOB 価格 100 ドル以上の商品のみ輸入を許可し、100 ドル未満の商品の販売を禁止すること、プラットフォーム運営事業者とそれを利用する事業者には国家規格 (SNI) の認証やハラル認証など、規格を満たしていることを示す証拠の提示を義務化することなどを定めた。また、100 ドル未満の製品で輸入が可能となる商品については、関係省庁の協議結果に基づき大臣が決定するとされた。

上記規定を違反した EC プラットフォーム運営者に対しては警告書が発行される。最初の警告から 14 日以内に 3 回を限度として警告書が発行され、改善が見られない場合には行政処分の対象となり、一時的なサービス停止や事業許可の取り消しが行われる。

¹⁰⁹ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/574a8235f543f223.html>

2-4. マレーシア

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.80,81 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。特にデジタルサイネージ・プロジェクターについて、ITA の対象品目で無税であるにもかかわらず有税として通関されたという事例を聞いております。現地税関の方針や通達等でそのような現状があるのか、可能な範囲で調査ください。

＜措置の概要＞

2022 年時点でのマレーシアの非農産品の単純平均譲許税率は 15.0%であるが¹¹⁰、電気機器（最高 40%）、自動車用ゴム製タイヤ（最高 40%）、衣類（最高 30%）等、高い譲許税率が存在する。また、2022 年時点での非農産品の譲許率は 81.4%である。非譲許品目¹¹¹はトラクター（最高 30%）、自動車等（30%）がある。2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 5.3%であった。

＜最近の動き＞

2015 年 12 月に妥結された ITA 交渉に基づいて撤廃が進められていた高関税品目、例えば新型半導体（30%）、テレビ受信機（30%）及びゲーム機（30%）等については、2023 年までに撤廃されることが予定されており、実際に本報告書作成時点で税率を確認したところ、いずれも税率が 0%とされていることが確認できた¹¹²。

新型コロナウイルスの蔓延が確認された 2020 年 3 月以降、同ウイルスへの対処に関連する物品、具体的には、医療機器、検査機器、個人用防護具、使捨て製品、並びに、手指消毒剤の製造に用いられた未変性エチルアルコール及び変性エチルアルコールについては、新型コロナウイルス蔓延が収束したとマレーシア政府が宣言するまで一時的に輸入関税、売上税及び物品税を免除するとされていた¹¹³。本報告書作成時点ではマレーシア政府が新型コロナウイルスが収束した旨の宣言をしたとの情報を確認することができないものの、当該免税措置は、2022 年 12 月末日又は世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスの収束を宣言した日のいずれか早い日に終了するとされており¹¹⁴、WHO が同宣言を行った日が 2023 年 5 月 9 日であることから、2022 年 12 月末日に当該免税措置は終了したものと考えられる。実際に、本報告書作成時点でのサージカルマスクの輸入関

¹¹⁰ 「World Tariff Profiles 2023」 22 頁

https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf

¹¹¹ <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf>

¹¹² <https://ezhs.customs.gov.my/>

¹¹³ https://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/facilitation/activities-and-programmes/natural-disaster/covid_19/malaysia_en.pdf?la=en

¹¹⁴ <https://www.mof.gov.my/portal/pdf/cukai/prosedur-pengecualian/garis-panduan/permohonan-potongan-cukai-pendapatan-bagi-projek-komuniti-amal-untuk-menangani-wabak-covid-19.pdf>

https://www.ey.com/en_my/tax-alerts/updated-guidelines-on-tax-deduction-under-section-34-6-h-of-the-ita

税率を確認すると 20%であるとされ、売上税は 10%であるとされていることから¹¹⁵、すでに当該免税措置は終了したものと見られる。

マレーシアは、ロシア及びウクライナの間の紛争に関して一貫して中立姿勢を保っており¹¹⁶、欧米諸国が行っているようなロシアに対する経済制裁を行っている事実は不見当である。

また、デジタルサイネージについては、現在マレーシアにおいて有用な販売促進ツールであると認識されてきており、この HS コードは 8529.90.5300（8527.13、8527.19、8527.21、8527.29、8527.91、8527.99 に該当するパネルディスプレイ）であると考えられ、当該 HS コードの製品に対しては関税が課されないものとされている¹¹⁷。

ただ、デジタルサイネージがまだ新しい販売促進ツールであることから、HS コードにおいて品目が異なり、25%の輸入関税が課されるプロジェクターなどとの区別が明確になされていない可能性がある。

デジタルサイネージに関税が課される旨の規則等を見つけることができていないことから引き続きデジタルサイネージについては関税が課されないものと考えられるが、輸入時に関税当局の誤った理解によりプロジェクターなどと誤認され、関税が課される可能性があることから、デジタルサイネージを日本等からマレーシアに輸入しようとする場合には留意が必要である。

¹¹⁵ <https://ezhs.customs.gov.my/>

¹¹⁶ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/a035181a28cb605a.html>

¹¹⁷ 「主要国・地域における貿易措置等の 国際ルール整合性に関する調査 報告書」 101 頁
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000216.pdf

数量制限

（１） 2023 年版不公正貿易報告書 P.79,80 に記載の丸太等の輸出規制について、新たな動向があれば調査・報告ください。

丸太等の輸出規制について 2023 年版不公正貿易報告書記載以上の新たな動向を確認することはできなかった。

2-5. フィリピン

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.82 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

フィリピンの 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 22.4%であり、特に繊維製品（最高 50%）、電気機器（最高 50%）等高い譲許税率が存在する。また、2022 年時点の非農産品の譲許率は低く 62.7%にとどまっており¹¹⁸、非譲許品目としては自動車、時計等がある。なお、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 5.5%であった。

＜最近の動き＞

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結された ITA 拡大交渉について、フィリピンは、2017 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した¹¹⁹。例えば、高関税品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2023 年までに撤廃されることになるかとされている。しかしながら、公式の文書では、Section 1 において、Annex A のスケジュールで撤廃とされているところ、Annex A が公開されていない。当該大統領令を撤回するようなものはないので、おそらく 2023 年までの撤廃に変更はなかったと考えられるが、執筆時点において撤廃は確認されていない。

新型コロナウイルス（Covid-19）に関連して、フィリピンは共和国法 11469 号により、大統領に医療機器・医薬品等の輸入についての関税その他の手数料を免除する権限、食料や医薬品等の入手可能性を確保するための措置をとる権限を付与した（第 4 条(o)(p)）¹²⁰。そして、大統領は、この権限に基づき、財務省長官（Secretary of Department of Finance）に必需品の輸入の関税その他の手数料の免除を命じた¹²¹。これに基づき、医薬品、医療機器、アルコール、Covid-19 検査キット等の関税の一時的撤廃が行われた¹²²。この撤廃は、2020 年 4 月 1 日から共和国法 11469 号の失効の 2020 年 6 月 24 日まで¹²³行

¹¹⁸ https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf

22 頁、153 頁

¹¹⁹ EXECUTIVE ORDER NO. 21 (<https://www.officialgazette.gov.ph/2017/04/27/executive-order-no-21-s-2017/>)

¹²⁰ https://lawphil.net/statutes/repacts/ra2020/ra_11469_2020.html

¹²¹ Memorandum from the Executive Secretary On Implementation of Temporary Emergency Response and Recovery Measures Under Republic Act (RA) No. 11494, Otherwise Known As the Bayanihan to Recover as One Act, D.6

¹²² Department of Trade and Industry Joint Memorandum Circular No. 2020-02, 3.0 Exception from Import Duties, Taxes, and Fee. <https://www.peza.gov.ph/documents/dofdtijmc202002.pdf>

¹²³ <https://www.aganapcg.info/2020/07/20/expiration-of-tax-and-duty-exemption-under-bayanihan-heal-as-one-act/>

われた。その他、新型コロナウイルスワクチンの関税撤廃等が行われた¹²⁴。

ロシアへの経済制裁については、ウクライナ戦争開戦直後から、他のシンガポールを除く ASEAN 諸国と同様に、経済制裁を実施していない¹²⁵。米国の制裁を恐れてロシアからの軍事用ヘリコプターの購入を取りやめる¹²⁶などの対応をとってはいるが、ロシアからの石油の購入を検討する¹²⁷など依然として経済制裁には消極的である。

¹²⁴ https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/covid_details_by_country_e.htm?country=PHL

¹²⁵ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/b4c1deb6c386a023.html>

¹²⁶ <https://thediplomat.com/2022/07/fearing-us-sanctions-philippines-scraps-russian-helicopter-deal/>

¹²⁷ <https://www.reuters.com/world/philippines-marcos-open-dealing-with-russia-fuel-needs-2022-10-05/>

3. 米国

内国民待遇

(1) 港湾維持税につき、2023 年版不公正貿易報告書 P.89 記載の状況以降について、最新情報を調査ください。

港湾維持税(Harbor Maintenance Fee) (以下、「HMF」という。)の根拠法令は 19 C.F.R. §24.24¹²⁸であり、商業船が米国内の港湾において荷積み、あるいは陸揚げを行う場合、19 C.F.R. §24.24(c) が規定する免除の要件を充たさない限り、船荷価値の 0.125%相当の従課税を支払わなければならない((a))。

アラスカ、ハワイ、その他の属領との交通((c)(4))、魚類の初荷揚げ((c)(2))、カナダ又はメキシコを除く外国向けの直接輸出のため、米国に入国し、保税移送中の貨物((c)(6))は HMF を免除される。また、四半期当たりの船荷価値の総額が一万米ドルを超えない場合についても、四半期ごとの HMF 納税が免除される((d)(4))。その他、国内貨物と輸入貨物に関する HMF の徴収については、19 C.F.R. §24.24(e)(1)と(e)(2)が定めている。

以上を踏まえ、2023 年版不公正貿易報告書 (以下、米国の部分において「本件報告書」という。)記載の状況以降について、アップデートすべき情報はないものと思われる。

¹²⁸ <https://www.ecfr.gov/current/title-19/chapter-I/part-24/section-24.24> を参照。

(2) ジョーンズ法につき、2023 年版不公正貿易報告書 P.89 における状況について最新情報を調査ください。

本件報告書の「(i) 米国造船所で建造された、(ii) 米国籍の、(iii) 米国民所有で、(iv) 米国人船員の乗り組む船舶によるもの」のみが(v) 米国内の旅客と(vi)貨物輸送を行えるという記載は、それぞれ(i) 46 U.S.C. §12112(a)(2)(A)、(ii) 46 U.S.C. §12103(a)(3)、(iii) 46 U.S.C. §12103(b)¹²⁹、(iv) 46 U.S.C. §8103¹³⁰、(v) 46 U.S.C. §55102 そして (vi) 46 U.S.C. §55103 が根拠法令である。また、同法の適用除外は 46 U.S.C. §501(b)¹³¹が根拠法令である。これらの法令が改正された、または改正の動きがあるとの情報は確認されなかった。

適用除外の要件はもともと厳しいものであったが、本件報告書記載の法改正により、ジョーンズ法に基づく適用除外が認められる局面はより狭まったという識者のコメントがある¹³²。

¹²⁹ 以上につき、<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title46/subtitle2/partH/chapter121&edition=prelim> を参照。

¹³⁰ <https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title46/subtitle2/partF&edition=prelim> を参照。

¹³¹ <https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title46/subtitle1&edition=prelim> を参照。

¹³² <https://www.natlawreview.com/article/will-jones-act-waivers-be-viable-option-future> を参照。

知的財産

(1) 2023 年版不公正貿易報告書 P.105 「(1) 商標制度 (オムニバス法第 211 条)」について、2023 年以降の最新情報を調査ください。

Section 211 Omnibus Appropriations Act of 1998 の別名は Section 211 of the Department of Commerce Appropriations Act, 1999 である¹³³。

米国はオムニバス法第 211 条の法改正進捗状況を WTO に 2016 年までは報告していたが¹³⁴、2017 年以降は報告していない¹³⁵。

なお、アメリカ合衆国連邦議会のダレル・アイサ下院議員は、2023 年 9 月 29 日頃、「No Stolen Trademarks Honored in America Act of 2023」というオムニバス 211 条の改正法案を提出しており¹³⁶、下院の可決を 2023 年 11 月 14 日に得ている¹³⁷。同法案の適用対象は、元々の事業主そしてその承継人の同意を得ずして没収した事業や財産に使用されていた商標（以下、「没収商標」という。）である。同法案が連邦法として制定された場合、米国の裁判所並びに米国特許庁を含む行政機関が、没収商標に対する権利主張の正当性を確認すること、没収商標に基づく権利行使を認めることは禁じられる¹³⁸。

今後の連邦議会上院の審理状況を確認する必要があると思われる。

¹³³https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/zip/test/WTO%20Dispute/New_Folder/Pending/DS176.USSub1_fin_.pdf の pg. 1 脚注 3 を参照。

¹³⁴ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/176-11A156.pdf&Open=True> を参照。

¹³⁵[https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=\(@Symbol=%20wt/ds176/*\)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true#](https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S006.aspx?Query=(@Symbol=%20wt/ds176/*)&Language=ENGLISH&Context=FomerScriptedSearch&languageUIChanged=true#) を参照。

¹³⁶ <https://www.congress.gov/118/crpt/hrpt232/CRPT-118hrpt232.pdf> を参照。

¹³⁷ <https://gimenez.house.gov/2023/11/rep-carlos-gimenez-applauds-passage-of-no-stolen-trademarks-in-america-act-of-2023> を参照。

¹³⁸ 脚注 137 の「Purpose and Summary」を参照。

（２） 2023 年版不公正貿易報告書 P.105 の「（２）著作権制度」について、2022 年以降の最新情報を調査ください。具体的には、ビデオゲーム貸与権と著作権例外について、TRIPS 協定違反が疑われる点における進捗を確認ください。

米国は、WTO に対し、「The U.S. Administration will work closely with the U.S. Congress and will continue to confer with the European Union in order to reach a mutually satisfactory resolution of this matter」（米政権は米国議会と緊密に協力し、欧州連合（EU）とも協議を続け、この問題について互いに満足のいく解決を目指す）という内容の報告書を 2023 年 11 月 16 日付で提出しており¹³⁹、パネル勧告を踏まえた法改正はいまだ実現していないものと思われる。

¹³⁹ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/160-24A219.pdf&Open=True> を参照。

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.90,91 の「(1)関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、他に高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

米国の 2022 年時点における非農産品の単純平均譲許税率は、2021 年時点と同様、3.2%である¹⁴⁰。高関税率の物品についても、履物(最高 48%)、ガラス製品(最高 38%)、アパレル製品(最高 32%)、陶磁器(最高 28%)、毛織物(最高 25%)、トラック(最高 25%)、皮製品(最高 20%)、綿織物(最高 16.5%)、チタン(Unwrought titanium (未加工チタンのこと) の 15%)となっており¹⁴¹、2021 年時点と同じである。

＜最近の動き＞

新型コロナウイルスの影響による関税措置として、米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative) (以下、「USTR」という。)は、2023 年 9 月 11 日、1974 年通商法 301 条に基づき中国原産の輸入品に課している追加関税 (301 条関税) について、適用除外対象となっている 429 品目の除外期限を 2023 年 9 月 30 日から同年 12 月 31 日まで延長することを公表した¹⁴²。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、米国連邦議会上下両院は、2022 年 4 月 7 日、ロシアとベラルーシとの正常貿易関係を撤回する法案 (Suspending Normal Trade Relations with Russia and Belarus Act) (以下、「NTR 法」という。)を圧倒的多数で可決し¹⁴³、その翌日にバイデン大統領は同法案に署名した¹⁴⁴。2022 年 7 月 27 日以降は、NTR 法に基づき、35%の従価税(ad valorem tax)がロシア産の輸入品に課されている¹⁴⁵。

またロシアから輸入されるほぼ全ての金属及び金属製品には、2023 年 4 月 1 日以降、70%の従価税率が設定されているところ¹⁴⁶、アルミ製品については、2023 年 3 月 10 日以降、200%の従価税が課されている¹⁴⁷。

¹⁴⁰ https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf 参照。

¹⁴¹ HTS Revision 11(<https://hts.usitc.gov/download?release=2023HTSRev11&releaseDate=09%2F19%2F2023>)を参照。

¹⁴² <https://ustr.gov/sites/default/files/2023-19494.pdf>、他、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/09/a4191081c6402806.html> も参照。

¹⁴³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/4fa7da7340ee7af4.html> を参照。

¹⁴⁴ [https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/02/24/a-proclamation-on-increasing-duties-on-certain-articles-from-the-russian-federation/#:~:text=A%20Proclamation%20on%20Increasing%20Duties%20on%20Certain%20Articles%20from%20the%20Russia%20Federation,-Home&text=1.,\)%20\(Suspending%20NTR%20Act\)](https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/02/24/a-proclamation-on-increasing-duties-on-certain-articles-from-the-russian-federation/#:~:text=A%20Proclamation%20on%20Increasing%20Duties%20on%20Certain%20Articles%20from%20the%20Russia%20Federation,-Home&text=1.,)%20(Suspending%20NTR%20Act))を参照。

¹⁴⁵ <https://content.govdelivery.com/accounts/USDHSCBP/bulletins/3207553> を参照。

¹⁴⁶ <https://www.state.gov/the-united-states-imposes-additional-sweeping-costs-on-russia/>、他、<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-03-02/pdf/2023-04471.pdf> も参照。

¹⁴⁷ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/02/24/a-proclamation-on-adjusting-imports-of-aluminum-into-the-united-states-4/>を参照。

（２） 2023 年度版不公正貿易報告書 P.91 の「(2) 時計の関税算定方法」について、最近の動きについて何らかの変化があるかどうか調査・報告ください。

時計の関税算定方法はアメリカ国際貿易委員会公表の「Harmonized Tariff Schedule」Ch. 91「Clocks and watches and parts thereof」（以下、「91 類関税率表」という。）に記載されている¹⁴⁸。

現状の91類関税率表を検討する限り、輸入時計の関税は、ムーブメント、ケース、外ラップ・バンド、バッテリーで個別計算し、合算するという算定方法であり、本件報告書をアップデートすべき情報はないものと思われる。

¹⁴⁸ <https://hts.usitc.gov/>

補助金・相殺措置

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.99 の (2) 電気自動車税制優遇措置について最新情報を調査・報告ください。

米国内国歳入庁(Internal Revenue Service)は、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド電気自動車、燃料電池自動車(FCV) (以下、「電気自動車等」という。) を 2023 年 4 月 18 日あるいはそれ以降に新車で購入した場合、当該電気自動車等がバッテリー材料要件を充たす場合は 3,750 米ドルの税額控除、当該電気自動車等がバッテリー部品要件を更に充たす場合は 3,750 米ドルの税額控除、総額 7,500 米ドルが上限の税額控除が認められることを公表した¹⁴⁹。

以上の要件を充たす電気自動車等は米運輸省高速道路交通安全局(National Highway Traffic Safety Administration)の VIN Decoder で確認できる¹⁵⁰。2023 年 11 月 1 日時点の適格車両は BMW、Cadillac、Chevrolet、Chrysler、Ford、Jeep、Lincoln、Rivian、Tesla そして Volkswagen からのラインアップである¹⁵¹。

なお、中古の電気自動車等についても、有資格のカーディーラーから 2 万 5000 米ドル以下の価格で 2023 年 1 月 1 日以降に購入し、かつ、所定の要件を充たすものであれば、購入価格 3 割 (ただし 4,000 米ドルが上限) の税額控除が認められている¹⁵²。

¹⁴⁹ <https://www.irs.gov/credits-deductions/credits-for-new-clean-vehicles-purchased-in-2023-or-after> を参照。

¹⁵⁰ <https://www.nhtsa.gov/vin-decoder> を参照。

¹⁵¹ <https://www.nerdwallet.com/article/taxes/ev-tax-credit-electric-vehicle-tax-credit> を参照。

¹⁵² <https://www.irs.gov/credits-deductions/used-clean-vehicle-credit> を参照。

(2) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.97 の (1) 2018 年農業法について新たな動向があれば調査・報告ください。

2018 年農業法(2018 Farm Bill)は 2023 年 10 月 1 日に失効したが、米国連邦議会は、2023 年 11 月 17 日、2018 年農業法の効力を 2024 年 9 月 30 日まで延長することを可決した¹⁵³。

2023 年農業法(2023 Farm Bill)は可決されていない。物価の高騰、気候変動、米国産食料品の輸出支援といった様々な要因が法案に影響を及ぼす可能性があるという分析がある¹⁵⁴。

また、米国は、2018 年に引き続き 2019 年も、諸外国の不当な報復措置に対する農業者支援策を発表し、2020 年には新型コロナウイルス感染症に対する農業者支援策も発表した。

2018年から2023年（予想値）までの連邦政府による農家直接支援 (単位：千ドル)（インフレ調整）				2018	2019	2020	2021	2022	2023
USDA コロナ支援 (USDA pandemic assistance)						23,527,864	7,488,170	182,338	366,031
非USDA コロナ支援 (Non-USDA pandemic assistance)						5,881,732	8,611,689	0	0
報復措置対抗支援(Market Facilitation Program payments)				5,127,345	14,202,517	3,781,689	18,456	1,188	1,068
総額直接支援(Direct government payments)				13,669,010	22,447,200	45,585,958	25,953,917	15,561,447	12,090,026

上記の表は、米国農務省(United States Department of Agriculture)（以下、「USDA」という。）が 2023 年 11 月 30 日付で公表した、2018 年から 2023 年までの連邦政府によるインフレ調整後の農家直接支援金額をまとめたものである¹⁵⁵。

2018 年に導入された報復措置対抗支援(Market Facilitation Program Payment)は 51 億米ドルを初年度に記録した後¹⁵⁶、2019 年度は 142 億米ドルに膨らんだものの、2020 年度は 37 億ドルに減少し、2022 年度と 2023 年度はそれぞれ 1 千万米ドル台に急減している。

USDA と非 USDA をあわせたコロナ支援は、パンデミック元年の 2020 年度は 293 億ドルを記録したものの、その翌年度は 160 億ドルに減少し、2022 年度と 2023 年度は 1 億 8200 万米ドルと 3 億 6000 万米ドルに更に減額されている。

直接支援総額は、2019 年度は 224 億米ドル、2020 年度は 455 億米ドル、2021 年度は 259 億米ドルであり、AMS 基準を超過した可能性があるが、2022 年度と 2023 年度は 155 億米ドルと 120 億米ドルに減少しており、AMS 基準内に収まっていると思われる。

¹⁵³ <https://ocj.com/2023/11/congress-approved-extension-of-the-2018-farm-bill/>を参照。

¹⁵⁴ <https://fiscalnote.com/blog/2023-farm-bill> を参照。

¹⁵⁵ *Government payments by program*, U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE ECONOMIC RESEARCH SERVICE, <https://data.ers.usda.gov/reports.aspx?ID=17833> を参照。

数量制限

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.89、P.90 の輸出管理制度と丸太の輸出規制について新たな動向があれば調査・報告ください。

<輸出管理制度>

米国の輸出管理制度は 1979 年輸出管理法(Export Administration Act of 1979)¹⁵⁷ (以下、「EAA 法」という。)に基づくものであったが、2001 年に失効した。そこで、第 43 代大統領であるジョージ・W・ブッシュは、国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Powers Act) (以下、「IEEPA 法」という。)上の権限¹⁵⁸に基づき、EAA 法上の輸出管理を継続するという大統領令 13222¹⁵⁹を公表したが、その 17 年後である 2018 年 8 月 13 日、輸出管理改革法(Export Control Reform Act) (以下、「ECRA 法」という。)が制定された¹⁶⁰。

限時法であった EAA 法と異なり、ECRA 法は恒久法である¹⁶¹。また ECRA 法は、11A (50 U.S.C. §4611)、11B (50 U.S.C. §4612)そして 11C (50 U.S.C. §4613)を除き¹⁶²、EAA 法を廃止し¹⁶³、新たな輸出管理制度を導入している。

現在も効力を有する 11A、11B そして 11C の概要は以下のとおりである。

- 11A に基づき、米国大統領は、米国人以外の外国人(foreign person)が対共産圏輸出統制委員会(Coordinating Committee)の合意に基づく一国の安全保障を理由とする輸出規制に違反し、その結果として、潜水艦等の核心的技術に関するソビエト及び共産圏(Soviet and East block capabilities)の能力を戦略的均衡が脅かされるほどに高めたと判断した場合、2 年以上 5 年を超えない範囲で、当該外国人が生産する全ての製品の米国輸出禁止等の制裁を科すことができる。
- 11B に基づき、米国大統領は、米国人(United States person)が武器輸出管理法(Arms Export Control Act)に基づくミサイル技術管理協定(Missile Technology Export Regime) (以下、「MTCR」という。)上の規制リストに掲載される品目を輸出し、移転し、もしくは取引し (以下、「輸出等」という。)、あるいは輸出等を共謀あるいは促進したと判断した場合、当該米国人のミサイル設備や技術の移転に必要なライセンスを 2 年間付与しないといった制裁を科すことができる。
- 11C に基づき、米国大統領は、米国市民ではない者そして米国法に準拠して設立されていない法人等と定義される外国人(foreign person)が、1991 年 10 月 28 日以降、外

¹⁵⁷ 50 U.S.C. Chapter 46 – Export Administration (§§4601 et seq.), <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2021-title50/pdf/USCODE-2021-title50-chap56.pdf> を参照。

¹⁵⁸ 50 U.S.C. §1702(a)(1)(A), <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2021-title50/pdf/USCODE-2021-title50-chap35-sec1702.pdf> を参照。

¹⁵⁹ E.O. 13222 of Aug. 17, 2001 (“Continuation of Export Control Regulations”), <https://www.federalregister.gov/documents/2001/08/22/01-21338/continuation-of-export-control-regulations> を参照。

¹⁶⁰ <https://sgp.fas.org/crs/natsec/R41916.pdf> の 2 頁を参照。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² 50 U.S.C. §4826(a)を参照。

¹⁶³ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/r/R45618> の 56 頁を参照。

国の生物化学兵器の開発・製造・貯蔵その他の取得に重大な貢献を果たす製品や技術（以下、「該当製品等」という。）であると知りながら、該当製品等を、国際法に違反して生物化学兵器を利用した実績がある外国（以下、「対象国」という。）に米国から輸出し、もしくは米国外から対象国向けに該当製品等を輸出したと判断した場合、外国人及びその関連法人等が生産する製品の米国輸入禁止等の制裁を科すことができる。

以上を踏まえると、現在の米国の輸出管理制度は、ECRA 法と EAA 法の併存に基づくものであると思われる。

<丸太の輸出規制>

本件報告書記載の丸太輸出規制の根拠法令は現在も 1990 年森林資源保全及び不足緩和法(Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990) の 16 USC §620a, §620b そして§620c である¹⁶⁴。

- §620a(a) に基づき、アラスカ・ハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林からの丸太輸出は禁止されている。
- §620b(a)(A)に基づき、私有地から輸出された丸太の代替として、アラスカ・ハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林からの丸太を連邦政府から直接購入することは禁止されている。
- §620c(a)に基づき、商務長官は、州所有林からの丸太輸出禁止に関する規則を制定しなければならない。

この他、連邦行政規則 36 C.F.R. §223.201¹⁶⁵は、アラスカ国有林（National Forestry）からの丸太輸出につき、森林官の許可を要すると定めている。

¹⁶⁴ <https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid%3AUSC-prelim-title16-chapter4&saved=%7CZ3JhbnVsZWlkOlVTQy1wcmVsaW0tdGl0bGUxNi1zZWNoaW9uNjIwZQ%3D%3D%7C%7C%7C0%7Cfalse%7Cprelim&edition=prelim> を参照。

¹⁶⁵ <https://www.ecfr.gov/current/title-36/chapter-II/part-223/subpart-F/section-223.201> を参照。

サービス貿易

(1) 【エクソン・フロリオ条項】CFIUS の審査等の実施状況のアップデート、及び最近 1 年の動き（法令改正関連の動き含む。）を調査ください。

CFIUS 審査実施状況のアップデート¹⁶⁶については以下の図表のとおりである。

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数						
2022 年のデータを反映						
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	審査件数	審査中の 通知取り下げ 件数	大統領決定数
		うち日本 からの 投資対象				
2022	286	15	1	162	87	0
日本の通知対象取引態様別件数 (2020－2022)						
製造業	鉱業、 公共事業、 建設業		卸売業、 小売業、 運輸業	金融業、情報通信業、 サービス業		合計
27	8		5	20		60

最近 1 年の動きとして、バイデン大統領は、2023 年 8 月 9 日、中国、香港及びマカオと定義される「対象国」(countries of concern)の軍事、諜報や監視活動に不可欠な技術水準の向上は米国の安全保障に重大な脅威を及ぼすことを確認し、かかる脅威を増幅させる米国の対外投資活動に対処するため、財務長官(Secretary of the Treasury)に対し、対象国人(covered foreign persons)が関与する取引を米国人(United States persons)が行うことは禁じられること、もしくは当該取引に関する事前の情報提供が義務づけられることを内容とする連邦行政規則を制定すべきことを内容とする大統領令を公表した¹⁶⁷。

この大統領令を受けて、財務省は、同日、規則案公告(advance notice of proposed rulemaking)を行い、産業界からのパブリックコメントを 9 月 28 日まで実施した¹⁶⁸。

この規則案公告は、米国市民や米国法に基づき設立された事業体等と定義される「米国人」が、例外事由を充たさない限り、半導体事業、量子情報技術、人工知能分野に従事する対象国市民もしくは対象国の法律に基づき設立された事業体等と定義される対象国人に対し、直接もしくは間接的に出資すること、合併事業を設立すること、出資に転換できる金銭消費貸借契約を締結すること、グリーンフィールド投資することを禁じ、

¹⁶⁶ CFIUS Annual Report to Congress Report Period: CY 2022.

https://home.treasury.gov/system/files/206/CFIUS%20-%20Annual%20Report%20to%20Congress%20CY%202022_0.pdf を参照。

¹⁶⁷ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/08/09/executive-order-on-addressing-united-states-investments-in-certain-national-security-technologies-and-products-in-countries-of-concern/> を参照。

¹⁶⁸ <https://natlawreview.com/article/reverse-cfius-unveiled-focus-china-semiconductors-artificial-intelligence-and> を参照。

あるいは財務省への事前通知を必要とする内容になっている¹⁶⁹。

¹⁶⁹ 規則案公告は <https://public-inspection.federalregister.gov/2023-17164.pdf> を参照。

(2) 【電子商取引】カリフォルニア州などの連邦州レベルで導入及び検討されているデータ流通規制、2020年7月欧州司法裁判所の「シュレムズⅡ」判決による米欧プライバシーシールドの失効を踏まえた動向（新たなデータ移転枠組み構築に向けた取組等）について、調査・報告ください。

<カリフォルニア州のデータ流通規制>

カリフォルニア州の2020年11月実施の住民投票の結果、カリフォルニア州プライバシー権利法(The California Privacy Rights Act of 2020)（以下、「CPRA 法」という。）が成立し¹⁷⁰、2023年1月1日から施行された。

CPRA 法は「カリフォルニア州消費者プライバシー法」(California Consumer Privacy Act)（以下、「CCPA 法」という。）を改正するものである。消費者は、自身に関する個人情報保有する企業(business)に対し、誤りがあれば、その訂正を求める権利を新設し¹⁷¹、要配慮個人情報(Sensitive Personal Information)を新しく定義した上で¹⁷²、消費者は、当該消費者に関する要配慮個人情報を、商品やサービスの提供に合理的に必要な限度において利用し、開示すべきことを企業に求める権利を新設するなど¹⁷³、CPRA 法はカリフォルニア州に居住する消費者の個人情報保護を強化している¹⁷⁴。また、「自然人の仕事上のパフォーマンス、経済状況、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動傾向、所在場所や移動を分析あるいは予測することを目的とした、個人情報の自動処理」と定義される「プロファイリング」(profiling)を定め¹⁷⁵、「企業がプロファイリングを含む自動意思決定技術(automated decision making technology)を活用することについて、消費者が情報の開示と同技術が自身に活用されることからオプトアウトできることを可能とする行政規則を定めなければならない」¹⁷⁶と定めることにより、自動意思決定過程に内在するロジックとその処理結果に関する有意義な情報提供を求める権利、当該技術が消費者自身に使用されることを拒絶する権利も新設した¹⁷⁷。

<連邦レベルでのデータ流通規制>

連邦レベルでは、今のところ、包括的な個人情報保護法は存在しない。ただし、連邦レベルでの包括的な個人情報保護に関する「米国データプライバシーとその保護に関する法律」(American Data Privacy and Protection Act) が法案として連邦議会下院に2022年6月21日付で提出され、エネルギー・商業委員会(Committee on Energy and Commerce)は同法案を一部修正の上、議会審理に提出することを同年12月30日付で可決した¹⁷⁸。

<「シュレムズⅡ」判決による米欧プライバシーシールドの失効を踏まえた動向>

¹⁷⁰ https://iapp.org/media/pdf/resource_center/ca_privacy_rights_act_2020_ballot_initiative.pdf を参照。

¹⁷¹ Cal. Civ. Code § 1798.106 を参照。

¹⁷² Cal. Civ. Code § 1798.140(ae) を参照。

¹⁷³ Cal. Civ. Code § 1798.121(a) を参照。

¹⁷⁴ natlawreview.com/article/cpra-series-new-expanded-and-modified-consumer-rights を参照。

¹⁷⁵ Cal. Civ. Code § 1798.140(z) を参照。

¹⁷⁶ Cal. Civ. Code § 1798.185(a)(16) を参照。

¹⁷⁷ natlawreview.com/article/cpra-series-new-expanded-and-modified-consumer-rights を参照。

¹⁷⁸ <https://www.congress.gov/bills/117/congress/house-bill/8152/text> を参照。

EU 司法裁判所のシュレムズ II 判決は以下のとおりに要約される¹⁷⁹。

- 米国の外国情報監視法(Foreign Intelligence Surveillance Act)702 条及び大統領令 12333 に基づく米国の情報機関による監視活動は、比例原則に照らし、必要な範囲に限定されておらず、EU 基本権憲章 7 条及び 8 条が保障する私生活及び個人データ保護の権利を侵害している。
- それゆえ、「プライバシーシールド」について保護の十分性を認定した欧州委員会の決定は、EU 基本権憲章に照らし、GDPR45 条 1 項に違反するものである。プライバシーシールドは無効であり、プライバシーシールドに基づく個人情報の EU 域外移転は違法である。
- EU からの越境データ移転について要求される保護の水準は、EU における保護と本質的に同等のものでなければならず、データ移転先の第三国における公的機関の個人データに対するアクセスに関する法制度も考慮されなければならない。

シュレムズ II 判決を受けて、バイデン大統領は、米国が行う全ての諜報活動(intelligence activities)についてプライバシー及び市民権の保護に関するセーフガードが適用されるべきこと、英国、EU そして欧州経済圏の国々(qualifying states)の市民（以下、「対象国市民」という。）が、米国の諜報的活動によって個人情報が違法に収集されたと考えた場合は苦情申立等の救済（以下、「対象国市民による苦情申立」という。）を受ける機会が与えられるべきことを内容とする大統領令 14086 を公表した¹⁸⁰。

この大統領令を受け、司法省(Department of Justice)は、2022 年 10 月 7 日、対象国市民による苦情申立を審査する「データ保護審査裁判所」(Data Protection Review Court)を司法省内部に新設した¹⁸¹。

また、欧州委員会も、2023 年 7 月 10 日、データ・プライバシー・フレームワーク(Data Privacy Framework)（以下、「DPF」という。）について十分性を認定した¹⁸²。この DPF は、米国の諜報機関が EU 市民の個人データにアクセスする場合は必要かつ適切なものに制限されること、米国諜報機関による個人情報アクセスに対する EU 市民の苦情調査並びに解決に関する救済手続が整備されること、米国企業が EU 域外に移転された個人データを処理する場合、DPF の遵守を自主申告すべきこと等を定めている¹⁸³。

¹⁷⁹ 松前恵環「米国の個人情報・プライバシー保護法制-分野横断的検討と近時の動向」別冊 NBL187 号 58, 59 頁を参照。

¹⁸⁰ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-10-14/pdf/2022-22531.pdf> を参照。(引用ソースを変更しました。)

¹⁸¹ <https://www.justice.gov/opcl/executive-order-14086> を参照。

¹⁸² https://commission.europa.eu/system/files/2023-07/Adequacy%20decision%20EU-US%20Data%20Privacy%20Framework_en.pdf を参照。

¹⁸³ https://trade.my.salesforce.com/sfc/p/#t0000000Gydl/a/3d000001S1r1/86CyKiKrJE6NwZd5f0fRPHS.z27HA2rz5h_XyKgDSPY を参照。

政府調達

(1) 2018 年 4 月から施行されている、ニューヨーク・バイ・アメリカン法について、2020 年 4 月に失効予定であるものの恒久法を立法する動きがある、と聞いていたが、その後のアップデート情報があれば、ご教示ください。

ニューヨーク・バイ・アメリカン法は、2020 年 4 月 2 日のニューヨーク州議会可決と翌日のクオモ州知事の法案署名により、恒久化された¹⁸⁴¹⁸⁵。

そして、クオモ州知事は、2022 年度州予算に関する 2021 年 4 月 6 日付の方針説明に際し、「ニューヨーク州は、再生可能エネルギー分野にもバイ・アメリカンを適用する」ことを発表した¹⁸⁶。

2022 年州予算の方針を受け、ニューヨーク・バイ・アメリカン法は、2021 年 10 月 1 日以降、化石燃料資源を利用しない、太陽熱、太陽光発電、陸上、洋上風力発電等の技術を活用することで、5 メガワットを超える電力・熱エネルギーを生成できるエネルギーシステムの建設と保守にも適用されている¹⁸⁷。

¹⁸⁴ <https://www.budget.ny.gov/pubs/press/2020/fy-2021-state-budget-highlights.html> を参照。

¹⁸⁵ <https://www.americanmanufacturing.org/blog/new-york-makes-buy-america-permanent-setting-an-example-for-the-rest-of-the-country/> を参照。

¹⁸⁶ <https://www.budget.ny.gov/pubs/press/2021/fy22-enacted-budget-highlights.html> を参照。

¹⁸⁷ <https://www.americanmanufacturing.org/blog/new-york-expands-its-buy-american-rule/> を参照。

(2) 2021 年 11 月に成立したビルドアメリカ、バイアメリカ (BABA) の最近の動きを調査・報告ください。

ビルドアメリカ、バイアメリカ法(Build America, Buy America Act (以下、「BABA」という。)) は、「インフラ投資及び雇用法」(Infrastructure Investment and Jobs Act) (以下、「IIJA 法」という。)) の一部である。

米国行政管理予算局(Office of Management and Budget) (以下、「OMB」という。)) は、2023 年 8 月 23 日、「IIJA 法とその他の連邦上の補助金を受けるインフラ事業は米国製の鉄鋼、製造品そして建築資材 (以下、「鉄鋼等」という。)) を調達しなければならない」という BABA 要件に関する最終指針 (以下、「BABA 指針」という。)) ¹⁸⁸を公表した。この BABA 指針の施行日は 2023 年 10 月 23 日であり、連邦行政規則 2 C.F.R. Part 184 – Buy America Preferences for Infrastructure Projects (§§184.1 et. seq.)において定められている。

BABA 指針により、以下の事項が明確に定められた ¹⁸⁹。

- BABA 要件が適用される「インフラ」(Infrastructure)とは、「構造物、設備、陸上、海上、公共交通機関向けの「機器」、貨物及び旅客鉄道、上下水道システム、ブロードバンド、送電及び発電」に関する「構造、設備及び道具」と定義される ¹⁹⁰ ところ、これは例示的なものに過ぎず ¹⁹¹、補助金を支給する連邦政府機関はインフラを幅広く解釈すべきであり、BABA 要件が適用されるインフラ事業とは「インフラの建設、変更、維持もしくは補修に関連する活動であり、当該事業の主たる対象がインフラである必要はない」 ¹⁹²。
- 鉄鋼製品 (Iron or steel products)、製造品 (Manufactured products)、建築資材 (Construction materials)、BABA 第 70917 条(c)項資材(Section 70917(c) materials)等が定義された ¹⁹³。
- 物品、材料、供給品(article, material, or supply) (以下、「物品等」という。)) は、鉄鋼製品、製造品、建築資材もしくは BABA 第 70917 条(c)項資材のいずれかに分類されなければならない、物品等は作業現場に運ばれた時点の状態に基づいて分類されなければならない ¹⁹⁴。
- 製造品(manufactured product)を構成する部品の 55%超が米国製でなければならないという要件については、製造品に含まれる部品の総原価に占める米国製部品原価

¹⁸⁸ <https://www.federalregister.gov/documents/2023/08/23/2023-17724/guidance-for-grants-and-agreements> を参照。

¹⁸⁹ <https://www.squirepattonboggs.com/-/media/files/insights/publications/2023/08/white-house-finalizes-long-awaited-build-america-buy-america-baba-guidance/white-house-finalizes-long-awaited-build-america-buy-america-baba-guidance.pdf?rev=b7147ba062cd452cacf51aa3f0d16eb6> を参照。

¹⁹⁰ 2 CFR 184.4(c)を参照。

¹⁹¹ 2 CFR 184.4(d)を参照。

¹⁹² 2 CFR 184.3 Definitions の Infrastructure project の定義を参照。

¹⁹³ 2 CFR 184.3 Definitions の Manufactured products, Construction materials そして Section 70917(c) materials の定義をそれぞれ参照。

¹⁹⁴ 2 CFR 184.4(e)を参照。

の割合で計算される¹⁹⁵、部品の原価計算方法が定められた¹⁹⁶。

- BABA 要件の適用免除(waiver)要件が定められた¹⁹⁷。

¹⁹⁵ 2 CFR 184.3 Definitions の Manufactured products 定義の(2)(ii)を参照。(これを追記しました。)

¹⁹⁶ 2 CFR 184.5 を参照。

¹⁹⁷ 2 CFR 184.7 を参照。

一方的措置・域外適用

(1) USTR が 301 条（スーパー301 条又はスペシャル 301 条より開始されたものを含む）に基づいて調査開始した案件の最新状況について教示ください。

301 条調査案件に関する情報は USTR のウェブサイト¹⁹⁸に掲載されている。中国の強制技術移転政策及び措置に関する調査（2017 年 8 月 24 日）については、適用除外措置が 2023 年 9 月 30 日付で失効する予定であったものの、2023 年 9 月 11 日付の連邦官報において、その効力は 2023 年 12 月 31 日まで延長されることが発表された¹⁹⁹。USTR は、2023 年 12 月 29 日付で、429 品目の適用除外期間を 2024 年 5 月 31 日まで延長することを発表した。また、2024 年 1 月 22 日付で、適用除外期間を 2024 年 5 月 31 日以降も延長するべきかに関するパブリックコメントを、2024 年 1 月 22 日から 2024 年 2 月 21 日まで実施することを発表した。

2024 年 5 月 31 日以降の延長は、パブリックコメントを踏まえ、品目単位で判断される。パブリックコメントには、再延長に対する賛否、中国以外の調達源の有無、米国やその他の第三国から調達するために費やした努力内容、そして中国以外の調達源に移行するのに必要な期間と移行実施のタイムラインに関する質問項目が含まれている²⁰⁰。

上記以外に、アップデートすべき情報はないものと思われる。

¹⁹⁸ <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations> を参照。

¹⁹⁹ <https://ustr.gov/sites/default/files/2023-19494.pdf> を参照。

²⁰⁰ <https://ustr.gov/sites/default/files/88%20FR%2090225.pdf> を参照。

（２） 2022 年度版のスペシャル「301 条報告書」において、「優先監視国」、「監視国」、又は「306条監視国」に指定した国の数を教示ください。なお、2021年から追加・削除等あれば、国名を明示下さい。

2023 年度版のスペシャル「301 条報告書」(2023 Special 301 Review) がまだ発表されておらず、アップデートすべき情報はない。

2021 年版版の報告書²⁰¹によれば、優先監視国数が 9、監視国数が 23、306 条監視国数は 1（中国）であったが、2022 年版報告書²⁰²によれば、優先監視国数が 7（サウジアラビアとウクライナが指定より外れる。）、監視国数が 20（キューバ、レバノンとルーマニアが指定より外れる。）であり、306 条監視国は 1（中国）であった。

²⁰¹ [https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2021/2021%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)

²⁰² <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf>

（３）再輸出管理制度につき、2023 年版不公正貿易報告書 P113-P.114 記載の状況について、最新情報を調査ください。また、輸出管理改革法（ECRA）（2019 年国防権限法）、輸出管理規則（EAR）、エンティティ・リスト、輸出管理に関する運用・個別措置について、最新情報を調査ください。

<再輸出管理制度の最新情報²⁰³>

米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security)（以下、「BIS」という。）は、10 月 17 日、中国向け半導体関連の輸出管理規則を一部改定する暫定最終規則(Interim Final Rule)（以下、「IFR」という。）を発表した。

この改定は、半導体製造装置関連の輸出規制(SME IFR)と、先端コンピューティング・チップ関連の輸出規制(AC/S IFR)の二つに分かれる。SME IFR は、輸出管理規制の対象となる半導体製造装置の種類を拡大し、米国企業が中国国内の先端半導体施設向けに支援を提供する場合の規制内容を精緻化し、武器輸出が禁止される指定 21 か国向けに半導体製造装置を輸出する場合はライセンスを必要とするという内容になっている。AC/S IFR は、輸出許可申請の適用対象となる先端半導体に関する判断枠組を調整するほか、中国以外の国向けの輸出も管理対象とするなど、規制迂回の防止措置を講ずる内容になっている。

<輸出管理改革法（ECRA）（2019 年国防権限法）>

「数量制限」の欄の（１）を参照のこと。

<輸出管理規則（EAR）²⁰⁴>

BIS は、2023 年 8 月 14 日、核兵器の拡散防止を目的とする NP2 指定を受けた品目につき、大量破壊兵器懸念国として指定された国々のほか、中国及びマカオ向けに輸出する場合もライセンスを必要とする最終規則を連邦官報に公示した。規則の発効日は 2023 年 8 月 11 日と定められている。

以上のように、核不拡散を理由に、中国とマカオ向けに輸出管理規則(EAR)の一部を強化する内容となっている。

<エンティティ・リスト²⁰⁵>

人工知能(AI)・半導体開発を手掛ける中国スタートアップの上海壁仞智能科技（ビレン・テクノロジー）を含む、下記 13 の中国企業がエンティティ・リストに追加された。

- Beijing Biren Technology Development Co., Ltd.（北京壁仞科技开发有限公司）
- Guangzhou Biren Integrated Circuit Co., Ltd.（广州壁仞集成电路有限公司）
- Hangzhou Biren Technology Development Co., Ltd.（杭州壁仞科技开发有限公司）
- Light Cloud (Hangzhou) Technology Co., Ltd.（光线云（杭州）科技有限公司）

²⁰³ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3355-2023-10-17-bis-press-release-ac-s-and-sme-rules-final-js/file> を参照。

²⁰⁴ <https://www.federalregister.gov/documents/2023/08/14/2023-17243/expansion-of-nuclear-nonproliferation-controls-on-the-peoples-republic-of-china-and-macau> を参照。

²⁰⁵ <https://www.federalregister.gov/documents/2023/10/19/2023-23048/entity-list-additions> を参照。

- Moore Thread Intelligent Technology (Beijing) Co., Ltd. (摩尔线程智能科技 (北京) 有限责任公司)
- Moore Thread Intelligent Technology (Chengdu) Co., Ltd. (摩尔线程智能科技 (成都) 有限责任公司)
- Moore Thread Intelligent Technology (Shanghai) Co., Ltd. (摩尔线程智能科技 (上海) 有限责任公司)
- Shanghai Biren Information Technology Co., Ltd. (上海壁仞信息科技有限公司)
- Shanghai Biren Integrated Circuit Co., Ltd. (上海壁仞集成电路有限公司)
- Shanghai Biren Intelligent Technology Co., Ltd. (上海壁仞科技股份有限公司)
- Superburning Semiconductor (Nanjing) Co., Ltd. (超燃半导体 (南京) 有限公司)
- Suzhou Xinyan Holdings Co., Ltd. (苏州芯延半导体科技有限公司)
- Zhuhai Biren Integrated Circuit Co., Ltd. (珠海壁仞集成电路有限公司)

<輸出管理に関する運用・個別措置²⁰⁶>

BIS は 2023 年 4 月 18 日付で輸出管理に関する運用・個別措置に関する方針を公表した。重大な EAR 違反を自主申告しない企業には重い制裁を科すことや、他社の EAR 違反告発を奨励するため、奨励金の支払いや、告発者自身の別件 EAR 違反に関する処罰軽減事由として告発の事実を考慮するといった優遇措置の適用可能性を検討するものとなっている。

²⁰⁶ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/3262-vsd-policy-memo-04-18-2023/file> を参照。

4. EU・英国

関税（EU・英国について、それぞれ調査ください）

（１） 2023年度版不公正貿易報告書P.119－120,129の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率 や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜EU＞

2022 年時点の EU における非農産品の譲許率は 100%で、単純平均譲許関税率は 4.1%であった。例えば、輸送機器（最高 22%）、皮革・履物等（最高 17%）、鉱物・金属（最高 12%）、乗用車（最高 10%）等には高い譲許税率が適用される。電気機械（最高 14%（テレビカメラ、ラジオ受信機など）、単純平均は 2.4%）、繊維製品（最高 12%、単純平均は 6.6%）については、他の先進国に比べて関税率が高い。輸入製品は国内製品よりも厳しい競争条件にさらされている²⁰⁷。

最近の動きとしては、2022 年 2 月には、日本と EU それぞれについて、保護すべき地理的表示（GIs）として 28 の名称が新たに追加された。さらに 2022 年 10 月には、データの自由な流通に関する条項を EPA に盛り込む交渉が開始された。農産物や酒類（日本酒など）については地理的表示（GI）の保護が確保されている²⁰⁸。

新型コロナウイルスの影響による関税措置としては、2020 年初頭にコロナウィルスのパンデミックが発生して以来、欧州委員会は、保護具、検査キット、人工呼吸器などの医療機器に対する関税と付加価値税を一時的に免除する一連の決定を下し、全加盟国を支援してきた。最初の措置は 6 カ月間適用されたが、上記の関税及び付加価値税の免除は 3 回延長された。免除措置は 2022 年末までに EU 全域で終了した²⁰⁹。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、EU はロシアからの海上原油及び石油精製品の輸入を禁止した。EU は、G7 諸国及び他の志を同じくするパートナーと協力し、2022 年 3 月 15 日をもって、ロシアを WTO の枠組みにおける最恵国待遇から除外した。EU は、輸入関税の引き上げではなく、ロシアを原産地とするすべての鉄鋼製品、セメント、ゴム製品、木材、蒸留酒、酒類、高級魚介類、金などの輸出入を禁止する制裁措置をとることを決定した²¹⁰。さらに、2023 年 12 月 18 日には、EU は第

²⁰⁷ https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/daily_update_e/tariff_profiles/CE_E.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/eu/trade_03/pdfs/eu_p12_3G010.pdf
<https://www.mofa.go.jp/files/000013835.pdf>

https://www.wto.org/english/tratop_e/inftec_e/inftec_e.htm 参照。

²⁰⁸ <https://trade.ec.europa.eu/access-to-markets/en/content/eu-japan-economic-partnership-agreement#:~:text=agreement%20with%20Japan.-,Tariffs,or%20tariff%20reductions%20were%20agreed.>
<https://www.mofa.go.jp/files/000013835.pdf> 参照。

²⁰⁹ https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2021-12/C_2021_9852_1_EN_ACT_part1_v4.pdf 参照。

²¹⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/fs_22_1402 参照。

12 次対露制裁パッケージを採択した²¹¹。この新制裁措置は、ロシアを対象とする EU の資産凍結の枠組みを修正するもので、新たな指定理由や適用除外、適用除外の拡大、資産追跡規定の強化などが盛り込まれている。新パッケージはまた、ロシアを対象とする分野別制裁措置の改正も導入しており、(i) ダイヤモンド（2024 年 1 月 1 日からロシア産のダイヤモンド製品について施行、同年 3 月 1 日からは非産業用ダイヤモンドについて施行、同年 9 月 1 日からは第三国で加工等されたロシア産ダイヤモンドについて施行。）、液化石油ガス（輸入規制に追加）、金属製品（輸入規制に追加）に関する新たな輸入関連規制、(ii) 鉄鋼製品に関する輸入関連規制の改正（ロシア産スラブに関して数量割当を 2028 年 9 月 30 日まで延長）、(iii) デュアルユース、先端技術、一定の工業品目に関する輸出関連規制の強化を通じて、貿易管理措置を特に強化している。また、企業管理ソフトウェアとデザイン関連ソフトウェアの提供についても供与等の制限が導入された。特にエネルギー分野や、EU、欧州経済地域（EEA）、スイス、パートナー国のロシア子会社に提供されるサービスやソフトウェアに関して、多くの既存の適用除外や適用除外が拡大又は修正された。迂回防止措置が導入され、石油価格の上限が強化され、機密事項に関わるロシア以外の当事者との契約において、いわゆる「ロシア禁止」条項が契約上合意されることが義務づけられた。最後に、資金移動を制限するまでには至らなかったが、EU 域内に設立されたロシア系企業による EU 域外への資金移動に関して、届出義務が導入された。

< 英国 >

英国の非農産品に対する単純平均譲許関税率は 4.1% である。例えば、輸送機器（最高 22%）、皮革・履物等（最高 17%）、鉱物・金属（最高 12%）、化学品（最高 17%）、乗用車（最高 10%）等には高い譲許税率が適用される。電気機械（最高 14%（テレビカメラ、ラジオ受信機など）、単純平均 2.4%）、繊維製品（最高 12%、単純平均 6.5%）については、他の先進国に比べて関税率が高い。輸入製品は国内製品よりも厳しい競争条件にさらされている²¹²。

最近の動きとしては、英国は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）の下での約束のスケジュールと、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の下での約束のスケジュールを世界貿易機関（WTO）に提出し、認証を受けており、これらのスケジュールを適用している。認証プロセスは 2023 年に終了し、参加国による約束が発効する予定である²¹³。また、2020 年 12 月、英国は ITA と拡大 ITA を引き続き実施し、2023 年までに 201 の対象製品の関税を撤廃すると発表した。英国はもともと、欧州連合（EU）加盟を通じて ITA の約束を引き受けていた。欧州連合からの離脱後、英国は GATT に対する譲歩と約束に関する独自のスケジュール（G/MA/TAR/RS/570）とその補遺を、スケジュールの修正・変更手続きに基づき回付し、このスケジュールが ITA の約束と同様とするものであることを示した。英国に対し、完全な ITA スケジュールを提出するよう要

²¹¹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302871; and https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302875. 参照。

²¹² https://www.wto.org/english/res_e/statistics_e/daily_update_e/tariff_profiles/GB_E.pdf 参照。

²¹³ https://www.wto.org/english/thewto_e/countries_e/united_kingdom_e.htm#stcsHeading
<https://committees.parliament.uk/publications/33446/documents/181812/default/> 参照。

請がなされた²¹⁴。さらに、英国は 2023 年 3 月 31 日に CPTPP 加盟交渉を終了し、2023 年 7 月 16 日に加盟議定書に署名した。協定の発効は、英国と CPTPP 締約国の立法手続きが終了した後に行われる。発効は 2024 年後半と予想される²¹⁵。

新型コロナウイルスの影響による関税措置としては、英国政府は、コロナウィルスへの対応に重要な医療品目の関税停止を、ワクチン製造の主要部品の関税停止とともに適用した。これらはパンデミックへの医療対応を支援するため、2023 年 12 月 31 日まで適用される²¹⁶。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、2022 年 3 月以降、英国はロシアとベラルーシの輸出品に対する最恵国関税の適用をしていない。また、ロシアとベラルーシを原産地とする商品には、現行の関税に加えて 35%の関税を課すこととしている。さらに、英国はロシアへの高級品の輸出を禁止している²¹⁷。英国政府は 2023 年 12 月 11 日、対ロシアを含む英国の貿易制裁の民事執行などを担当する新政府機関、貿易制裁実施局（OTSI）の設立計画を発表した²¹⁸。OTSI は 2024 年初頭に発足する予定である。OTSI は(i)民事上の金銭的罰則を科す権限を含む貿易制裁の民事上の執行、(ii) 貿易制裁ビジネスへの関与とガイダンス、(iii)貿易制裁違反の疑いを調査することを含む、違反を発見するための貿易制裁遵守の監視、を行うとされ、(i) 貿易制裁に対する認識を高めること、(ii) 貿易制裁を遵守する企業を支援すること、(iii) 正当な場合には強制措置を取ることを含め、違反の疑いを発見し対応すること、(iv) 英国の貿易制裁体制に対する信頼を維持し構築することを主眼に置くとされている²¹⁹。OSTI の創設について発表した 2023 年 12 月 11 日のヌスラト・ガーニ産業・経済安全保障相は、その声明において、英国議会は間もなく、ロシアを対象としたさらなる輸出禁止、輸入禁止、金融制限を含む英国政府の最新の貿易制裁パッケージを審議し、これには特に、ウクライナでロシア軍が使用しているさまざまな機械部品や電子機器の輸出禁止が含まれる可能性が高い、と述べている²²⁰。そのため、英国との関係では、さらにロシア関連の制裁措置が導入される可能性がある。

²¹⁴ https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=283367,248703,245052,236437,228000,135097,134930,131799,127892,127858&CurrentCatalogueIdIndex=0&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True 参照。

²¹⁵ <https://www.gov.uk/government/collections/the-uk-and-the-comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnershipcptpp>

https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/trade_01.html 参照。

²¹⁶ <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/638f5c44e90e071dfd1e66e0/tariff-suspensions-on-covid-19-critical-goods-and-vaccine-components.odt> 参照。

²¹⁷ <https://www.gov.uk/guidance/additional-duties-on-goods-originating-in-russia-and-belarus> 参照。

²¹⁸ <https://www.gov.uk/government/news/new-unit-to-crack-down-on-firms-dodging-russian-sanctions#:~:text=Government%20announces%20new%20unit%20to%20clamp%20down%20on%20companies%20evading%20sanctions> 参照。

²¹⁹ <https://www.gov.uk/government/organisations/office-of-trade-sanctions-implementation/about> 参照。

²²⁰ <https://www.gov.uk/government/speeches/office-of-trade-sanctions-implementation-announcement> 参照。

基準・認証制度

(1) 2023年版不公正貿易報告書P.128～129、136～137のEU及び英国の化学品規制（REACH・CLP）の＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向があれば、調査・報告ください。特にREACH規則に新たにパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物（perfluoroalkyl compounds and polyfluoroalkyl substances：PFAS）を制限する提案に関して、リスク評価委員会（Committee for Risk Assessment）及び社会経済性評価委員会（Committee for Socio-Economic Analysis）における検討状況を含め、新たな動向等があれば調査・報告ください。

<EU>

EU は Better Regulation の規定に合わせるため、REACH 規則（EC 1907/2006）を改正している。この改正には、人の健康、環境、動物実験、域内市場機能、産業競争力への影響評価が含まれている。一般からの意見、専門家によるワークショップ、REACH 及び CLP の所轄官庁（CARACAL）との会合を含む関係者協議が、影響評価に反映されることになる。パブリックコンサルテーションは 2022 年 4 月 15 日に終了し、新規則は 2023 年第 1 四半期に予定されていたが、現時点で採択されていない。PFAS に関しては、一部の物質がストックホルム条約と EU の残留性有機汚染物質（POPs）規則で規制されている。EU は 2023 年 8 月に PFHxS を POPs 規則に追加した。長鎖ペルフルオロカルボン酸（C9-21 PFCAs）は、ストックホルム条約への追加が検討されている。PFOA（ペルフルオロオクタン酸）と PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）を含む特定の PFAS は、EU/EEA で規制されている。ドイツからの提案を含め、さらなる規制の提案が評価中であり、2025 年に決定される予定である。欧州化学品庁（ECHA）は、2022 年 1 月に消火用泡（フォーム）に含まれる PFAS の規制を提案し、欧州委員会の決定を待っている状況にある。さまざまな PFAS が REACH の高懸念物質（SVHC）候補リストに掲載されており、GenX（パーフルオロオクタン酸（PFOA）を使用せずに高性能フルオロポリマー（例：付着防止コーティング）を製造するために用いられる技術に対する商標名であり、ヘキサフルオロプロピレン酸化物(HFPO)酸二量体及びそのアンモニウム塩は、GenX 技術に関連する主要な化学物質である。）、PFBS（ペルフルオロブタンスルホン酸）、PFHpA（ペルフルオロヘプタン酸）などのグループが、その残留性、移動性、毒性に基づいて特定されている。人の健康と環境に対する潜在的なリスクを評価するため、さらなる PFAS の評価が予定されている²²¹。

<英国>

2023 年 7 月 19 日、REACH（改正）規則 2023（No.722）が発効した。これにより、登録者の情報提出期限が 3 年延長される。経過措置期間と資料提出期限は、トン数に応じて 2026 年 10 月 27 日、2028 年 10 月 27 日、2030 年 10 月 27 日に延長される。英国 REACH（化学物質の登録、評価、認可及び制限）規則²²²は、グレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）における化学物質規制のための主要な

²²¹ <https://echa.europa.eu/hot-topics/perfluoroalkyl-chemicals-pfas> 参照。

²²² <https://www.cirs-group.com/en/chemicals/uk-reach-registration> 参照。

法律のひとつであり、グレートブリテンにおける物質の使用を規制している。なお、北アイルランドには、引き続き EU の REACH 規則²²³が適用され続けることとなっている。

英国 REACH は、英国で製造又は英国に輸入される物質について、英国 REACH 担当機関である安全衛生庁（HSE）への登録を義務付けている。登録には、物質の危険性、用途、暴露に関する情報が含まれる。登録情報は、HSE が規制目的で使用し、登録者は自社及びサプライチェーンの他のユーザーに対して適切なリスク管理措置を特定するために使用する。

2023 年 7 月 19 日に REACH（改正）規則 2023 が施行された後、提出期限は以下のようになる。

- 2026 年 10 月 27 日：英国 REACH 規則が 2020 年 12 月 31 日に発効する前に EU REACH 候補リストに含まれた物質、発がん性、変異原性、生殖毒性があり、年間 1 トン以上製造又は輸入される物質、水生生物に非常に毒性があり、年間 100 トン以上製造又は輸入される物質、及び年間 1,000 トン以上製造又は輸入されるすべての物質。
- 2028 年 10 月 27 日：上記提出期限（2026 年 10 月 27 日）以前に英国 REACH 規則候補リストに追加された物質、及び年間 100 トン以上の量を製造又は輸入するすべての物質。
- 2030 年 10 月 27 日：年間 1 トン以上製造又は輸入されるすべての物質。

REACH 規則（改正）2023 年規則（No.722）の主な内容は以下のとおりである。

1. 規則の目的

- 1.1. 本規則の目的は、英国 REACH 規則に基づき、登録者が安全衛生庁（HSE）に情報を提出する現行の法律上の期限を延長することである。これらの期限を延長することで、政府が新たな移行登録モデルを開発・導入するための十分な時間を確保する。
- 1.2. HSE がコンプライアンスチェックを実施しなければならない期日が改正される。

2. 適用地域

イングランド、ウェールズ、スコットランド

3. 改正の背景

- 3.1. 第 127P 条(4B)の「IP 完了後の関連期間」の定義を修正し、情報提出に必要な期間を 2023 年 10 月 27 日、2025 年 10 月 27 日、2027 年 10 月 27 日から、それぞれ 2026 年 10 月 27 日、2028 年 10 月 27 日、2030 年 10 月 27 日まで、

²²³ <https://www.cirs-group.com/en/chemicals/eu-reach-registration> 参照。

さらに3年間延長する。

- 3.2. HSEによるコンプライアンスチェックが延長された。HSEは2027年10月27日、2030年10月27日、2035年10月27日までに、コンプライアンスチェックの20%を実施しなければならない。²²⁴

²²⁴ <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2023/722/introduction/made>
https://www.legislation.gov.uk/uksi/2023/722/pdfs/uksiem_20230722_en_001.pdf 参照。

（２） 2023年度版不公正貿易報告書P.129～130の「（３）医療機器規制（MDR）・体外診断 用医療機器規制（IVDR）」について新たな動向があれば、調査・報告ください。特に、市販後調査に関する定期的安全性最新報告（Periodic safety update reports）のガイダンス「MDCG2022-21」には、傾向分析に関するガイダンスを別途発行する旨が記載されていますが、「MDCG2022-21」の発行状況について、調査・報告ください。

医療機器指令（MDD）の下で、EU 市場に上市されていない製品について、EU MDR の2021年5月という日付は、市場に出す前に新規制に適合する必要があることを意味する。これには、適合性評価プロセスを受け、有効な CE マークを取得することが含まれる。

しかし、新規制の導入の複雑さや、適合性評価機関の利用可能性の制限など、関係者が直面する様々な課題のため、EU はその適用を延期することを決定した。

特定の医療機器及び体外診断用医療機器に関する新たな経過措置を定めた 6 ページの改正規則（EU）2023/607 は、2023 年 3 月 20 日に欧州連合官報に掲載され、公布と同時に発効した。

製造業者、適合性評価機関、その他の関係者が新しい要求事項に十分対応できるよう、MDD に基づき既に上市されている機器に対する MDR の適用が 2027 年末又は 2028 年末まで延長された（クラス III 及びクラス IIb の埋込み型機器については 2027 年 12 月 31 日以降、その他の機器については 2028 年 12 月 31 日以降、MDD 証明書は有効とはみなされない。）。

IVDR については、従来の「販売中止」の日付（2025 年 5 月 25 日から 2028 年 5 月 26 日）が削除された。その結果、IVDR に規定された移行期間終了前（すなわち 2024 年 5 月 26 日まで）に上市された機器は、法的な期間制限を受けることなく、さらに上市することができる。

MDR の延長は、欧州市場における医療機器の供給における混乱を最小限に抑え、従来の規制枠組み（MDD）から新しい枠組みへの円滑な移行を確保することを目的としている。また、より段階的で管理された実施プロセスを可能にし、すべての関係者が十分な準備を整え、MDR に概説された新たな義務を果たせるようにすることを目的としている²²⁵。

²²⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0607&from=EN>
https://health.ec.europa.eu/system/files/2023-01/mdr_proposal.pdf 参照。

(3) 2023年度版不公正貿易報告書P.130～131の「(4) バッテリー及び廃棄バッテリー 規則」についてカーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する新たな動向や作業計画があれば、調査・報告ください。

8月17日に発効したEUバッテリー規則2023は、再使用とリサイクルの奨励に主眼を置き、バッテリーのライフサイクル全体にわたる包括的な持続可能性対策を導入するものである。旧バッテリー指令2006に代わるこの規則は、2020年に開始された欧州委員会の循環経済行動計画に沿った、循環経済への重要な一歩であるとされている。

主な規定は以下のとおりである。

1. 適合性評価と表示

- 製造業者は2024年8月以降、適合性評価を実施し、バッテリーにCEマークを貼付しなければならない。
- 一般的なラベリング要件は、2026年8月より前に発効し、現行の義務よりも広範な情報を求める。

2. バッテリー・パスポート

- LMT、産業用バッテリー、EVバッテリーを含む特定のバッテリーには、QRコードでアクセスできる電子記録（バッテリー・パスポート）が義務付けられる。

3. 性能、耐久性、持続可能性

- EV、産業用、LMTバッテリーは、2025年2月から2030年までのカーボンフットプリント宣言を提供しなければならない。
- 特定の電池について、再生利用率の最低基準値を設定し、再生利用率を示す書類を添付しなければならない。

4. 携帯用電池

- 携帯用電池：携帯用電池は最低限の性能と耐久性を満たさなければならない。
- 2027年2月までに、製造業者は消費財における電池の取り外し可能性と交換可能性を保証しなければならず、LMT電池については具体的な要件がある。

5. デュー・ディリジェンス要件：

- 2025年8月以降、売上高4,000万ユーロ超の経済事業者は、原材料の社会的・環境的リスクに関するデュー・ディリジェンス義務を遵守しなければならない。

6. 廃棄物回収

- 生産者は廃棄ポータブルバッテリーの回収に責任を持ち、具体的な目標を設定する（すなわち、2023年までに45%、2027年までに63%、2030年までに

73%。)

- 施行と罰則とに関する規定もあり、加盟国は2025年8月18日までに施行規則を定めなければならない、罰則は効果的、比例的、かつ抑制的でなければならない。

以上のように、本規則は、EU が循環型経済を追求する上で極めて重要な要素であり、バッテリーに関する環境問題に対処するものである。特に電気自動車の普及に伴い、バッテリーの需要が急増することが予想されるため、業界の事業者は常に警戒を怠らず、同規則に概説されているコンプライアンス状況の変化と責任の増大に備えなければならないものとされている²²⁶。

²²⁶ https://environment.ec.europa.eu/news/new-law-more-sustainable-circular-and-safe-batteries-enters-force-2023-08-17_en
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj>
<https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/08e15e2c/new-eu-battery-regulation-focuses-on-sustainability-waste-management-and-due-diligence> 参照。

サービス貿易

(1) 2020年版不公正貿易報告書P.125のオーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞に関して、新たな動向等があれば調査・報告ください。特に、EUはサービス交渉においてAV分野をまったく約束していないところ、新規加盟国の国に対して、AV分野の留保を働きかけているという情報があるところ、何かそのような働きかけについて情報があれば、調査・報告ください。

2022 年 9 月 16 日、欧州委員会は域内市場におけるメディア・サービスの共通枠組みを確立する規則（欧州メディア自由法）及び指令 2010/13/EU の改正案を採択した。この提案には、メディア部門における編集の独立性と所有者の透明性のための内部セーフガードに関する欧州委員会勧告が添付されていた。

欧州メディア自由法は、EU におけるメディアの多元性と独立性を保護することを目的としている。同法には、メディアが EU 域内市場において、不当な圧力を受けることなく、メディア空間のデジタル化を考慮しながら、国境を越えてより容易に活動できるようにするためのさまざまな措置が盛り込まれている。すなわち、以下のような措置が規定されている。

- 編集上の決定に対する政治的干渉や監視からの保護。
- 公共メディアの独立性と安定した資金調達、メディア所有権と国営広告の配分の透明性を重視する。
- 編集者の独立性を保護し、利益相反の開示を義務づける。
- 各国のメディア当局で構成される独立した欧州メディア・サービス委員会を新設する。²²⁷

欧州議会は 2023 年 5 月 9 日、視聴覚メディア・サービス指令 (AVMS) の実施に関する報告書を採択した。この報告書は、EU 議会の文化・教育 (CULT) 委員会で承認され、欧州議会を通過した。同指令の移管期限は 2020 年 9 月であったが、一部の国では進捗が遅れている。

2022 年 5 月、欧州委員会は、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、スペインの加盟 5 カ国を、国内法への組み込みを怠ったとして EU 司法裁判所に提訴した。2023 年 11 月に承認された報告書は、これまでの指令の実施状況を検証するもので、この失敗を強調し、欧州委員会が執行を推進する上で不十分であったと批判している。報告書はまた、欧州視聴覚著作物の定義、オンライン・プラットフォームにおける義務、未成年者の保護、人工知能の影響などについても検討している。

報告書は、一部の加盟国が期限内に指令の移管を行おうとする「不十分な意思」と、欧州委員会が侵害訴訟の開始に「全般的に消極的」であることを批判し、各国政府に対し、遅滞なく指令を実施するよう求めている。

報告書によれば、一部の加盟国による移管の欠如は、指令の実施について本格的な評価を行う議員の能力に影響を及ぼしているという。

報告書によれば、指令に盛り込まれた「欧州の著作物」の定義は、1989 年の欧州評議

²²⁷ [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2023/747930/IPOL_STU\(2023\)747930_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2023/747930/IPOL_STU(2023)747930_EN.pdf) 参照。

会の「国境を越えるテレビジョンに関する条約」が定めた「『欧州の視聴覚著作物』の概念に対するオープンで広範な理解」に沿ったものであると認識しているという。

この定義は、欧州の創造的なエコシステムに利益をもたらすために、EU 域内で制作された作品を促進するものであるべきだとしている。報告書はまた、公用語、地域言語、少数言語を考慮し、欧州の言語的多様性を表現するコンテンツを普及させる努力の強化を求めている。

また、報告書では、字幕や音声ガイドなどの機能を確実に提供し、コンテンツが提供される地域のすべての言語で利用可能であることを保証するなど、アクセシビリティに関連するいくつかの側面も強調されている。

報告書はまた、比例性と非差別の観点から、創作が行われた国に基づくあらゆる適用除外を評価し、欧州委員会に対し、指令の関連条項をより迅速かつ効果的に適用できるかどうかを調査するよう求めている。

また、オンデマンドのオーディオビジュアル・メディア・サービスに対する現行の欧州割当要件を最低目標として維持する一方、その実施状況を定期的に監視するよう求めている²²⁸。

²²⁸ https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-9-2023-0139_EN.pdf 参照。

政府調達

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.132 の「政府調達」について、新たな動向があれば、調査・報告ください。

国際調達手段規則 (IPI) は、2022 年 8 月 29 日から発効し、世界の調達市場における不均衡に対処するための通商政策手段である。相互主義が欠如している場合、欧州委員会は非 EU 企業の EU 公共調達市場へのアクセスを制限することができる。

主要な規定は以下のとおりである。

1. 調達への影響

- 調達への影響：EU 公共調達総額の少なくとも 70% をカバーし、全調達契約の約 17% に影響。
- 公共調達指令の対象となる EU の調達手続きに適用され、指定された閾値を超える非対象調達が含まれる。

2. 調査と協議

- 欧州委員会は、アンチダンピング調査に類似する手続きに従って調査を開始することができる。
- 関係する第三国との協議は問題解決を目的とする。調査期間は 9 ヶ月（5 ヶ月延長可能）。

3. IPI 措置の条件

- 制限的な第三国措置の確認、協議不成立、EU の利害の決定が要件とされている。
- EU へのアクセスに深刻かつ再発的な障害をもたらす立法、規制、行政上の措置に適用される。

4. IPI 措置の性質と範囲：

- 2 つの措置方法：入札評価に影響を与える「得点調整」と、対象国からの入札の「除外」。
- 欧州委員会は、アクセス障害を是正するための比例性と有効性に基づいて決定する。
- 措置の有効期間は 5 年間だが、第三国の措置や継続的なレビューに基づき、撤回又は延長が可能。

5. 施行と免除：

- 加盟国は IPI 措置を実施するが、例外的に特定の理由による不適用が認められている。
- 欧州委員会は、加盟国からの正当な要請があれば、免除される地方契約当局をリストアップすることができる。
- 落札者は迂回を防止するための特定の義務を負う。

6. 実施

- IPI は、2022 年 8 月 29 日以降に開始される EU の調達手続きに適用される。
- IPI の発効後 6 ヶ月以内に、主要な概念を明確にするガイドラインが欧州委員会から発行されることになっているが、現時点で発行されていない²²⁹。

²²⁹ https://policy.trade.ec.europa.eu/help-exporters-and-importers/accessing-markets/public-procurement_en
<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/the-eu-s-international-procurement-instrument-ipi.html> 参照。

知的財産

(1) スペアパーツの議論を巡っては、ドイツにおいては、修理条項を追加した改正意匠法が 2020 年 12 月に公布され、フランスにおいては、2020 年 10 月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する修理条項を意匠法に追加する改正案が議会で採択されたが、法案の合憲性審査の結果、成立には至らなかった等、EU の主要国（英国含む）において動きが見られるところ、EU 並びに主要国（英国含む）の法制度や主要判例の動向についてご調査ください。

2023 年 3 月 22 日、欧州委員会は、欧州グリーン・ディールに概説されている持続可能な消費の目標に沿った、商品の修理を促進することを目的とした共通規則の提案を発表した。この措置は 2023 年 6 月に承認された。その目的は、商品の修理による環境的・経済的メリットを強調し、廃棄物を削減し、より持続可能なビジネス慣行への転換を促すことである。この構想は、特に法的保証がまだあるにもかかわらず、不良品が早期に廃棄されるなどの問題に対処し、消費者にとって修理がより身近で費用対効果の高いものになることを目指している。

この提案の主な特徴は以下のとおりである。

1. 法定保証と修理キャンペーン

- 法定保証期間である 2 年以内であれば、消費者は、買い替えに比べて修理費が安い場合、無償修理を要請することができる。
- 法的保証期間を超えて、修理可能要件の対象となる商品の生産者は、製品の種類に応じて、購入後 5～10 年間は修理サービスを提供しなければならない。

2. 消費者支援と透明性

- 消費者が適切な修理サービスを見つけるのを支援するための措置で、国別のマッチメイキング・オンライン修理プラットフォームを含む。
- 消費者は、欧州修理情報フォームを要求する権利を有し、価格や期間などの重要な側面に基づく修理サービスの比較を容易にする。

3. 対象製品と修理可能要件

- 本提案は消費財を対象としており、製造者は、製品の種類と修理可能性要件に応じて、5～10 年間の修理義務を負う。
- 修理可能性要件には、分解の容易さ、スペア部品の入手可能性、修理関連情報などの状況が含まれる。

4. 環境への影響

- 廃棄物、温室効果ガス排出、資源消費の削減が見込まれ、15 年間で 1,850 万トンの温室効果ガス排出、180 万トンの資源、300 万トンの廃棄物の削減が見込まれる。

5. 経済効果

- 販売者と生産者にとっては、15 年間で 156 億ユーロの節約となり、48 億ユーロの成長と投資の増加が見込まれる。
- EU の消費者は、15 年間で総額 1,765 億ユーロの節約を達成し、主に修理部門における雇用の純増に貢献すると予想される。

6. 他の持続可能性への取り組みとの統合

- 本提案は、持続可能な製品のためのエコデザインに関する規則、グリーン転換のための消費者の地位向上に関する指令、グリーンクレーム指令など、欧州グリーン・ディールと連携する欧州委員会の広範な取り組みの一環であるとされる。これらのイニシアティブは総体として、持続可能な消費慣行と早期陳腐化に対する消費者保護を促進することを目的としているとのことである²³⁰。

しかし、この提案はいくつかの主要な点については規定していない。すなわち、

- 修理の価格
- 修理期間
- 知的財産権（IP）法によって構成される修理の障壁

などである。

これらの規定がなければ、実際には包括的な修理権に関する規定とは言えないものと考えられる。

これらの欠けている規定は、現在、（少なくとも部分的には意匠法との関連で）次のような形で取り組まれている。

- 意匠の法的保護に関する指令（再改訂）の提案²³¹
- 共同体意匠に関する規則の提案²³²

どちらの提案にも修理条項が含まれているが、これは、OEM の独占を排除することによって、消費者の修理へのアクセスを改善し、スペアパーツの価格を引き下げる大きな可能性を秘めた手段である。

したがって、EU のデザイン規則改正は、持続可能な消費という欧州グリーン・ディールの目標との関連で検討されるべきであり、修理の権利を導入する立法パッケージの一部とみなされるべきであるとされている²³³。

以下、主要な各国の状況について俯瞰する。

<ドイツ>

ドイツではエコデザイン指令が導入され、一定期間内にスペアパーツを供給するこ

²³⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_1795
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023PC0155> 参照。

²³¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52022PC0667> 参照。

²³² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0666> 参照。

²³³ https://www.beuc.eu/sites/default/files/publications/BEUC-X-2023-077_POSITION_PAPER_design_directive_2023.pdf 参照。

とが義務付けられている。

さらに、消費者は購入時に、どのような欠陥が発生しうるか、製品の修理の可否と方法、その費用を知らされなければならないとされている。

販売業者はまた、より多くのリサイクルを行い、廃棄物の発生を減らし、一定の条件の下で古い電子機器を引き取る義務を負う。新品とほとんど変わらない製品が返品された場合、それらを破棄することはできなくなった。

主要な規定は以下のとおりである。

- 商品の使用適合性は維持されなければならない（慎重な取り扱い、保管、輸送、商品の寄贈、商品の減額販売、有効期限前の販売などを通じて）。
- 商品が当初の目的に使用できなくなった場合、他の用途を考慮することができる。
- 商品がもはや使用できない場合、廃棄よりもリサイクルが望ましい（「使用のカスケード」）。
- すでに商品の生産段階から、生産と使用を通じて廃棄物が削減され、いかなる廃棄物も環境に配慮した方法でリサイクル又は処分されるよう配慮しなければならない（「製品責任」）。

これまでのところ、以上の措置はむしろ自主的な義務とされている。

ドイツ政府は、スペアパーツの供給と修理説明書の入手を保証する国内修理法の導入を計画している。2024 年初頭に最初の草案が各省庁に提出される予定である。さらに、全国のリペア・カフェと呼ばれる修理場所やセルフ式修理工場を支援するための資金援助プログラムも計画されている²³⁴。

<フランス>

循環型経済を促進するため、特に修理や、消費者が修理情報やサービスを利用できるようにするための措置がいくつか実施されている²³⁵。

1. 2022 年以降、販売者は特定の電子製品について、スペアパーツの入手可能性を消費者に通知しなければならない。修理へのアクセスを妨げたり、独占的な修理オプションを課したりする行為は禁止されている。
2. フランスは、様々な製品カテゴリーについて修理指数を導入し、修理マニュアルの入手可能性、分解の容易さ、スペアパーツの入手可能性に関する生産者の約束などの基準に基づいて、製品の修理可能性を消費者に通知している。
3. 改善策として提案されているのは、修理指数における基準の重み付けを調整すること、電子商取引ウェブサイトにおける指数の表示場所を規制すること、消費者が詳細な修理指数の採点方法にアクセスできるようにすることなどである。
4. 修理サービスの可視性として、政府のウェブサイトは、消費者が適切な修理サービスを見つけられるよう、専門家のディレクトリを提供している。

²³⁴ <https://www.euractiv.com/section/digital/news/right-to-repair-germany-pushes-for-more-ambitious-eu-rules/>
<https://www.europe-consommateurs.eu/en/shopping-internet/spare-parts-and-repairs.html> 参照。

²³⁵ <https://www.europe-consommateurs.eu/en/shopping-internet/spare-parts-and-repairs.html> 参照。

5. 法定保証の変更として、修理中の法定保証の一時停止や、修理された製品に対する保証の延長を認めるなど、製品交換よりも修理を奨励する取り組みを行っている。
6. 計画的陳腐化に対抗するために、フランスは計画的陳腐化にペナルティを課し、消費者が機器のソフトウェア更新の期間について知らされていることを保証することとしている。
7. 修理基金を設置している。すなわち、「汚染者負担」制度に基づく修理ボーナスは、修理代金の一部を払い戻すことで、特定の電子製品の修理費用を削減する消費者を支援する。ボーナスは製品によって 15 ユーロから 45 ユーロの幅がある。

<英国>

エネルギー関連製品のエコデザインとエネルギー情報規則 2021 年 (SI 2021 No.745) は、「修理する権利規則」とも呼ばれ、2021 年 7 月 1 日に施行された。英国の EU 離脱に伴い、英国は同等の EU 規則の要件を反映することを選択した。「修理する権利」は、2021 年 7 月以降、「プロの修理業者」がスペアパーツと技術情報を入手できるようにするものだが、メーカーはスペアパーツを入手できるようにするために最長 2 年の猶予期間がある。同規則はイングランド、スコットランド及びウェールズに適用される。北アイルランドは引き続き EU のエコデザイン及びエネルギー表示の要件に従う。

特定の家庭用品の「修理する権利」要件について、新規制の重要な目的は、製造業者、公認代理店、輸入業者に、専門の修理業者及び／又は最終利用者に対して、その製品のスペアパーツを提供する法的義務を課すことにより、特定のカテゴリーの製品（家庭用洗濯機や洗濯乾燥機、食器洗い機、冷蔵庫、電子ディスプレイ）の寿命を延ばすことである（ただし、ノートパソコンとスマートフォンは除外されている）。これらのスペアパーツは、そのモデルの最後のユニットが市場に出回ってから最低 7 年から 10 年の範囲で利用できるようにすることが求められている。修理は、一般に入手可能な工具で可能でなければならず、プロの修理業者がメンテナンスや修理に関する情報を入手できるようにする義務もある。同規則は 2021 年 7 月 1 日以降に購入された製品に適用されるが、メーカーにはスペアパーツを入手するための猶予期間が最長 2 年間認められている²³⁶。

²³⁶ <https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2021/9780348222920>
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-9302/CBP-9302.pdf> 参照。

5. 韓国

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.137 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

韓国の 2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 9.8%であるが、織物（最高税率 51.7%）、衣類（最高税率 35%）、電気機器（最高税率 20%）等の高い譲許税率が存在する²³⁷。また、2022 年時点の非農産品の譲許率は 94.1%である。非譲許品目としては、貨物自動車（最高実行関税率 10%）、医薬品（最高実行関税率 8%）等があり、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 6.6%である。

＜最近の動き＞

韓国においては、ITA（情報技術協定）拡大履行のための「世界貿易機関協定等による譲許関税規定(大統領令)²³⁸」が改正されたことにより、2016 年 12 月から該当品目に対する関税が引き下げられた²³⁹。該当の品目は、半導体製造装置、IT 素材(ディスプレイ用フィルム・接着剤等)、顕微鏡・レンズ等の光学・画像機器、心電計・MRI 等の医療機器を含む、計 834 品目(HSK2016、10 桁基準)であった。そのうち、381 品目(全体の 46%)は 2016 年 12 月 1 日から直ちに関税が撤廃され、365 品目は 3 年間、その他の品目は 5 年又は 7 年間で段階的に関税が撤廃される(韓国では会計年度を基準に、毎年度初めに段階的に関税が引き下げられる)。2023 年現在、無線操作制御機器・マイクロホンは 0%等に引き下げられたが、ポリッシングパッドは 8%(基本税率。譲許税率は 16%)となっており、無税化が実現していない。

また、2022 年 6 月に韓国政府が実施した生活対策案である、肉類をはじめとする一部の食料品の関税割当であるが、当初は 2022 年限りで実施した関税率 0%適用の割当関税措置であったが、一部の品目(豚肉、飼料用根菜類等)については引き続き割当関税が適用されている²⁴⁰。

新型コロナウイルスの影響による関税措置としては、次のような関連物品に対する一

²³⁷ <https://www.law.go.kr/법령/세계무역기구협정등에의한양허관세규정> 参照。

²³⁸ <https://www.law.go.kr/법령/세계무역기구협정등에의한양허관세규정> 参照。

²³⁹

https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000006635&menuNo=4010100 参照。

²⁴⁰ 関税法第 71 条による割当関税の適用に関する規定（34154, 20240119）

<https://www.law.go.kr/법령/관세법제 71 조에따른할당관세의적용에관한규정> 参照。

時的な輸出制限及び関税免除措置が行われたことがある。すなわち、2020年3月18日から2020年6月30日まで、手術用・保健用マスク及びメルトブローンフィルター製品の輸入全量に対して税率0%を適用し、輸入関税を一時的に撤廃した²⁴¹。2020年3月8日から2020年7月11日まで、手術用・保健用マスク、手指消毒剤及び体温計について、迅速な通関で韓国内の需給支援ができるよう「リスト通関」対象に含めた。「リスト通関」制度は、国内居住者が使用するために直接受け取る物品価格USD150以下の物品に対しては、輸入申告なしに通関のリスト提出のみで通関が可能で、免税される制度である²⁴²。手術用・保健用マスク、濾過用呼吸器及びメルトブローンフィルターについては、韓国内での深刻な供給不足を防止するため、「食品医薬品安全処告示」により一時的な輸出制限及び禁止措置が行われた。2020年7月12日から2020年12月11日まで、保健用マスクについて、業者別に月単位輸出が可能である総数量は、直前2ヶ月の国内保健用マスクの月平均生産量の50%以下とされた²⁴³。2020年9月15日から保健用マスクの他にも、手術用・飛沫遮断用マスクが輸出は可能になったが、同様に月単位輸出可能な総数量は、直前2ヶ月の国内保健用マスクの月平均生産量の50%以下でのみ可能であった²⁴⁴。2020年10月23日より、上記マスクに対する輸出制限措置は解除された²⁴⁵。2020年3月6日から2020年8月5日まで、メルトブローンフィルターは原則として輸出禁止品目であった²⁴⁶。2020年8月6日から2021年1月5日まで、メルトブローンフィルターの輸出が可能にはなったが、各業者の月単位輸出が可能である総数量は、直前2ヶ月の国内保健用マスク月平均生産量の15%以下のみに制限された²⁴⁷。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置としては、2022年3月、韓国は米国の対ロシア制裁措置に参加し、米国商務省のロシア・ベラルーシ制裁規則の「海外直接製品規則(FDPR)」の免除国家リストに追加された²⁴⁸。また、韓国の産業通商資源省は、非戦略物資品目及び技術に対する対ロシア・対ベラルーシ輸出制限を施行した。2023年3月26日、57種の非戦略物資品目を「状況許可」の対象品目に含め、ロシア又はベラルーシへの該当製品輸出のためには政府の許可が必要になった²⁴⁹。状況許可とは、国際輸出

²⁴¹ 関税法第71条による割当関税の適用に関する規定(30538, 20200318)

[https://www.law.go.kr/법령/관세법제_71_조에따른할당관세의적용에관한규정/\(30538,20200318\)](https://www.law.go.kr/법령/관세법제_71_조에따른할당관세의적용에관한규정/(30538,20200318))参照。

²⁴² <https://www.customs.go.kr/kcs/na/ntt/selectNttInfo.do?mi=2891&nttSn=10053362> 参照。

²⁴³ マスクフィルター用不織布の緊急需給調整措置（産業通商資源部告示）（第2020-56号）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/\(2020-56,20200710\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/(2020-56,20200710))参照。

²⁴⁴ マスクフィルター用不織布の緊急需給調整措置（産業通商資源部告示）（第2020-86号）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/\(2020-86,20200915\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/(2020-86,20200915))参照。

²⁴⁵ マスクフィルター用不織布の緊急需給調整措置（産業通商資源部告示）（第2020-100号）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/\(2020-100,20201023\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크긴급수급조정조치/(2020-100,20201023))参照。

²⁴⁶ マスク緊急需給調整措置（食品医薬品安全処告示）（第2020-104号）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크필터용부직포긴급수급조정조치/\(2020-104,20200701\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크필터용부직포긴급수급조정조치/(2020-104,20200701))参照。

²⁴⁷ マスク緊急需給調整措置（食品医薬品安全処告示）（第2020-128号）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크필터용부직포긴급수급조정조치/\(2020-128,20200806\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/마스크필터용부직포긴급수급조정조치/(2020-128,20200806))参照。

²⁴⁸

https://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=165382&bbs_cd_n=81¤tPage=1&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v=%EB%9F%AC%EC%8B%9C%EC%95%84 参照。

²⁴⁹

https://www.motie.go.kr/motie/ne/presse/press2/bbs/bbsView.do?bbs_seq_n=165431&bbs_cd_n=81¤tPage=1&search_key_n=title_v&cate_n=&dept_v=&search_val_v=%EC%A0%84%EB%9E%B5%EB%AC%BC%EC%9E%90 参照。

統制体制の下で指定した戦略物資ではないが、輸出の際、武器として使われる可能性が高い場合、対外貿易法第 19 条 3 項により政府の許可が必要な品目をいう²⁵⁰。このような品目の変更又は追加は、産業通商資源省の所管である「戦略物資輸出入告示」により行われ、57 種の製品には電子、造船産業と関連した品目が含まれていた。その後、2023 年 4 月 28 日には「戦略物資輸出入告示」を改正し、状況許可品目を 798 品目に拡大し、輸出統制及び管理を強化した。新たに状況許可品目に含まれた製品は、建設機械、鉄鋼・化学製品、自動車及びその部品、半導体、量子コンピュータ部品等がある²⁵¹。

²⁵⁰ <https://www.law.go.kr/법령/대외무역법> 参照。

²⁵¹ <https://www.law.go.kr/admRulBylInfoPLinkR.do?admRulSeq=2100000222360&admRulNm=%EC%A0%84%EB%9E%B5%EB%AC%BC%EC%9E%90%20%EC%88%98%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B3%A0%EC%8B%9C&bylNo=0002&bylBrNo=02&bylCls=BE&bylClsCd=BE&joEfYd=&bylEfYd> 参照。

6. 台湾

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.135 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

台湾の 2022 年時点の全品目の譲許率は 100%である。また、2022 年時点の全品目の単純平均譲許税率は 6.8%であり、非農産品については、5.0%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最高 25%）、普通・小型乗用車（最高 17.5%）、特殊用途自動車（最高 30%）等の高関税品目が存在する。なお、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 4.8%であった²⁵²。

＜最近の動き＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020 年には薬用アルコール原料の関税率を 20%から 10%に引き下げ、紡績材料製マスクの関税率を 7.5%から一時的に免除する措置が行われたが、その後、新型コロナウイルス感染症の緩和により、それぞれ 2023 年 8 月と 2020 年 5 月に元の関税率に戻された²⁵³。

台湾では、ロシア・ウクライナ戦争が国民の生活と経済に影響を及ぼしている状況に鑑み、関税法 71 条と貨物税条例 7 条及び 10 条に基づき、国内供給を確保し物価を安定させるため、2023 年 12 月 31 日まで、牛肉、粉乳、クリーム、小麦等 22 品目は引き続き軽減関税率を適用する。牛肉の関税を 1 キロ当たり 10 元から 5 元に、ベーキング用粉乳の関税率を 10%から 5%に、クリームの関税率を 5%から 2.5%に、無水クリームの関税率を 8%から 4%に、小麦の関税率を 6.5%から一時的に免除する措置が行われた²⁵⁴。

なお、2023 年 6 月に、「半導体産業専用石英ガラス製品」という分類を設け、関税率を 1.2%が設定された²⁵⁵。

²⁵² https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf 参照。

²⁵³ 薬用アルコール原料について、

<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=fa9169190498473389c1669ab85fa466> 参照。紡績材料製マスクについて、

<https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=7ee515248b6e43ae95f1da5311c6b85f> 参照。

²⁵⁴ <https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=e8ff71cba064bc89ff2f74fa048bd71> 参照。

²⁵⁵ <https://www.mof.gov.tw/singlehtml/384fb3077bb349ea973e7fc6f13b6974?cntId=5f7575eb5ca246f69a4f46f0f800447f> 参照。

<https://portal.sw.nat.gov.tw/APGQ/GC411!goToDetail?hsNo10=70200014006&expiryDate=2023/11/2¤tPage=1&history=0&fourToTen=0&checked=&qryFrom=q1> 参照。

7. 豪州

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.133 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、「最近の動き」の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

当該項目に記載されている関税率等に関しては、2022 年時点においても変更はない。

すなわち、豪州の 2022 年時点における非農産品の単純平均譲許税率は 10.5%でその水準は高く、一部の衣類（最高税率 55%）、エンジン類（最高税率 50%）、電気機器（最高税率 45%）、乗用車（最高税率 40%）などが特に高い関税率となっている。2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 2.6%であった。非農産品の譲許率は 96.8%であった。非譲許品目としては、一部の織物（実行関税率 5%）、一部の衣類（実行関税率 5%）等であった²⁵⁶。

＜最近の動き＞

新型コロナウイルスの影響による関税措置については、2022-23 年 3 月の予算において、関税譲許を恒久化すると発表した。さらに、譲許の範囲は拡大し、COVID-19 ワクチン及び治療薬の製造に使用される原料及び一次容器に「無税」の関税率を提供することとなった²⁵⁷。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置については、ウクライナでの違法かつ非道徳的な戦争に必要な資金を調達するロシアの能力を低下させるため、対象を絞った制裁措置や貿易措置を通じて、ロシアにコストを課すことを目的²⁵⁸に、露からの全輸入品（具体的には、①石炭、ブリケット、オーバイドなどの固形燃料、②リグナイト（褐炭）、③ピート（泥炭）、④コークス、セミコークス、⑤石炭ガス、水ガスなど、⑥石炭、リグナイト、ピートから蒸留されたタール、⑦高温石炭タールの蒸留製品、⑧ピッチ、ピッチコーク、⑨原油、⑩石油製品、⑪石油ガス、その他のガス状炭化水素、⑫ワセリン、パラフィンワックスなど、⑬石油コークス、石油アスファルトなど、⑭天然アスファルト、ビチューメンなど、⑮アスファルト、石油ビチューメンなどに基づく混合物、等）を対象として²⁵⁹、現在適用されている一般関税率に 35%の追加関税を課している²⁶⁰。

²⁵⁶ World Tariff Profiles 2023

(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf) 参照。

²⁵⁷ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd2223a/23bd069

²⁵⁸ <https://www.foreignminister.gov.au/minister/penny-wong/media-release/extension-punitive-tariffs-russia#:~:text=25%20September%202023,to%20fund%20its%20illegal> 参照。

²⁵⁹ <https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00310> 参照。

²⁶⁰ <https://www.foreignminister.gov.au/minister/marise-payne/media-release/australia-impose-tariff-increases-all-imports->

当該措置の実施期間は、2022 年 4 月 25 日に発効し、延長措置を経て 2025 年 10 月 24 日まで実施されることとされている²⁶¹。

[russia#:~:text=On%201%20April%202022%2C%20Australia,duty%20rates%20that%20currently%20apply](#) 参照。

²⁶¹ <https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-42.pdf> 参照。

8. カナダ

関税

（１） 2023 年度版不公正貿易報告書 P.142 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。

＜措置の概要＞

2022 年の非農産品の単純平均実行関税率は 2.0%となっている²⁶²が、それ以外に変更点はない。すなわち、2022 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 5.1%で日米 EU と比較して、若干その水準は高く、履物（最高税率 20%）、衣類（最高税率 18%）、パラスシュート（最高税率 15.7%）、鉄道関連製品（最高税率 11.3%）、刃物製品（最高税率 11.3%）などが高い関税譲許税率となっている。2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 2.0%であった。非農産品の譲許率は 99.7%であった。非譲許品目としては、造船及びタンカー（実行関税率 25%）等であった

新型コロナウイルスの影響による関税措置についても、特段の新しい動向は確認できなかった。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置²⁶³²⁶⁴については、ロシアのウクライナ侵攻は国際法違反で、ルールに基づく国際秩序への脅威だとし、ロシアが恩恵を受けられないようにすることを目的に、関税定率法（the Customs Tariff）第 31 条を根拠として、ロシアを原産地とする輸入品のほぼ全てを対象に、最恵国待遇を取り消し、実質的にすべての輸入品に 35%の関税率が適用され、最恵国税率がより高い場合は、より高い税率を引き続き適用するとする措置をとった。当該措置は、2022 年 3 月より実施され、当初 180 日の適用とされていたが、その後、2023 年に恒久的な措置とされた²⁶⁵。

²⁶² World Tariff Profiles 2023

(https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles23_e.pdf)

²⁶³ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/bd3671ac461a5e23.html> 参照。

²⁶⁴ <https://www.canada.ca/en/department-finance/news/2022/03/canada-cuts-russia-and-belarus-from-most-favoured-nation-tariff-treatment.html> 参照。

²⁶⁵ <https://www.mondaq.com/canada/export-controls--trade--investment-sanctions/1303876/2023-budget-canada-announces-permanent-withdrawal-of-most-favoured-nation-status-from-russia-and-belarus#:~:text=As%20part%20of%20its%202023%20Budget%2C%20Canada%20has,to%20almost%20all%20imports%20originating%20in%20those%20countries.#:~:text=%23%20%E3%80%90%E2%80%A0https%3A%2F%2Fwww.mondaq.com%2Fcanada%2Fexport.imports%20originating%20in%20those%20countries> 参照。

基準・認証制度

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.143 の「特定有害物質禁止規則改正案における DBDPE 禁止措置」について新たな動向があれば、調査・報告ください。

2022 年 5 月に行われた特定有害物質禁止規則改正案²⁶⁶の公表は、デカブロモフェニルエタン（DBDPE）を用いた製品の輸入、販売等の禁止措置を含むものであった。経過措置としては、電気電子機器、自動車の特定部品、又はこれらを搭載した電気電子機器、自動車については 5 年間の猶予期間が認められるとされていた。DBDPE の用途は広範に及び、電子電機機器、産業機械、自動車が含まれ、しかも、DBDPE の代替材は現状存在しない。

以上のような大きな影響を有する特定有害物質禁止規則改正案であるが、カナダ政府は、WTO 加盟国に対し、「2022 年特定有害物質禁止規則」の最終版の公表延期を通告した²⁶⁷。当初は 2023 年に公表される予定であったが、現在では 2024 年夏以降に公表される見込みである。

2022 年 5 月 14 日、カナダ政府は「2022 年特定有害物質禁止規則」（改正案）を発表した。2022 年 7 月 28 日まで 75 日間のパブリックコメント期間が設けられた。これらの規則案は、改正規則が成立する日に、現行の「2012 年特定有害物質禁止規則」を廃止することとされた。本規則案の主な目的は、特定のカテゴリーのパーフルオロアルキル物質（PFASs）とポリフルオロアルキル物質（PFAS）、及びデクロランプラス（DP）と DBDPE の規制を企図したものであった。

²⁶⁶ <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-05-14/html/reg2-eng.html> 参照。

²⁶⁷ <https://docs.wto.org/Pages/DirectDoc/tbtn22> 参照。

数量制限

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.141 の「丸太の輸出規制」について新たな動向があれば調査・報告ください。

ブリティッシュコロンビア州による丸太の輸出制限については、2013 年 3 月以来毎月公表されている月額価額が公表され続けている以外、特段の新たな動向は確認できなかった。

9. ロシア

内国民待遇

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.159 の「廃車税の導入」について、最新状況を調査いただき、記載すべき事項があればご報告ください。

< 廃車税（リサイクル税）の導入 >

廃車税²⁶⁸は、使用後の自動車（電気自動車、バス、トレーラー、作業車両、自走式機械等を含む。以下、同じ。）を適正に廃棄処理（リサイクル）するために、自動車の輸入業者、製造業者、買手から請求される一回限りの税金である。廃車税は、ロシア連邦が、2012 年に WTO 加盟時にそれまでの内外差別的要素（①ロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度、③ローカルコンテンツ要求、その他）を廃止するのと併せて導入されたとされる。廃車税は、現状では、ロシアの輸入業者やロシア国内の自動車メーカーを問わず、納税しなければならない。

< 廃車税の納税義務 >

- ・製造業者-ロシア国内で自動車を製造した場合
- ・輸入業者-ロシアに自動車を輸入した場合
- ・買手（消費者）- 廃車税が未納の場合は、購入者が支払わなければならない。

廃車税は一度だけ支払われるため、製造業者、輸入業者、又は最初の購入者が廃車税を支払った場合、その後の所有者は廃車税を支払う必要はない。

注目すべき点としては、2023 年改正により、同年 8 月 1 日から廃車税の係数が大幅に引き上げられた点が挙げられる（2018 年改正時よりさらに係数が引き上げられている）。2023 年改正においても軽自動車²⁶⁹の基本関税額に変更はなく 2 万ルーブルを基準とするが、エンジン容量が大きくなると乗じる係数も大きくなり納税額が大幅に増加する。廃車税の計算基準は、個人・法人、使用目的等により細かく区分されているが（参考例：表 1、表 2）、何れも、以下の数式を用いて計算されている。

廃車税額＝基本税額（2 万ルーブル）×係数

²⁶⁸原語である「утилизационный сбор」とはリサイクル回収の意義であり、内容としてはリサイクル税に近い。英訳などでも、“Recycling Tax”と訳されることが多い。

²⁶⁹ ロシア国で「軽自動車」（легковой автомобиль）という場合は、エンジン容量が 3L 以下の車両を意味する。日本国における「軽自動車」とは意義が異なる。

表 1（参考例） 法人が自動車（電気自動車を除く）を輸入する場合

エンジン容量	新車 ²⁷⁰		中古車 ²⁷¹	
	係数	廃車税額（ルーブル）	係数	廃車税額（ルーブル）
1L 以下	4.06	81,200	10.36	207,200
1-2L 以下	15.3	306,000	26.44	528,800
2-3L 以下	42.24	844,800	63.95	1,279,000
3-3.5L 以下	48.5	970,000	74.25	1,485,000
3.5L を超える	61.76	1,235,200	81.19	1,623,800

他方で、個人利用の目的で、エンジン容量が 3 リットルまでのモデルは、以下のとおり納税額は 3.4 千ルーブルである。個人利用の中古車（3 年を超える）の納税額は 5.2 千ルーブルである。

表 2（参考例） 個人が個人利用目的で自動車（電気自動車を除く）を購入する場合

エンジン容量	新車		中古車	
	係数	廃車税額（ルーブル）	係数	廃車税額（ルーブル）
1L 以下	0.17	3,400	0.26	5,200
1-2L 以下	0.17	3,400	0.26	5,200
2-3L 以下	0.17	3,400	0.26	5,200
3-3.5L 以下	48.5	970,000	74.25	1,485,000
3.5L を超える	61.76	1,235,200	81.19	1,623,800

出所：ロシア連邦政府決議第 1291 号『車輪付き車両（シャーシ）及びトレーラーの廃車税（リサイクル税）について』（2013 年 12 月 26 日付）及びロシア連邦政府決議第 1722 号『2013 年 12 月 26 日のロシア連邦政府決議第 1291 号の修正について』（2023 年 10 月 17 日）（Постановление Правительства Российской Федерации от 26 декабря 2013 г. No 1291. «Об утилизационном сборе в отношении колесных транспортных средств (шасси) и прицепов к ним и о внесении изменений в некоторые акты Правительства Российской Федерации»）

以上のように、自動車であっても、エンジン容量が 2～3 リットル以上になると係数が大幅に上昇して廃車税が増加するため、外国の自動車メーカーからエンジン容量の大きい高級車等を輸入する場合には、事実上、一定の障壁となっている可能性が指摘できる。

この他、廃車税は、輸入業者と国内生産者のいずれにおいても支払わなければならないため、差別的ではないように見えるが、実際には、ロシア政府が国内生産者（外資系生産者を除く。）に廃車税の支払に対して事実上それを償還する補助金を支給している点が指摘されている²⁷²。ロシア政府からの補助金支給には一定の要件があるが、自動車ローン等を組む際には、自動車価格の 20～35%が補助金として支給されるため、この点が WTO 協定における内国民待遇規定に違反する可能性がある。各年度の補助金総額には上限があるが、ロシア政府は、この補助金支給を本年度も継続している。

²⁷⁰ ロシア国で「新車」という場合は製造後 3 年以内の車両を意味し、「中古車」という場合は製造後 3 年を超える車両を意味する。

²⁷¹ 同上。

²⁷² 2015 年 4 月 16 日のロシア連邦政府の政令第 364 号参照。

＜輸入の量的な制限措置＞

2022 年 2 月に生じたウクライナ紛争までは、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確な問題はなかったが、その後、ロシア政府及び国有企業の調達においてロシア企業を優遇する措置が導入され、内国民待遇違反の可能性が高まっている。

ロシア連邦法第 44-FZ 号「国及び地方自治体による物品・役務・サービスの調達における契約体系について」（2013 年 04 月 05 日付）では、国家機関（政府）が調達において内国民待遇を考慮して物品を購入しなければならないこと及びその例外について定められており、その後、幾つか政府決定の改正を経て、2023 年 10 月から財務省は国有企業の調達においてロシアのサプライヤーに優遇措置を適用すると発表した。

WTO の規定では、軍事産業のための調達が国家秘密である場合には、内国民待遇の例外として扱われているが、今回の改正は、ロシア政府（国家機関）だけではなく、ロシアの国有企業と、社会的・ガバナンス目的でロシア政府により設立された非営利団体においても、軍事産業のために調達するという説明を行うことができるようになった。ロシア政府はそういった企業・団体からの調達を優先的に行うために、より多くの規制や禁止装置を課すことができるようになるため、この措置は事実上 WTO のルールを回避するための基本法となっていることが懸念される。

さらに、上記の 2023 年 10 月の措置により、国益や安全保障に関わる国営企業輸入品目の禁止や制限を課すことができるようになっている。

加えて、ロシア連邦政府決議第 1034 号「ロシア連邦への輸入に関する量的制限が適用される可能性のある特定の輸入品目について」（2023 年 6 月 26 日付）が可決された。2023 年 10 月 1 日から国内市場での需要をロシア産製品で満たすことができる場合、「非友好国」に対し、類似品目に対する量的な輸入制限が課される場合がある。2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、非友好国からの輸入に量的制限を課することができる品目はジャガイモ、小麦、ライ麦、大麦、トウモロコシ、大豆、菜種、ヒマワリ、テンサイの種子が含まれている²⁷³。一方で、(1)ユーラシア経済連合（EAEU）加盟国から輸入されたもの、(2)ロシア連邦の領土を通過して第三国へ国際輸送される間に輸入されたもの、(3)個人利用の目的で個人によって輸入されたものについては、この制限は適用されないことが定められている。

²⁷³ 2022 年 3 月 5 日付ロシア連邦大統領令第 95 号「暫定手続について」第 14 項参照。現状において、非友好国からの「輸入」に関して量的制限を課する範囲は限定的であるが、今後、これら量的制限の範囲を現状の農業品に限らず拡大していく可能性について懸念される。

関税

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.147,148 の「関税構造」＜措置の概要＞、＜懸念点＞に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、ユーラシア関税同盟の最近の動きについて調査ください。

＜ユーラシア経済連合（EAEU）共通関税率＞

2015 年 1 月 1 日に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスの 5 カ国を統合したユーラシア経済連合（EAEU）が設立された。2014 年 12 月 10 日の EEC 理事会決定 N112 号により、ユーラシア経済委員会（EEC）評議会決定第 54 号が修正され、その結果、関税同盟はユーラシア経済連合（EAEU）に改称され、ユーラシア経済連合共通関税率が登場した。

関税率は、基本的に「商品の名称及び分類についての統一システム」（Harmonised Commodity Description and Coding System）に基づく対外経済活動統一商品命名法（Unified Commodity Nomenclature of Foreign Economic Activities）に合わせられた。

＜関税措置の概要＞

ユーラシア経済連合（EAEU）を基軸としたロシアの関税制度は、概ね WTO 協定をはじめとする国際ルールとの整合性がとられていると説明されるが、これに対して疑問を呈する声もある²⁷⁴。適用される主な関税は表 3 のとおりである。これらの関税は、ユーラシア経済連合条約、ユーラシア経済連合関税基本法、2012 年 7 月 16 日付ユーラシア経済委員会評議会（EEC）決定第 54 号「ユーラシア経済連合の対外経済活動統一品目分類及びユーラシア経済連合の統一関税率の承認について」、1993 年 5 月 21 日付連邦法第 5003-I 号「関税率について」及び連邦政府による施行細則に定められており、課税されている。

表 3 ロシアにおける主な関税の種類²⁷⁵

関税の種類	説明
従価税	課税対象商品の関税価格に一定の比率を乗じて算出する
従量税	課税対象商品の単位当たりで一定の税額を定め、算出する
複合関税	従価税と関税率の併用
輸出税	一定の輸出品目（海産物、エチルアルコール、原油、石油製品、天然ガス、アルミなど）
季節税	適用期間が 1 年のうちで最長 6 カ月に限定、農産物に適用（砂糖類、ひまわり油など）
特殊関税	アンチダンピング税、相殺関税、特別セーフガード関税、及び統一の関税手続き

ユーラシア経済連合（EAEU）加盟国間の輸出入は、原則として免税で行われている

²⁷⁴ USTR(December 2022), “2022 Report on the Implementation and Enforcement of Russia’s WTO Commitment”

²⁷⁵ JETRO（2023 年）「ロシアの関税制度」にも掲載されている
https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/trade_03.html。

が、例外的な場合においては、同連合（EAEU）で合意された関税と異なる税率の適用が可能である。ロシアにおける関税関連の支払いはルールで行われる。

輸入関税に関しては、ユーラシア経済連合（EAEU）加盟国には原則として統一された税率、開発途上国を原産国とする製品には MFN 税率の 75%、後発開発途上国は免税が適用される。対日輸入適応税率には、MFN 税率が適用される。

2022 年 11 月時点の非農産品の単純平均譲許税率は 7.1%であるが、漁業製品（最高 121%）、嗜好品（アルコール・タバコ等）（最高 106%）の他、乗用車（最高 20%）、衣料品（最高 23%）、電気機器（最高 17%）などの譲許率が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、2022 年時点の非農産品の単純平均 MFN 関税率は 6.1%であった²⁷⁶。

<最近の動き>

コロナ関連としては、その影響により、ユーラシア経済同盟（EAEU）加盟国に輸入する品目（医薬品、消毒剤、人工呼吸器、保護眼鏡、ゴム手袋、特定の医療機器及び設備など）に対する一時的な無関税の措置が講じられていた。また、同種類の品目の輸出に関する禁止的な措置が講じられていた²⁷⁷。

ウクライナ関連では、2022 年 3 月中旬、G7 及び EU 諸国を含む加盟国グループは、ウクライナ紛争を理由に、ロシア連邦への最恵国待遇（MFN）を適用しないことを決定し、WTO 事務局に報告した。この措置の法的根拠として、WTO 加盟国は GATT 第 21 条、GATS 第 14 条の 2、TRIPS 第 73 条の「安全保障の例外」が指摘されている。2022 年後半には、36 カ国（EU-27 を含む）が国内立法によりロシアへの最恵国待遇（MFN）を事実上撤廃した。

これに対し、ロシアは、2022 年 3 月 8 日付ロシア連邦大統領令第 100 号「ロシア連邦の安全保障のための、対外経済活動分野における特別経済措置適用について」に署名し、日本国を含む「非友好国」に対する輸出禁止リストを掲載して、対抗措置を講じている²⁷⁸。技術機器、通信機器、医療機器、車両、農業機械、電気機器など 200 以上の工業製品の輸出を一時禁止した。世界的な食糧安全保障危機にもかかわらず、ロシアはヒマワリの種、大豆、白砂糖、粗蔗糖、米及び米シリアル、菜種、アワ、ソバ、メスリンに一時的な輸出制限（輸出禁止、輸出割当、輸出関税等）を課している²⁷⁹。

西側諸国の経済制裁に対して、ロシアがとった貿易措置としては、2022 年 3 月に、対ロシア経済制裁や貿易規制の多さから、ユーラシア経済委員会(EEC)は、ユーラシア経済同盟(EAEU)への数多くの重要輸入品目（1310 品）の関税を一時的に撤廃し（0%）、輸入手続きを簡略化すると決定した。この措置は、ロシア対外貿易に対して大規模な制裁が課されていることを背景に発動された。2022 年 9 月には、この措置は 2023 年 3 月まで延長されたが、対象品目は 370 品目にとどまった。今現在、殆どの輸入品目に対して EEC 共通関税率が適用されている²⁸⁰。

²⁷⁶ WTO (2023). *World Tariff Profile*. https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/world_tariff_profiles22_e.pdf 参照。

²⁷⁷ <https://eec.eaeunion.org/covid-19/measures.php>

²⁷⁸ 西側諸国によるロシア経済制裁に対するロシア政府の対抗措置は多岐にわたるため、そのうち、WTO 協定との関連が問題となる措置を記載した。

²⁷⁹ <https://ustr.gov/sites/default/files/2022-12/2022%20Report%20on%20Russia%27s%20WTO%20Compliance.pdf>

²⁸⁰ <https://www.interfax.ru/business/910839>

ユーラシア経済連合(EAEU)の最近の動向としては、2023 年 10 月 26 日に開催されたユーラシア政府間協議会において、各国首脳は「2030 年及び 2045 年までのユーラシア経済連合内の統合とさらなる発展の主な課題と主要な方向性について」の宣言案を検討した。これに先立ち、ユーラシア経済会議の最高議長であるロシア大統領は、加盟国首脳への演説の中で、新たな長期計画文書の作成を開始することを提案した。この文書は、さらなる統合作業の主要な方向性を定義するもので、財・資源の供給、技術開発、共通の輸送・物流空間の形成、共通の金融市場の形成、その他の分野に関するものである。宣言案は、2023 年 12 月に開催されるユーラシア最高経済会議に提出される予定である²⁸¹。

2023 年 10 月に、ユーラシア経済委員会は、世界税関機構(WCO)本部常設技術委員会に参加し、国境を越えた電子商取引に関する新たな税関規則を作成するために EAEU で行われている作業について説明した。税関業務と税関管理の実施における最新のデジタル技術の導入、EAEU 内での電子申告の優先、コンテナ貨物における手続の簡素化取り組みなどが紹介された。コロナウィルスの大流行時を含む危機的状況下における税関行政手続の簡素化の重要性が強調されている²⁸²。

また、日本産水産物に関する輸入制限措置については、ロシアの連邦動植物検疫局(ロスセリホズナドゾル)は2023年10月16日、日本からの水産物の輸入を一時的に制限すると発表した。期間については「水産物の安全性が確認でき、かつユーラシア経済連合(EAEU)の基準に合致するとの完全な情報が日本側から提供され、その情報のロシア側専門家による分析が完了するまで」としている。

そのほか、ロシアは国内市場の保護と供給拡大のため貿易保護措置もとっており、2023 年 11 月 24 日、ロシア経済発展・統合政府委員会の下部組織、関税・非関税規制、対外貿易における保護措置に関する小委員会は、国内市場の保護と供給拡大のため以下の決定を行い、会議の議事録は第一副首相によって承認された。

まず、ロシアからユーラシア経済連合(EAEU)非加盟国への穀物(小麦、大麦、トウモロコシ、ライ麦)の輸出に 2,400 万トンの関税割当を設けるという提案が支持された。この輸出枠は 2024 年 2 月 15 日から 2024 年 6 月 30 日まで有効となる予定である。

また、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの 6 ヶ月間、ロシアからのデュラム小麦の輸出を一時的に禁止するというロシア農業省の提案も支持された。この措置は、食料安全保障を確保し、国内市場における穀物加工品の消費者価格を抑制することを目的とするとされる。

加えて、小委員会は、特定の種類の鶏肉に対する関税譲許の設置を承認し、2024 年には、16 万トンまでの鶏肉の輸入量に対して輸入関税が免除される予定である。この決定は、国内市場での供給を増やすことにより、鶏肉製品の市場価格を安定させることを目的とするとされる。

さらに小委員会は、2024 年 1 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までに、鉄スクラップに対する輸出割当を設けるというロシア貿易産業省の提案を承認した。輸出割当量は 60 万

²⁸¹ <https://eec.eaeunion.org/news/mezhpravsovetu-predstavili-proekt-deklaratsii-o-dalneyshem-razvitii-integratsionnykh-protsessov-v-ea/>

²⁸² <https://eec.eaeunion.org/news/aktualnye-voprosy-tamozhennogo-administrirovaniya-obsuzhdeny-na-postoyannom-tekhnicheskom-komitete-v/>

トンで変更はなく、割当内関税率が 5%である（但し、1 トン当たり 15 ユーロ以上）。割当外関税率も 5%であるが、1 トン当たり 290 ユーロ以上と定められている。現行措置の延長は、価格を安定させ、鉄鋼業の国内企業に戦略的に重要な原材料を提供するのに役立つと説明されている²⁸³。

これらは、現時点で小委員会決定に過ぎないが、今後、正式に政府決定とされる可能性があるため以上のとおり補足する。

²⁸³ ロシア政府公式 HP <http://government.ru/news/50192/>

輸出税を巡る措置

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.159 の「丸太輸出税」について、新たな動向があれば調査・報告ください。

2012 年 8 月に、ロシアが WTO に加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた丸太輸出税（25%又は 15 ユーロ/m³の何れか高い方）の一部が変更され、低税率が適用される輸出枠が設定されると同時に、枠外の輸出税が引き上げられた。具体的には、枠内について、税率がヨーロッパアカマツで 15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミで 13%に引き下げられる一方、輸出枠超過分については税率が 80%（ただし、55.2 ユーロ/m³を下回らない）に引き上げられた。

一方、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は 25%で維持されていたが、2017 年 12 月に、ロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400 万 m³の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を 6.5%に引き下げ一方、枠外の輸出税を 2019 年以降段階的に引き上げる（2019 年は 40%、2020 年は 60%、2021 年は 80%）ことを決定した。加えて、2019 年 10 月には枠内の輸出税も 13%に引き上げた。

上記に対しては、丸太原木ではなく丸太加工品であると称して輸出する業者が多く出現する等したため、これに対処するために、さらに、2022 年 1 月から、「厚さと幅が 10cm 以上の含水率 22%を超える特定の種類の未乾燥木製材」等の新しい基準による保護関税措置を導入し、丸太（白樺、ポプラ・アスペン、ユーカリ等の一部樹種を除く）の輸出禁止に近い措置が実施されるようになった²⁸⁴ ²⁸⁵。また、現時点においては、唯一、北朝鮮とフィンランドとの間の鉄道通過国境 2 地点を通じた輸出のみを事実上可能とする措置が講じられている²⁸⁶。これら丸太輸出の原則禁止に対しては、欧州連合（EU）が、WTO 協定に違反するとして、WTO 紛争解決機関に対し、ロシアを相手方として協議要請を回付する等していることが注目される。²⁸⁷

他方で、2023 年 1 月、ロシア大統領は、木材産業の国内企業を保護するために、丸太の輸出をできるだけ早く全面禁止するよう要求している。国内の木材加工と木材製品の生産量が 21.4%減少したとし、丸太輸出を全面禁止することで、ロシア国内で深部木材加工を発展させ、これにより内需が増加し、労働集団の維持に役立つと指示した。²⁸⁸

上記のとおり、ロシアでは、実際上は、すでに丸太材の輸出禁止に近い措置が実施されており、現状において、例えば、含水率 22%超の未乾燥木製材に対して、輸出税（①厚さ・幅ともに 10cm 以上の場合、針葉樹で 200 ユーロ/m³、広葉樹（ナラ、ブナ、トネリコ）で 250～370 ユーロ/m³、②厚さ又は幅の一方が 10cm 未満の場合、10%（ただし、針葉樹は 13 ユーロ/m³以上、ナラは 15 ユーロ/m³以上、ブナ、トネリコは 50 ユーロ/m³以

²⁸⁴ 2021 年 11 月 27 日ロシア連邦政府決議第 2068 号。

²⁸⁵ <https://www.interfax.ru/russia/805706>

²⁸⁶ 2021 年 7 月 20 日付ロシア連邦政府決議第 1225 号。

²⁸⁷ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/DS/608-1R1.pdf&Open=True>

²⁸⁸ <https://www.eastrussia.ru/news/vladimir-putin-potreboval-zapretit-eksport-kruglyaka/>

上) が課されている。²⁸⁹

これら丸太の輸出禁止・制限措置は、その経緯からしても措置の対象は同一の丸太等を対象としているものと把握され、数量制限の一般的禁止を規定する GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

²⁸⁹ 実際には、脚注除外を含めて非常に複雑であるので必ず法令を確認されたい（2021 年 11 月 27 日ロシア連邦政府決議第 2068 号）。

<http://static.government.ru/media/files/H89JL2J98CP6kzLuQ2I9u6msAKbGC9ts.pdf>

10. インド

関税

（１） 2023 年度版不公正貿易報告書 P.145 の「(1)高関税品目」＜措置の概要＞、＜懸念点＞」に記載のある関税率や、＜最近の動き＞の内容（新型コロナウイルスの影響による関税措置や、露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置などの具体的な内容（目的、品目、関税率、実施期間、根拠法）を含む）に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、高関税の品目があれば、その品目名及び実行関税率、譲許税率を報告ください。加えて、日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011 年 8 月 1 日）に伴う市場アクセスの改善の進捗についても教示ください。

＜措置の概要＞

インドの 2022 年時点の非農産品の譲許率は 70.1%と 2021 年時点と変動はなかった。非農産品の単純平均譲許税率は 36.0%と高水準であることもまた 2021 年時点と変動はなかった。非譲許品目としては、乗用車（最高税率 125%）、モーターサイクル（最高税率 100%）、衣類（最高税率 20%）等の高関税品目が存在している。2022 年時点の非農産品の単純平均実行税率は 14.7%であった²⁹⁰。

＜最近の動き＞

新型コロナウイルスの影響による関税措置としては、インド政府は医療・安全機器や必要不可欠な薬品・医薬品の関税引き下げに重点を置いた。すなわち、酸素・酸素関連機器など COVID 関連輸入の迅速な通関手続きを実施²⁹¹し、2021 年 4 月 24 日より 3 ヶ月間、酸素・酸素関連機器とコロナウイルス関連ワクチンの基本関税と保健税が免除された²⁹²。

露のウクライナ侵攻による関税に係る制裁措置としては、制裁措置自体は特段行われていないが、インドはヒマワリ油の 90%以上をウクライナとロシアから輸入しているため、インド政府は 2024 年 3 月まで、年間 20,000 トンの粗大豆とヒマワリ油の輸入に対して関税を免除している²⁹³。また、インド政府は 2022 年 9 月 30 日まで綿花輸入の関税を全額免除した²⁹⁴。

インド政府はまた 2021 年から 2023 年にかけて一定の品目について関税引き上げ措置を講じたところ、2024 年については、特に予定されている関税引き上げの情報は現時点ではないが、国政選挙を控えているため、非公式情報によれば、一部の産業（鉄鋼、農産物等）は国内生産を促進するために税率が引き上げられる可能性がある一方、電気自動車のような新興産業は自動車部品、試験、研究開発などの輸入関税が引き下げられる

²⁹⁰ https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/daily_update_e/tariff_profiles/in_e.pdf、https://old.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/cst2023-010523_new/cst-idx 参照。

²⁹¹ <https://old.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/PressRelease26thApril2021.pdf> 参照。

²⁹² <https://old.cbic.gov.in/resources/htdocs-cbec/PressRelease24thApril2021.pdf> 参照。

²⁹³ <https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009731/ENG/Notifications> 及び <https://www.indiatoday.in/world/100-days-of-war/story/india-economic-recovery-russia-ukraine-war-wheat-tea-export-inflation-edible-oil-1957052-2022-06-01> 参照。

²⁹⁴ <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1816875> 及び <https://www.jmbaxi.com/newsletter/issue-xxxvii/russia-ukraine-war-impact-on-the-indian-steel-industry.html> 参照。

可能性があるとのことである。

日インド包括的経済連携協定（CEPA）の発効（2011 年 8 月 1 日）に伴う市場アクセスの改善の進捗としては、日印二国間貿易を促進する上で極めて重要な役割を果たした。この協定は、物品及びサービスの貿易、自然人の移動、投資、知的財産権（IPR）、税関手続き、その他の貿易関連問題を対象としている。幅広い商品の関税を引き下げ、ビジネス活動を促進することで、両国間の貿易は新たな高みに達し、2022-23 会計年度には総額 219 億 5,000 万米ドルに達した。日本は依然としてインドに対する重要な投資国であり、自動車や電化製品などの主要分野に多額の投資を行っている。両国はまた、半導体技術や鉄鋼部門の脱炭素化といった重要分野でも協力している。さらに、日本は海外開発援助プログラムのもと、インドのインフラ・プロジェクトに多大な貢献をしてきた²⁹⁵。

²⁹⁵ <https://www.india-briefing.com/news/india-japan-trade-investment-data-fy2023-new-frontier-areas-cooperation-29096.html/>参照。

（２） P.146 の「（２） 特別追加関税等」＜措置の概要＞、＜国際ルール上の問題点＞の内容に変更・アップデート情報があれば報告ください。また、GST 導入に伴い追加関税（CVD 等）が廃止されたとの情報もあることから他の税との関係について調査・整理ください。

＜措置の概要＞

インド政府は、2017 年 7 月から物品・サービス税（GST）を導入し、一部の品目を除いて、それまで輸入時に税関で徴収されていた相殺関税、特別追加関税、付加価値税、中央売上税等の間接税を一本化した。

GST は消費税であり、物品・サービスの消費者に価格の一部として転嫁される。GST 制度は、(a)中央政府と州政府によって課税される中央 GST（CGST）と州 GST（SGST）の二重構造となっており、(b)州をまたがる供給に対して、中央政府によって課税されるが、仕向け地である州に配分される統合 GST（IGST）で構成される。GST 制度では、物品又はサービスの「供給」、あるいはその両方が課税対象として扱われ、州間供給と州内供給には異なる税金が適用される。原則として、物品又はサービスのインド国内への「輸入」は、（適用される関税に加えて）IGST が課され、追加関税（CVD など）は GST に包含される。そのため、一部の品目を除き、追加関税等は廃止された²⁹⁶。

インドからの商品又はサービスの「輸出」は、GST の下では課税されない「ゼロ税率」の供給として扱われる。ほとんどの物品とサービスには 18%の税率が適用されるが、一部の商品とサービスには、当該供給に適用される税率表に応じて、「ゼロ」、5%、12%、18%、28%といった異なる税率が適用される。

さらに、（サービス提供者ではなく）「サービスの受領者」が GST を納付し、一定の制約下で税額控除を申請する「リバースチャージメカニズム」という概念がある。このようなサービスには、法律サービスやサービスの輸入などに支払われる料金が含まれる。税金のカスケード（連鎖）を防止するため、物品・サービス又はその両方のアウトプットの提供に使用される、又は使用されることが意図される物品・サービスのインプット（仕入）供給に関して、一律の「インプット税額控除」制度（仕入税額控除）が導入されている。

＜国際ルール上の問題点＞

原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料については、付加価値税(VAT)と中央付加価値税(CENVAT)は旧法に基づき引き続き課税されるが、GST は政府が発表する日から課税される。現在、付加価値税（VAT）は特定の州内で課税され、税率は 0%から 25%の間で変動するが、州によってさらに変動する可能性がある²⁹⁷。

²⁹⁶ https://dor.gov.in/sites/default/files/GST_FAQ.pdf 参照。

²⁹⁷ インドの各州は、石油製品などに適用される税率で VAT を課税する権利を有する。各州の適用税率については、<https://ppac.gov.in/prices/vat-sales-tax-gst-rates> 参照。また、石油天然ガス省の 2023 年 4 月の「アーカイブ」

(<https://archive.pib.gov.in/archive/releases98/lyr2003/rapr2003/10042003/r1004200331.html>) も参照。石油製品の関税率と州ごとの税率が記載されている。

(3) P.147 の「(3) ICT 製品に対する関税引上げ」＜最近の動き＞において、2021 年 5 月以降に関税率が引き上げられた品目はないか、追加関税引上げ品目があった場合は、その通達番号、品目番号 (HS コード)、品目名、どのくらい税率が引き上げられたのか、また譲許税率の範囲内であるか調査ください。また、関税が引き上げられた背景について、GST 導入や CVD 廃止との関係が噂されていますが、現地報道など可能な範囲で調査ください。

インドにおいては、2023 年 5 月 1 日から改正された関税分類・関税率が施行されており、それに基づいて ICT 製品に関する HS 番号や関税率を記載すると次の図表のとおりとなる²⁹⁸。

主な対象品目	インド HS 番号	関税率
スマートフォン	8517.13.00	20%
フィーチャーフォン (押しボタンタイプ)	8517.11.00	0%
携帯電話用基地局	8517.6100	20%
デジタルマイクロ波通信装置	8517.18.90	0%
携帯電話用プリント回路基板アセンブリ	8517.79.10	20%
スマートフォン用 LCD モジュール	8517.13.00	20%

(注) 上記に加えて、2%の社会福祉サーチャージが適用される (関税が適用される商品の輸入)。

インドにおける ICT 製品の関税の引上げの背景としては「インドは、国内での付加価値増大を目的として、いくつかの関税品目について関税率の引き上げを決定し、特定の製品には 20%以上の関税ピークを適用した。その意図は、これらの製品の国内生産を奨励し、それによって生産性と賃金の向上を支援することであった。」と記載するものがあつた²⁹⁹。

また、一定のパーソナルコンピュータ、マイクロコンピュータ、大型又はメインコンピュータ、データ処理などの輸入に関する制限も行われている。すなわち、インド外国貿易総局 (DGFT) は、HSN 8741 に該当するノートパソコン、タブレット端末、パソコン (PC) など 7 品目の輸入を直ちに制限した。その後、この制限の適用は 2023 年 10 月 31 日まで延期された。この措置は、中国や韓国からの輸入を抑制するもので、ノートパソコンやパソコンを含む国内の電子製品メーカーを後押しし、国内製造部門の成長を促進するという政府のコミットメントに沿ったものである。インドは IT ハードウェアの生産連動奨励金 (PLI) 制度を発表した。さらに、インド政府関係者は、特に国内でのインターネット普及が進む中、インド国民にとって安全な環境を確保することの重要性を強調し、機密データや個人データを危険にさらす可能性のある特定のハードウェアに関連する潜在的なセキュリティ・リスクに対する懸念を表明した。これらの要因を考慮し、政府はこれらの商品の輸入を制限する決定を下した³⁰⁰。

²⁹⁸ <https://old.cbic.gov.in/htdocs-cbec/customs/custom-tariff>

²⁹⁹ The India Cellular and Electronics Association 「A Comparative Study of Import Tariffs in Electronics」
https://icea.org.in/blog/wp-content/uploads/2022/01/Report-by-ICEA-on-Detailed-Tariffs-Drive-Competitiveness-and-Scale_06022022.pdf の 10 頁参照。

³⁰⁰ 以上につき、<https://www.meitv.gov.in/esdm/production-linked-incentive-scheme-pli-20-it->

しかしながらその後、インド政府は 2023 年 10 月 31 日まで、HSN 8471 に該当するノートパソコン、タブレット、オールインワン PC、超小型フォームファクターコンピュータ、サーバーの輸入について「自由な経過措置を講じた」と DGFT が発表した。2023 年 10 月 19 日、インド国税総局（DGFT）は、2023 年 11 月 1 日以降、HSN 8741 に該当するノートパソコン、タブレット、パーソナルコンピュータ（PC）、及びその他の電子品目の輸入制限を実施しないことを明らかにした。DGFT は、IT ハードウェアを輸入する企業のための登録制度を開設した。申請は 1 週間以内に承認される予定である。このため、輸入許可割当政策は、少なくとも 2024 年 9 月まで停止された。そのため、企業は、上記の製品を輸入するための登録制度に従う必要がある。

補助金・相殺措置

(1) 食料安全保障法 (2023 年度版不公正貿易報告書 p150) は現状 2015 年までの記載しかなく、その後日本企業への影響等は把握していないが、最近の制度変更、海外貿易への影響の有無について教示ください。

食糧安全保障法は、インドにおいて 2013 年 9 月に成立した法令で、生産者から買い取った穀物を政府が安価な値段で貧困層に配給する穀物配給プログラムである。貧困層への食糧供給をより安定させることを目的として、米・小麦・雑穀を毎月 5 キログラムまで、1 キログラム当たり 3 ルピー、2 ルピー、1 ルピーの低価格での購入を可能とするものであり、全人口の約 63% (農村部約 75%、都市部約 50%) が支援対象となっている。政府は、国家食料安全保障法 (NFSA) や、プラダン・マントリ・ガリブ・カルヤン・アンナ・ヨジャナ (PMGKAY) などの福祉制度の下で、各州に補助金付きの食糧穀物を供給している。インド食糧公社 (FCI) は、各州に供給される食糧穀物のコストと補助価格の差額をインド政府から償還される。

過去 9 年間で、合計 18.5 兆ルピーの食糧補助金が DCP 州 (分散調達) に交付された (コロナウィルスの大流行時及びそれ以降に交付された補助金を含む。)。さらに インド政府は、2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの 1 年間、約 8 億人の NFSA 受益者に無償で食糧穀物を提供し続けることを約束している。

インドにおける食糧配給をさらに強化するため、受益者、特に移住労働者や社会から疎外されたコミュニティが、場所に関係なく全国で食糧を容易に調達できるようにするため、一国一配給カード (ONORC) が実施されている³⁰¹。

最近の動きとしては、2015 年 12 月の第 10 回 WTO 閣僚会議に続いて、2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議においても、農業員会特別会合で議論の継続が確認された³⁰²。

³⁰¹ 2023 年 5 月 25 日付け PIB release (Ministry of Information & Broadcasting) 参照。

³⁰² 2022 年 6 月 12 日付け PIB release (Ministry of Commerce) <https://pib.gov.in/PressReleaseIframePage.aspx?PRID=1833362> 参照。

（２） 関連で、2023 年 7 月下旬にインドが国内価格の安定を目的にインディカ種の白米輸出を禁止し、コメの国際価格に影響が出ているとの報道がある（米国等が 9 月の WTO 農業委員会で懸念表明済み）。この措置の根拠法令（上記食料安全保障法とは別？）・措置内容詳細・今後の動向について可能な範囲で調査いただきたい。

2023 年 7 月下旬、インドが国内価格の安定を目的にインディカ種白米の輸出を禁止し旨のインド政府からのプレスリリースがあった³⁰³。このような制限は、インド市場における非バスマティ白米の十分な供給量を確保し、国内市場での価格上昇を和らげるために行われた。しかし、米の輸出の大部分を占める非バスマティ米（炊飯用）とバスマティ米の輸出政策に変更はない。これにより、農家は国際市場において引き続き適正価格の恩恵を受けることができる。

その背景には、ロシアとウクライナの対立があり、特にロシアが黒海穀物イニシアティブから離脱したことで、ウクライナ産の穀物が世界市場に出回るのが困難となり、穀物の国際価格が上昇している。

世界人口の半数以上が主食としている米の不足は、米の代用品として食用にも飼料にも使われている小麦、大豆、トウモロコシ、トウモロコシに波及する可能性がある。これは、他の食料品だけでなく、燃料の需要と価格にもドミノ効果をもたらす可能性がある。

インドでは 2024 年 5 月に国政選挙が控えており、政治的な理由から、与党政府は価格を低く抑えるために輸出禁止を続ける可能性がある。

³⁰³ 2023 年 7 月 20 日付け PIB release (Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution <https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1941139> 参照。

基準・認証制度

(1) 2023 年度版不公正貿易報告書 P.151 の「(1) 鉄鋼製品の強制規格」におけるインド工業規格の認証取得要求について当該規格の更新状況やインド鉄鋼省の協議状況や新たな動向があれば、調査・報告ください。

インドでは、輸入される鉄鋼製品につき、2008 年 9 月にインド工業規格を導入し、現在でも 145 品目の強制規格が導入されている³⁰⁴。

規格外品の取り締まりを目的として、インド政府は 2023 年 10 月 20 日に、インド規格局 (BIS) の認可を受けていない輸入品について、鉄鋼省 (技術部門) の認可を求めることを義務付けると発表した³⁰⁵。

現行の政策では、BIS 認証は適格な海外製鉄所に対して発行される。輸入業者が BIS 認証を受けたメーカーから委託品を受け取ると、市場で販売する前にインドの港で政府職員が商品を確認する。インド政府の最新指令は、鉄鋼省傘下の技術委員会に、インドに輸入される BIS 非準拠の鋼材を承認する権限を与えている。

日本はインドに大量の鉄鋼を輸出しているため、関係者は BIS 認証に準拠する必要がある、非準拠の場合は同省の承認が必要となり、価格設定や輸入スケジュールに影響を与えることになる。これは最近の通達であるため、輸出入業者は承認を求める際の実務的な方法を理解する必要がある。

³⁰⁴ <https://steel.gov.in/sites/default/files/145%20QCO%20Order.pdf> 参照。

³⁰⁵ <https://steel.gov.in/sites/default/files/Circular.pdf> 参照。

サービス貿易

(1) インドのサービス貿易に対する措置のうち、電子商取引に係る措置（外国メディア・コンテンツ規制、OTT 規制、データ流通規制等）に関して、新たな規制の導入や既存措置への変更等があれば調査・報告ください。（電子商取引政策案、非個人情報ガバナンス枠組み報告書等）

近年の動向としては、インド政府は 2019 年外国為替管理（非デット商品）規則（FEMA (NDI)規則）を制定し、特定の産業への外国投資に関して随時改正されている。この外国直接投資（FDI）政策は、FEMA（NDI）規則とともに、FDI が(i)自動ルートとして自由に許可される業種、(ii)ネガティブリストによって禁止又は規制される業種、(iii)投資比率に上限がある業種、(iv)インド政府の事前承認が必要な業種を規定している。

外国投資の承認プロセスを簡素化し、ビジネスのしやすさを促進するため、かつての外国投資促進委員会（FIPB）は 2017 年 5 月に廃止され、FDI の政府の承認のためには、現在、ナショナル・シングル・ウィンドウ・システム（NSWS）ポータルに登録することにより行われる。

現政権の下で、FDI 政策条項は、金融セクター（年金、その他の金融サービス、資産再構築会社を含む）、放送、医薬品、単一ブランド小売業、建設・開発、電力取引所、電子商取引活動、民間航空など、様々なセクターにおいて、長期間に渡り段階的に自由化・簡素化されてきた。近年では、国防、保険、石油・天然ガス、電気通信などの分野で FDI 政策の改革が行われた。国防分野では、新規産業ライセンスを取得する企業に対し、自動ルートを通じて 74%まで FDI が認められるようになった（以前は 49%）。保険分野では、自動ルートによる保険会社の FDI 限度額が 49%から 74%に引き上げられ、セーフガード付きで外国人の所有と支配が認められた。さらに、電気通信分野では、自動ルートによる 100%までの FDI が許可された。

コロナウィルスによる経済的影響を考慮し、また、インド企業の買収を抑制する観点から、インド政府は FDI 方針を改正し、インドと陸上国境を接する国の企業、又はインドへの投資の受益所有者がそのような国に所在するか、そのような国の国民である企業は、政府事前承認ルートでのみ投資できることとした。さらに、インド国内における既存又は将来の FDI の所有権が直接的又は間接的に移転し、その結果、受益所有権が同政策改正の制限範囲に入る場合、その後の受益所有権の変更にも政府の承認が必要となる。

電子商取引関係については、この分野に弾みをつけるため、インド政府は FDI 規制を緩和している。現在、キャッシュ・アンド・キャリー卸売業、単一ブランド小売業を営む企業に対しては、一定の条件の下、自動ルートによる 100%の直接投資が認められている。

しかし、インド国内で製造・生産された食品については、マルチブランド小売業への 51%の FDI が政府ルートで認められ、電子商取引を含む小売業への 100%の FDI が政府ルートで認められている。インドでは、コロナウィルスの大流行により、インターネット利用者が急増し、e コマース小売業に拍車がかかっている。電子商取引を行う企業には、一定の条件のもと、自動ルートを通じて 100%の FDI が認められている。

メディア関連では、ケーブルネットワーク、モバイル TV を含む放送関連では、自動ルートにより外資の直接投資が 100%まで認められている。ただし、FM ラジオやテレビのニュース・時事チャンネルへの直接投資は 49%までで、政府の承認と所定のガイドラインの遵守が必要である。

デジタルメディアを通じたニュースや時事問題のストリーミングは、政府の承認を得て、FDI 上限は 26%である。ニュースや時事問題を掲載する新聞や定期刊行物も、政府の承認を得て 26%の上限がある。OTT に関しては、情報・放送省（MIB）は、OTT プラットフォームは FDI 政策の 26%ルールの対象外であることを明らかにした。

科学技術雑誌、専門誌、定期刊行物に関しては、政府の承認があれば 100%の FDI が認められる（外国紙のファクシミリ出版を含む）³⁰⁶。

³⁰⁶ 以上につき、<https://law.asia/india-media-investment-growth/>参照。

(2) 本年 8 月、2019 年に公表されたインドの個人情報保護法案が取り下げとなりましたが、本年中に個人情報に留まらないより包括的な法案ドラフトのパブリックコメントが開始されるとの観測があります。法案が公表された場合、インドにおける自由な企業活動及び自由な越境データ移転に影響しうる内容（個人データ・非個人データの越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス条項等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容（国内支店等開設義務、サーバー設置義務等）国内について、法令の最新情報、調査・報告ください。

2022 年 11 月、個人情報保護に関する法案として「デジタル個人情報保護法案」が公表され、「重要データ受託者」がインドを拠点とする「データ保護責任者」を任命したり、「データ保護影響評価」を実施したりする義務や、中央政府が個人データを移転できる国や地域を通知できる規定が含まれている。また、本法案は、一定の場合にはインド国外における個人データの処理にも適用されるとしている。

インド政府は、2023 年 8 月、デジタル個人データ保護法（Digital Personal Data Protection Act2023、DPDP 法）³⁰⁷を制定し、同法は合法的な目的でのデジタル個人データの処理を規制し、インターネット企業、モバイルアプリ、市民の個人データの収集、保存、処理に関わる企業などの個人情報と説明責任を保護するためのインド専用の法的枠組みとして制定された。

DPDP 法の趣旨と目的は、欧州連合の一般データ保護規則（GDPR）や中国の個人情報保護法（PIPL）の概念と類似しているが、一般的に使用される用語（データ受託者、データ主体、データ移転など）の定義や意味、実施方法、罰則などに異なる点もある。

現状では、DPDP 法は制定されたばかりで、運用に不明な点も多い。そのため、運用に関するガイドライン等が政府から発出されることが期待されるところである。なお、苦情解決やコンプライアンス違反への対処を含む唯一の管理機関として設立されるデータ保護委員会についても規定は設けられたものの、現状では設立されていない。

<DPDP 法の主要な規定>

ア. 適用範囲

DPDP 法では、個人データを直接的又は間接的に個人を特定できるあらゆる情報と定義している。DPDP 法は、もともとオンラインであったかオフラインであったかを問わず、その後デジタル化されたインド国内のすべてのデータに適用される。特にインド領土内の個人に対する商品又はサービスの提供に関連する場合、国境を越えたデジタル個人データの処理にも適用される。

DPDP 法は、個人による国内又は個人的な目的のための処理や、一般に入手可能なデータには適用されない。

イ. 主要な定義

▶ データ

情報、事実、概念、意見又は指示を、人間又は自動化された手段による通信、解釈又は処理に適した方法で表現したものをいう。

³⁰⁷ <https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Act%202023.pdf>

➤ データ受託者 (Data fiduciary)

単独で、又は他者と協力して、個人データ処理の目的と方法の両方を確立する主体を指す（データ管理者と同様）。インド政府は、データ受託者又は特定のデータ受託者グループを「重要なデータ受託者」として分類することができる。

「データ受託者」の遵守義務としては、「データ処理者」と有効な契約を通じてのみ個人データの処理を代行させること、「データ主体」に明確かつ簡潔で理解しやすい通知を提供すること、検証可能な同意データを取得すること、データ保護委員会及び「データ主体」に個人データの侵害を報告すること等が含まれる。

➤ データ処理者

「データ受託者」に代わってデジタル個人データの処理に責任を負う事業者。

➤ データ主体 (Data Principal)

個人データが収集され、処理される個人（「Data Subject」に相当）。

➤ データ保護委員会

苦情解決やコンプライアンス違反への対処を含む唯一の管理機関として設立される委員会の設立。

➤ 同意管理者

データ保護委員会に登録され、「データ主体」がアクセス可能で透明性のある相互運用可能なプラットフォームを通じて、同意の付与、管理、見直し、撤回を行うための単一の窓口として機能する者。

ウ. 罰則

DPDP 法は、データ保護委員会に所定の違反行為に対してのみ罰則を課す権限を与えている。リスクを軽減するための情報セキュリティ対策を実施しなかったデータ受託者のコンプライアンス違反に対しては、最高で 2 億 5,000 万インドルピーまでの罰金を科すことができる。その他の違反に対しては、最高 2 億インドルピーまでの罰金を科すことができる。

エ. 適用除外

DPDP 法では、特定の処理活動に関しては制限が適用されない場合があることを規定している。例えば、インド法に基づく犯罪の予防、発見、捜査、訴追、法的権利や請求の行使、外国企業との契約に基づく処理、法的に承認された企業間の合併、分割、買収、その他の取決めにに基づく処理、金融機関に対する債務不履行者の財務状況を確認するための処理、規制、監督、司法機能の遂行などが適用除外とされている。

オ. データの越境移転

インド政府は、特定の国を移転にふさわしくないとする「ブラックリスト」を発行することを提案している。この結果、インド及びグローバルに事業を展開する多国籍企業は、インド人従業員に関する情報を「ブラックリスト」に掲載された国のパートナーと共有することを制限しなければならない可能性がある。現在のところ、このような禁止された国にある企業へのデータ移転が許可される他のメカニズムや代替手段については言及されていない。

企業は、いずれかの国が「ブラックリスト」に掲載された場合、インド政府がこの点に関して発行する通達に注意する必要がある。

一方、ブラックリストに掲載されていない国や地域に対しては、データの越境移転は現状では制限されていないものと考えられる。

データの越境移転に関してはまた、データ受託者の役割と義務以外の具体的な要件は明記されていない。行政機関であるデータ保護委員会はまだ正式に設立されておらず、設立後に DPDP 法に基づく運用規定に関する具体的なガイドラインが策定される可能性がある。

カ. 既存の法令との関係

DPDP 法では、既存の法律による追加要件やより高度な保護を規定する制限も引き続き適用されるとしている。したがって、他の法律がより高度な保護を規定していたり、データの移転を禁止していたりする場合は、DPDP 法は劣後して適用されることになり、適用される業法によって管理・規制されている一部の業界にとっては、問題が生ずる可能性がある。

例えば、中央銀行であるインド準備銀行は、取引情報や顧客情報など、特定のカテゴリーの決済データはインド国内にしか保存できないと定めている。同様に、加入者に関連する会計情報など、特定のカテゴリーの通信データはインド国外に転送できない。保険分野でも同様のローカライゼーション要件がある。DPDP 法で定められた義務にかかわらず、これらの制限はすべて引き続き適用される。

キ. データ主体の権利

同意に基づく処理の重要な構成要素は、データ主体（情報主体）が自分のデータがどのように処理されているかについての最新情報を提供される権利である。

DPDP 法では、「データ主体」側の作為・不作為・不履行とは無関係に、「データ受託者」がその義務を履行することを求めており、その結果、データ主体側の情報が不正確であったり不足していたりしても、企業はその義務を履行しなければならないため、さらに厳格なコンプライアンスが求められることになる。

ク. 同意とガバメントアクセス

企業は、データ収集の「特定の目的」のために限定された、明確に能動的な、自由意思に基づく、具体的で、十分な情報を与えられた、「データ主体の希望」を明確に示す同意を求めるべきである。同法は、データ受託者（データ収集主体）に対

し、データ主体に提供される通知を通じて、このことを伝えるよう求めている。

DPDP 法はさらに、「データ主体」による自発的な開示、「データ主体」による合理的な期待、法律に基づく職務の遂行、医療上の緊急事態、法律に基づく判決の遵守、公衆衛生への脅威、災害時の安全確保などの状況において、「同意」が明示的に必要とされない「特定の合法的使用」のためにデータを利用することを認めている。そのため、これらの場合には、データ主体の同意不要でガバメントアクセスが認められると解釈できる。この点についても、今後何らかのガイドライン等が発出されるか留意する必要がある。

この用語は、データ管理者が「データ本人が自発的にデータ受託者に個人データを提供し、かつデータ受託者に対して個人データの使用に同意しない旨の意思表示をしていない特定の目的のために」データを使用することを認めている。この用語の後半部分は、同意条項（インフォームド・ユースを要求）と合法的使用条項（特に拒否の意思表示がない場合、データの使用を許可）の間に矛盾があるように解釈できる。

ケ. 重要な受託者

重要なデータ受託者の場合、当該事業者は、大量のデータを処理し、高リスクのデータを処理していることを理由に、より高度で厳格なコンプライアンスの対象となる。

重要なデータ受託者は、処理される個人データの量と機密性、民主主義へのリスク、データ主体の権利へのリスク、国家安全保障上の理由などを含む評価に基づいて決定される。

インド政府はこの権限を用いて、「重要なデータ受託者」が個人データを国外又は特定の地域に移転することを制限することができる。

知的財産

(1) 2023 年版不正貿易報告書 P.155-156 「(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」について、最新情報を調査ください。具体的には、TRIPS 協定第 41 条第 1 項（効果的な権利行使実現）の履行状況を評価する視点から、推定被害総額（可能であれば日系企業・日本製品の被害額）、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）、民事・刑事・行政救済の内容などを調査ください。

インドにおける模倣品・海賊版等の不正商品による被害状況について、2023 年 3 月に、インドにおいて様々な認証手段に基づき模倣品対策に取り組む非営利組織である認証ソリューションプロバイダ協会（Authentication Solution Providers' Association (ASPA)）が行った調査によると、2019 年から 2020 年にかけてのインド国内における模倣品による被害額は 2.6 兆ルピーであったとされる。当該調査によれば、約 89%の消費者が、市場には偽物が存在することを認識しており、価格や需給のギャップ、ブランド品への欲求といった理由から模倣品を購入しているとのことである。

また、FICCI CASCADE（経済を破壊する密輸及び偽造活動に対する委員会）の「Illicit markets: A threat to our national interest」（2022 年）報告書³⁰⁸によれば、2019-20 年の推定経済損失は 2.6 兆インドルピーで、携帯電話、家庭用品・個人用品、パッケージ商品、タバコ製品、アルコール飲料の 5 つの産業が主要なものであったとされる。FICCI の報告書によると、これら 5 つの主要産業における不正商品による政府の税損失は、2019-20 年に 5,852 億 1,000 万インドルピーと推定される。規制と課税の厳しい 2 つの産業、すなわちタバコ製品とアルコール飲料が税損失の 49%を占めている。

日系企業・日本製品の被害額、取締り件数や不正商品の押収額（機関別（税関や警察、市場管理機関などの別）の件数、金額）の推移（過去 5 年程度）については、関連団体へのヒアリングも行ったが把握できなかった。ただし、同報告書によれば 2019 年の模倣品の裁判件数は 8871 件、有罪判決率は 36.2%とされている。

FICCI CASCADE（経済を破壊する密輸及び偽造活動に対する委員会）の「Illicit markets: A threat to our national interest」（2022 年）報告書によれば、インド政府は、需給ギャップへの対応、輸入関税と価格の合理化、意識の向上、技術革新のための環境整備と知的財産権制度の強化、技術の活用、政府機関間の調整によって、不正取引行為を最小限に抑えるよう取り組んでいる、とされている。

民事救済としては、各個別法に基づいて損害賠償請求を行うことができ、懲罰的賠償も認められている。また、差止請求も可能である。

刑事上の処罰としては、特許権、商標権、著作権の個別法に基づいて刑罰が科される。このほか、地理的表示や植物品種についても刑罰がある。さらに、1962 年に制定された関税法は、法律に違反した者に罰則を課すことを義務づけている。物品が没収される以外に、同法は次のような罰則を定めている。すなわち、禁制品については商品の価額又は 5,000 ルピーのいずれか大きい方の額、関税が賦課される品目については脱税しようとする関税の 10%又は 5,000 ルピーのいずれか高い方の額が課される。

³⁰⁸ <https://www.ficcicascade.in/wp-content/uploads/2022/10/illicit-market-report-2022-NEW-LAYOUT-1.pdf> 参照。

行政救済としては、没収処分や差止処分が可能である。

（２） 2023 年版不公正貿易報告書 P.156-157 の「（２）医薬品等の特許保護」について、＜措置の概要＞＜最近の動き＞における内容の変更・アップデート情報があれば報告ください。

＜措置の概要＞

インド特許法に関しては、医薬品関連発明の特許に関して、同法 3 条(d)に基づいて特許が拒絶されるなどの特段の動きは確認できなかった。

また、医薬品関連発明に関する強制実施権の発動についても 2014 年 12 月のインド最高裁の強制実施権取消訴訟の却下以降、特段の動きは確認できなかった。

＜最近の動き＞

多耐性結核治療薬 2 種に関する強制実施権の設定については、いまだ実施はなされていない。

2022 年 6 月にケララ州高等裁判所が発出したインド商工省及び製薬局に対する乳がん治療薬の強制実施権設定に関する意見書の提出の求めについては、その後、同年 7 月 18 日付で、同高等裁判所は再度、命令を発出し、意見書の提出まで時間を要することは認識するが、速やかに提出することを改めて求めたが、その後、同裁判の原告（乳がん患者）が危険な状態となり、裁判手続きを中断するとの判断が同高等裁判所によりなされた。同高等裁判所は、同年 9 月 16 日、同月 15 日に原告が死去したことを確認したが、事案の重要性にかんがみて原告の死去後も同裁判が継続されることを決定した。同年 9 月 29 日に同高等裁判所は、改めて命令を発したが、同命令によると、商工省及び特許局は意見書を提出した模様（ただし、内容は公表されていない）であるが、同高等裁判所は保健省及び製薬局からも意見書の提出を求めた。その後、断続的な中断等をはさみながら期日は進行し、口頭弁論（2023 年 2 月 3 日）や被告（製薬会社）の追加（2023 年 3 月 15 日）等が行われつつ、2023 年 11 月 2 日には、同高等裁判所は現在、管轄当局に対し、治療薬に関してインドで乳がん患者が利用できる最良の代替品と、特定の医療制度に含まれているかどうかを通知するよう命令を発出した。以上のとおり、本裁判はいまだ係属しており、進行中である。

2020 年 10 月の南アフリカと共同して行った TRIPS ウェイバー提案については、その後、2022 年 5 月にインド政府は、修正案は提案しないが、他国の提案について意見を表明するだけであると表明した。その主な理由は、権利放棄の提案はインドのワクチン製造業者にとってメリットがなかったからである。第一に、どのインド企業も強制ライセンスのもとで輸出を主目的又は専ら目的として製造することはなく、広大な国内市場を失うことになる。第二に、権利放棄の範囲はワクチンに限定されており、治療薬や診断薬は除外されている。以上の理由によるものである³⁰⁹。

なお、近時、インド政府は、2023 年 8 月、商工省（DPIIT（Department for Promotion of Industry and Internal Trade））を通じて、2023 年特許（改正）規則案を公表し、パブリッ

³⁰⁹ https://pmindiaun.gov.in/public_files/assets/pdf/TNC_Statement_13052022.pdf（パラグラフ 5 および 6 以降）並びに https://pmindiaun.gov.in/public_files/assets/pdf/Geneva_29JUN_22_NK_Agenda_No_5.pdf（パラグラフ 3 および 4 以降）参照。

クコメントを募集した。同規則案は、業務の合理化と手続きの迅速化を目的としている。
インドの製薬業界の立場からすると、以下のような重要な改正案が含まれている。

- 特許付与前異議申立の係属可能性を判断する裁量権を長官に付与する
- 特許付与前異議申立における自由裁量権の拡大（異議申立手数料の値上げなど）
- 年次実施報告書（ステートメントオブワーキング）³¹⁰の提出期限の延長

第一に、付与前異議申立を決定する裁量権が特許庁長官に付与されることにより、付与前異議申立を行う権利が制限され、無益な特許の付与を防ぐことができなくなる可能性がある。

第二に、異議申立手数料の大幅な値上げは、付与前異議申立を行う申立人の意欲を減退させる可能性がある。

第三に、現在、特許権者は、特許庁に年次実施報告書を提出することにより、特許がどのように実施されているかを開示することが義務付けられている。今回の規則案では、この期限を3会計年度に1回に延長し、開示する情報も限定的にすることが想定されている。特許の年次実施報告書の提出時期を3会計年度に延長し、特許の実施状況についての詳細な情報開示義務を撤廃することは、強制実施権の取得や医薬品の低価格販売のプロセスを著しく阻害する可能性があるとの懸念がインド側からは生じている。

製薬業界にどのような影響を与えるかについては、最終ルールの通知を待つ必要があるが、強制実施権との関係では、その運用が難しくなるという側面があるものと考えられる。

³¹⁰ インド特許の特許権者及び実施権者が、その特許発明の商業的实施について毎年、現地代理人によって商工省に提出しなければならない書類のことを指す。

(3) 2023 年 8 月 11 日にインドの個人情報保護法が公布されました。2022 年にパブリックコメントにより公表された時点で、重要データ受託者に、データ保護影響評価の実施が義務付けられている点や、印政府が個人データの国外移転先を指定する点について、日系企業への影響が懸念されておりました。公布後もこれらの規定が残り、さらに、印政府が指定する国外移転先の基準が明記されていません。インドにおける自由な企業活動及び自由な越境データ移転に影響しうる運用（個人データ・の越境移転規制、データの国内保存義務・国内処理義務、ガバメントアクセス等）や、その他日本企業に（法令上又は事実上）不利益に働く内容について、法令の最新情報、調査・報告ください。

上記「サービス貿易」欄の(2)に対する記載を参照。

1 1. ブラジル

内国民待遇

(1) 内外差別的な税制恩典措置についての最近のアップデートの有無を調査・報告ください。

<措置の概要>

ブラジル政府は、自動車、情報通信その他の分野において、製品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入し、輸入品と国産品との間に実効税率の相違が生じていた。しかし、このような措置について、ブラジル政府は WTO において敗訴し、2019 年 12 月末までに違反措置の撤廃・是正を行うことが求められた。

その結果、自動車産業については、2018 年から新たに ROTA 2030 プログラムが開始された³¹¹。同プログラムは、燃費効率や構造性能・運転補助装備に関して義務的要求を設定し、これをクリアした車両に対する工業製品税(IPI)の減税、企業の行う研究開発投資に対する税額控除、国内調達不可能な自動車部品に対して輸入関税免除という 3 つの政策から構成され、5 年毎に見直しを行うものとされた。2024 年からは、この ROTA2030 プログラムを「緑と革新のモビリティ」(MOVER プログラム)³¹²と呼ばれる新しいプログラムに更新し、自動車製造でのリサイクルの最低限度を定め、汚染の少ない製品に減税を認める IPI Verde (グリーン工業品税) と呼ばれる税制を新設することで、よりエネルギー効率を高める分野への投資により、持続可能で、脱炭素社会の実現を図るものとなっている。

また、情報通信については、情報産業法³¹³を改正して、税控除制度を廃止し、半導体チップやコンピュータ機器、オートメーション機器などの製造事業者やソフトウェア開発事業者などに対し、その投下した研究開発投資額に応じて、税クレジットを獲得できることとした。

<国際ルール上の問題点>

ブラジルにおける従前の税制恩典措置については、ブラジル及び一部の国の産品にのみ間接税の大幅減税を認めるものであり、また、ブラジルにおける自動車等の生産において、税の免除という利益を受けるために輸入部品よりも国産部品を優先的に使用するインセンティブを創り出し、輸入部品を不利に扱うものとして、WTO 協定に整合しないものであった。

しかし、WTO での敗訴を受け、ブラジル政府が上記の是正政策を導入したことで、上記の抵触はおおむね解消したと言ってよいであろう。

<最近の動き>

³¹¹ <https://www.rota2030.com.br/>

³¹² <https://www.programa-mover.com/>

³¹³ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2019/lei/L13969.htm

ブラジルにおいては、自動車、情報通信その他の分野の製造事業者に対して、ブラジル国内での生産や技術開発などを条件に各種の税制恩典措置を提供しており、これらの恩典を受けるには、国内で一定の生産を行うとともに、当局の定める生産工程に関する基準（基礎製造工程基準=PPB）を遵守する必要があった。

また、2012 年 10 月に発表された自動車政策（イノバール・アウト）においては、2013 年から 2017 年までの 5 年間、自動車に対する工業製品税について、30%の追加課税をするとともに、国内メーカー等に対しては、IPI の最大 30%の減税を可能としていた。

これらの内外差別的な税制恩典措置に対し EU はこの優遇措置に対して 2013 年 12 月に WTO 上の二国間協議の要請、2014 年 10 月にパネル設置要請を行い、わが国は、2014 年 12 月、これに第三者参加をするとともに、2015 年 7 月、自らも WTO に協議要請を行い、同年 9 月、パネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。その後、パネルは、EU のパネル審理手続と統合された。

2017 年 8 月 30 日、パネル報告書が採択され、当事国による上訴を経て、2019 年 1 月に上級委員会の報告で、前述のとおり、ブラジルの税制優遇措置について協定不整合が確定した。この結果、ブラジル政府は、2019 年 12 月末までに違反措置の撤廃・是正を行うことが求められたことから、同年 1 月、履行の意思を表明し、我が国との間で、同年 12 月 31 日までに是正することで合意した。

その間、従前の自動車政策（イノバール・アウト）は、2017 年をもって終了し、2018 年からは、新たに上記 ROTA 2030 プログラムが開始された。そして、ROTA 2030 の 5 年目の見直しを契機に、上記 MOVER プログラムへと、より環境に配慮したものへ内容が拡張された。

また、情報通信分野については、デジタル機器を対象とした Digital Inclusion Program と、デジタルテレビを対象とした PATVD についても、同様に失効し、残るコンピュータ機器やオートメーション装置を対象とした Informatics Program と、半導体や集積回路を対象とした PADIS についても、2019 年 12 月、情報産業法の改正により、是正の完了が宣言された。

これらの是正措置により、これまで指摘されてきた WTO 協定に整合的でないとされた点はほぼ解消されたと言えるものと考えられる。

しかし、是正のために制定された改正法等は、ブラジル産技術を活用した研究開発行為か否かで獲得できる税クレジットに差が出るなど、依然として、WTO 協定に整合的であるかについて疑義なしとはしないところがあり、また、是正措置を履行したボルソナロ政権に代わり、従前の税制恩典措置を導入した労働者党のルーラが再び政権に返り咲いたことから、今後も引き続きブラジルの履行状況について、情報収集をし、注視していくことが必要であろう。

知的財産

(1) 2023 年版不正貿易報告書 P.164-165 の「特許・ノウハウ等のライセンス等への規制」について、ライセンス契約のブラジル産業財産権庁への登録制度の改善に向けた動きとして、特に以下の 3 点を含め、変更・アップデート情報があれば報告ください。

- INPI が当事者間のライセンス契約の内容に介入しないことや、ノウハウをライセンス契約の対象とすることを明確化（又は明記）した情報（規則・ガイドライン・政府資料等）があるか。
- 2017 年 7 月に施行された登録審査の簡素化に関する規則第 70/2017 号や、同月に公表された審査ガイドライン（決議第 199/2017 号）等のような、2017 年以降にアップデートされた規則やガイドライン等があるか。
- 2022 年 12 月に公表された当該登録手続を簡略化する新たな審議（※）に関して、2023 年以降にアップデートされた情報があるか。

（※）INPI ウェブサイト「Deliberações a respeito de contratos de transferência de tecnologia」

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/central-de-conteudo/noticias/deliberacoes-a-respeito-de-contratos-de-transferencia-de-tecnologia>（2023 年 8 月 30 日確認）

<措置の概要>

ブラジルにおいては、特許等の産業財産権のライセンス契約や、ノウハウの提供を含む技術移転契約に関し、(1)ロイヤルティ収入を海外に送金する場合、(2)同契約に第三者に対する対抗力を生じさせる場合、(3)税控除を請ける場合において、ブラジル産業財産庁（INPI）への登録（契約審査）が必要となる。

従来、上記の契約審査においては、ロイヤルティ料率や秘密保持期間について指示がされることや、技術移転契約の契約が通常 5 年しか認められないことがあることが、これまで確認されてきた。

<最近の動き>

2013 年から開催されてきた日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においては、海外技術移転契約の期限を撤廃すること、操業技術等のノウハウに対するライセンスも対象とすること、また移転価格税制について、各製品の税率算定基準を明確化すること等の要請を行い、各議題について、専門的な議論の場が設けられてきた。2019 年に第 13 回の委員会が開催されて以降、新型コロナウイルス感染症の拡大等により中断されてきたが、2022 年に再開し、引き続き、両国間において協議の場としていくこととなった。

INPI は、2017 年登録実務を簡素化する INPI 規則 70/2017 号³¹⁴を公表し（同年 7 月 1 日施行）、これを受けて、登録手続に関するガイドラインを含む決議 199/2017 号³¹⁵を發布した。同規則により、INPI が税法及び外国資本法の観点から契約審査を行わないことが明確にされたほか、登録証明書においては、ロイヤルティ料率や契約期間を記載するとされたのみで、これに対する審査をすることが明示されなかった。

INPI は、2023 年 1 月、INPI は、2023 年 1 月、2021 年 12 月 29 日付法律 14286 号の改

³¹⁴ <https://www.gov.br/inpi/pt-br/backup/centrais-de-conteudo/legislacao/IN702017.pdf>

³¹⁵ <https://www.gov.br/inpi/pt-br/backup/centrais-de-conteudo/legislacao/Resolucao1992017.pdf>

正³¹⁶により、ロイヤルティの海外送金額の上限を定めることを撤廃した。これにより、関係会社間のみならず、すべての会社について上限規制が撤廃された。

また、また、2023年7月、INPIは、INPI規則26/2023号³¹⁷及び27/2023号³¹⁸を公表・施行し、INPI規則70/2017号による施策を継続するとともに、契約書登録を電子化して、外国企業が契約書に全ページに署名してアポステューユを取得するなどの形式的要件を撤廃し、手続の簡素化が図られた。

INPIによる契約審査については、このように自由化、柔軟化が図られてきたが、その運用がTRIPS協定に整合的であるかについて、引き続き注視していくことが必要であろう。

³¹⁶ 「ブラジルの為替市場、国外のブラジル資本、国内の外国資本及びブラジル中央銀行の情報提供に関する法律」の改正 (https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2019-2022/2021/lei/l14286.htm)

³¹⁷ <https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/contratos-de-tecnologia-e-de-franquia/Portaria26.pdf>

³¹⁸ <https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/contratos-de-tecnologia-e-de-franquia/Portaria27.pdf>

12. 中東・アフリカ

(1) 中東・アフリカ諸国において、データの越境移転を過度に制限する等により、企業活動への影響が懸念される法令があるか、調査・報告ください。

中東・アフリカ諸国でも、データに関する法令、特に個人情報保護に関する法令は、多くの国で制定されている。

中東地域に所在する国では、医療や通信といった一定分野で個人情報保護を規定する条項が含まれていたところであり、また、シャリーア（ムハンマドの言行録であるコーランやハディースなどに示された法体系で、信仰上の守るべき行いから禁止事項、また社会的規範などが幅広く含まれており、イスラーム法学によって体系化されている。）によっても個人のプライバシーは保護されていると解されているが、一般的・通則的に適用される個人情報保護に関する法令は近年まで制定されていなかった。

しかし、2018年5月から施行されたEUの一般データ保護規則（GDPR）により、EUから十分なデータの保護水準を有しているとの認定を受けない限り、データの越境移転が極めて困難になったことで、これに対応して中東に所在する国々でも個人データ保護を一般的・通則的に規定する法令の制定が行われるようになった。

2016年にカタール³¹⁹（なお、カタールの金融特別センターにおけるものは2022年施行³²⁰）で、2018年にバーレーン³²¹で、2021年にアラブ首長国連邦³²²（アブダビグローバルマーケットにおける特例についても2015年の関連規則を廃止して、新しい規則が同年施行されている³²³。ドバイ国際金融センターにおける特例は2020年に施行されている³²⁴。）とサウジアラビア³²⁵で、2022年にオマーン³²⁶で制定・施行されている。なお、クウェートに関しては、包括的な個人情報保護法に相当するものは未制定で、通信役務及びIT役務を提供する者にのみ適用される個人情報保護の規定³²⁷がある（2021年施行）。また、イスラエルは1981年から関連法を制定しており³²⁸、トルコもまた2016年に関連法を制定し施行している³²⁹。レバノン³³⁰も2018年に制定しているが、施行はされていない。アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、シリア及びヨルダンにお

³¹⁹ <https://compliance.qcert.org/sites/default/files/library/2020-11/Law%20No.%20%2813%29%20of%202016%20on%20Protecting%20Personal%20Data%20Privacy%20-%20English.pdf> 参照。

³²⁰ https://qfcra-en.thomsonreuters.com/sites/default/files/net_file_store/QFCA_CP2021-01_appendix_2_DATA_PROTECTION REGULATIONS.pdf 参照。

³²¹ <http://www.pdp.gov.bh/en/regulations.html> 参照。

³²² 法令は <https://u.ae/en/about-the-uae/digital-uae/data/data-protection-laws> にて入手可能。

³²³ https://adgmen.thomsonreuters.com/sites/default/files/net_file_store/ADGM1547_23167_VER2021.pdf 参照。

³²⁴ 法令は <https://www.difc.ae/business/laws-and-regulations/legal-database/difc-laws/data-protection-law-difc-law-no-5-2020> で入手可能。

³²⁵ <https://sdaia.gov.sa/en/SDAIA/about/Documents/Personal%20Data%20English%20V2-23April2023-%20Reviewed-.pdf> 参照。

³²⁶ <https://mjla.gov.om/eng/legislation/decrees/details.aspx?Id=1397&type=L> 参照。

³²⁷ <https://www.citra.gov.kw/sites/en/LegalReferences/Resolution-No-42-On-Data-Privacy-Protection-Regulation.pdf> 及び https://www.citra.gov.kw/sites/en/LegalReferences/Data_Privacy_Protection_Regulation.pdf 参照。

³²⁸ <https://www.gov.il/en/Departments/legalInfo/legislation> 参照。

³²⁹ <https://www.kvkk.gov.tr/Icerik/6649/Personal-Data-Protection-Law> 参照。

³³⁰ <https://smex.org/wp-content/uploads/2018/10/E-transaction-law-Lebanon-Official-Gazette-English.pdf> 参照。

いては、包括的な個人情報保護法に相当するものは未制定ではあるが、憲法上の権利として個人のプライバシー権が認められている国もあり、憲法上の権利として一定程度の保護を受けている。

以上の国々で施行又は制定されている個人情報保護法の条項を確認すると、データの越境移転については、個人データの十分な保護水準を有するものとして認定された国への移転は可能、仮に十分な保護水準を有していないとしても契約により保護することを約している場合や移転先におけるデータ管理者によるデータ保護の誓約等により可能とするもの（アラブ首長国連邦、サウジアラビア、オマーン）や、個人データの十分な保護水準を有するものとして認定された国への移転は可能であるが、そのような十分な保護の水準にない国に対しては原則移転不能であるが、契約の遂行上一定の必要性がある場合には個別に認めるといったもの（バーレーン）、一般的に許容しているもの（カタール）、規定を欠いているもの（レバノン）があるが、過度に制限する等により、企業活動への影響が懸念されるものはないと考えられる。

アフリカ諸国においても、アルジェリア（2018年施行）、アンゴラ（2011年施行）、ベニン（2009年施行）、ボツワナ（2018年施行）、ブルキナファソ（2004年施行）、カーボベルデ（2001年施行）、チャド（2015年施行）、コートジボワール（2013年施行）、エジプト（2020年施行）、赤道ギニア（2016年施行）、エスワティニ（2022年施行）、ガボン（2011年施行）、ガーナ（2012年施行）、ギニア（2016年施行）、ケニア（2019年施行）、レソト（2011年施行）、マダガスカル（2014年施行）、マリ（2013年施行）、モーリタニア（2017年施行）、モーリシャス（2017年施行）、モロッコ（2009年施行）、ニジェール（2017年施行）、ナイジェリア（2023年施行）、コンゴ共和国（2019年施行）、ルワンダ（2021年施行）、サントメプリンシペ（2016年施行）、セネガル（2008年施行）、セイシェル（2003年施行）、ソマリア（2023年施行）、南アフリカ（2013年施行）、タンザニア（2022年施行）、トーゴ（2019年施行）、チュニジア（2004年施行）、ウガンダ（2019年施行）、ザンビア（2021年施行）及びジンバブエ（2021年施行）において個人情報保護法が施行されている³³¹。

一方、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、ガンビア、ギニアビサウ、リベリア、リビア、マラウィ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、南スーダン、スーダン、ガンビア及びサハラ・アラブ民主共和国（サハラ・アラブ民主共和国については日本は国家承認をしていない。）においては、個人情報保護法制は存在しない。

なお、エチオピア、マラウィ及びナミビアでは個人情報保護法案が検討されている状況にある。

個人情報保護法が施行されている国々のうち、ケニアは次のような規定を有している。

【The Data Protection Act³³² 50条】

³³¹ 以上の国々の法令については、<https://dataprotection.africa/which-african-countries-have-a-data-protection-law/>で入手可能である。

³³² <https://www.odpc.go.ke/download/kenya-gazette-data-protection-act-2019/?wpdmdl=3235&refresh=65688c834ffb11701350531> 参照。

The Cabinet Secretary may prescribe, based on grounds of strategic interests of the state or protection of revenue, certain nature of processing that shall only be effected through a server or a data centre located in Kenya.

内閣官房は、国家の戦略的利益又は歳入の保護を根拠として、ケニア国内にあるサーバー又はデータセンターを通じてのみ行われる一定の性質の処理を規定することができる。

これを受けて制定された The Data Protection (General) Regulations, 2021 においては、その 26 条で次のように規定されている。

(1) Pursuant to section 50 of the Act, a data controller or data processor who processes personal data for the purpose of strategic interest of the state outlined under sub-regulation (2) shall —

- (a) process such personal data through a server and data centre located in Kenya; or
- (b) store at least one serving copy of the concerned personal data in a data centre located in Kenya.

(2) The purpose contemplated under sub-regulation (1) includes the processing of personal data for the purpose of—

- (a) administering of the civil registration and legal identity management systems;
- (b) facilitating the conduct of elections for the representation of the people under the Constitution;
- (c) overseeing any system for administering public finances by any state organ;
- (d) running any system designated as a protected computer system in terms of section 20 of the Computer Misuse and Cybercrime Act, 2018;
- (e) offering any form of early childhood education and basic education under the Basic Education Act, 2013; or
- (f) provision of primary or secondary health care for a data subject in the country.

(3) Despite (2), the Cabinet Secretary may require a data controller who processes personal data outside Kenya to comply with sub-regulation (1), where the data controller—

- (a) has been notified that personal data outside Kenya has been breached or its services have been used to violate the Act and has not taken measures to stop or handle the violation; and
- (b) resists, obstructs or fails to comply with requests of the Data Commissioner or any other relevant authority in—
 - (i) cooperating to investigate and handle such violations; or
 - (ii) neutralising and disabling the effect of cyber security protection measures.

(1) 法第 50 条に従い、(2)に基づき国家の戦略的利益を目的として個人データを処理するデータ管理者又はデータ処理者は、以下のことを行わなければならない。

- (a) ケニア国内にあるサーバー及びデータセンターで個人データを処理する。

- (b) ケニア国内にあるデータセンターに、当該個人データの少なくとも 1 つのサービングコピーを保管すること。
- (2) (1)に規定する目的には、以下の目的のための個人データの処理が含まれる。
 - (a) 市民登録及び法的身分証明管理システムの管理；
 - (b) 憲法に基づく国民の代表のための選挙の実施を促進すること；
 - (c) 国家機関による財政管理システムを監督すること；
 - (d) 2018 年コンピュータの不正使用及びサイバー犯罪に関する法律第 20 条に基づき、保護されたコンピュータシステムとして指定されたシステムを運営すること；
 - (e) 2013 年教育基本法に基づく幼児教育及び基礎教育の提供。
 - (f) 国内のデータ対象者に対する一次又は二次医療の提供。
- (3) (2)にもかかわらず、内閣官房長官は、ケニア国外で個人データを処理するデータ管理者が以下の場合、(1)に従うよう求めることができる。
 - (a) ケニア国外の個人データが侵害されたこと、又はそのサービスが法に違反するために使用されたことを通知され、その侵害を停止又は処理するための措置を講じていない場合。
 - (b) データコミッショナー又はその他の関係当局の以下の要求に抵抗、妨害、又は従わないこと。
 - (i) かかる違反の調査及び処理に協力すること。
 - (ii) サイバーセキュリティ保護措置の効果を中立化し、無効にすること。

以上からすれば、サーバーやデータセンターのケニア国内の設置義務は、市民登録や選挙といった国家機能、教育、医療関係に適用されるように考えられるため限定的な制約であるとも考えられるが、(3)の規定によれば運用により強い制約となる可能性もあるものと考えられる。

また、ルワンダはその個人情報保護法に次のような規定を有している。

【Law No 058/2021 OF 13/10/2021 Relating to The Protection of Personal Data and Privacy³³³
50 条】

Article 50: Storage of personal data

The data controller or the data processor stores personal data in Rwanda.

However, the storage of personal data outside Rwanda is only permitted if the data controller or the data processor holds a valid registration certificate authorising him or her to store personal data outside Rwanda, which is issued by the supervisory authority.

【50 条 個人情報の保存】

データ管理者又はデータ処理者は個人情報をルワンダで保存するものとする。

ただし、ルワンダ国外での個人データの保存は、データ管理者又はデータ処理者

³³³ <https://www.risa.gov.rw/index.php?eID=dumpFile&t=f&f=65369&token=15e7fad700949646dd7c1faae89f9663048f4f92> 参照。

が、監督当局によって発行された、ルワンダ国外での個人データの保管を許可する有効な登録証明書を保持している場合にのみ許可される。

さらに、ザンビアはその個人情報保護法に次のような規定を有している。

【The Data Protection Act, 2021³³⁴ 70 条】

- (1) A data controller shall process and store personal data on a server or data centre located in the Republic.
 - (2) Despite subsection (1), the Minister may prescribe categories of personal data that may be stored outside the Republic.
 - (3) Despite subsection (2), sensitive personal data shall be processed and stored in a server or data centre located in the Republic.
-
- (1) データ管理者は、共和国内にあるサーバー又はデータセンターで個人データを処理及び保存しなければならない。
 - (2) (1)項にかかわらず、大臣は共和国外で保管することができる個人データの区分を規定することができる。
 - (3) (2)項にかかわらず、機微な個人データは、共和国内にあるサーバー又はデータセンターで処理及び保存されなければならない。

以上のように、ケニア、ルワンダ及びザンビアにおいては、サーバーやデータセンターについて、国内設置義務が課せられているものがある（いわゆるデータローカライゼーション）。このような規定は、これらの国々の中でサーバーやデータセンターを保有して事業を行っている者に比べると、国外の事業者はそれぞれの国内にサーバーやデータセンターを設置する必要が生ずることとなり、追加的な負担が発生することは明らかで、市場参入や事業活動を継続していくにあたって、不利な競争を強いられることとなる。

また、法案段階ではあり、いまだ立法化、施行はされていないが、エチオピアもまたケニア、ルワンダ及びザンビアにおけるようなデータローカライゼーションの規定が設けられる可能性がある。すなわち、エチオピアの個人情報保護法案³³⁵32 条 1 項は次のような案文となっている。

【32. Data Centers and Servers】

- (1) The Commission shall prescribe, based on grounds of strategic interests of the state or on protection of revenue, categories of personal data as critical personal data that shall only be processed in a server or data center located in Ethiopia.

【32 条 データセンター及びサーバー】

³³⁴

https://www.parliament.gov.zm/sites/default/files/documents/acts/Act%20No.%203%20The%20Data%20Protection%20Act%202021_0.pdf 参照。

³³⁵ <https://ictet.org/digital-ethiopia/download> 参照。

- (1) 委員会は、国家の戦略的利益又は歳入の保護を根拠として、エチオピア国内にあるサーバー又はデータセンターでのみ処理されるべき重要な個人データのカテゴリーを規定する。

仮に当該法案の上記条項が修正されずに成立したとすれば、上記のケニア、ルワンダ及びザンビアにおけるようなデータローカライゼーションの規定と同様の懸念が生ずるものと考えられる。

データの越境移転については、ほぼすべての国々が、適切若しくは十分な水準の保護又は移転元国と同等水準の保護水準を有していることを要件に認め、それらの適切又は同等の水準にない国に対しては当局の個別許可によること等が規定されており、特段の競争抑制的な規定は見当たらなかった。ただし、セイシェルは **Data Protection Act** の 16 条(1)において

If it appears to the Commissioner that a person registered as a data user or as a data user who also carries on a computer bureau proposes to transfer personal data held by him to a place outside Seychelles, the Commissioner may, if satisfied that the transfer is likely to contravene or lead to a contravention of any data protection principle, serve that person with a transfer prohibition notice prohibiting him from transferring the data either absolutely or until he has taken such steps as are specified in the notice for protecting the interests of the data subjects in question.

データ使用者として登録された者又はコンピュータ・ビューローを兼業するデータ使用者が、その者が保有する個人データをセイシェル国外に移転することを提案していると委員会に思われる場合、委員会は、その移転がデータ保護の原則に抵触する可能性がある、又は抵触につながる可能性があると納得した場合、その者に対し、絶対的に又は当該データ主体の利益を保護するために通知で指定された措置を講じるまでの間、データの移転を禁止する移転禁止通知を送達することができる。

と規定しており、当該規定が恣意的に運用されれば、データの国外移転は非常に困難になることが予想される。

(2) 紛争案件一覧（WTO発足後の紛争案件）に関する調査

紛争案件一覧

(WTO 発足後の紛争案件)

※原則として、新規に加筆等する文言についてのみ記載している。

案件名（番号は WTO 紛争解決機関の DS 番号に対応）	申立国 【第三国 参加国】	経過	案件概要①主な申し立て事由 ②パネル報告 ③上級委報告	関連規定	第 I 部 第 II 部記載
242		2002/2/25 パネル設置要請			
478		2019/1/17 インドネシアが適切な措置をとったことを通知			
505		2019/6/29 仲裁に付託 2022/7/13 仲裁判断配布			
510		2023/7/13 二国間合意通報			
521		2023/6/16 ロシアによるパネル手続き停止要請 2023/7/13 パネル手続一時停止			
522		2021/2/18 パネル設置要請取下げ			
541		2023/7/13 二国間合意通報			
544		2023/1/26 米国の上級委申立て			
546		2023/4/28 パネル報告書採択、また、二国間合意通報			
547		2023/7/13 二国間合意通報 2023/8/8 案件概要等のみのパネル報告書配布			
554		2023/6/23 パネル手続停止			
558		2023/8/16 パネル報告書配布 2023/9/18 中国が上級委申立て	②(i)パネルは、中国の追加関税措置が GATT 第 I 条 1 項に違反していると判断した。輸入		

			に際して、又は輸入に関連して課される関税に関して、中国は他国から輸入される製品に認められている低い関税率を、米国を原産地とする製品に即時かつ無条件に与えることを怠ったからである。 (ii) パネルはまた、追加関税措置は、中国の別表に規定された関税率を超える関税を課す結果となり、米国からの輸入品に中国の別表に規定されたものより不利な待遇を与えたため、GATT 第 II 条 1 項 (a) 及び II 条 1 項 (b) に違反すると判断した。		
561		2023/12/19 パネル報告書配布	②(i) パネルはまず、追加関税措置はセーフガード協定第 8.2 条及び GATT 第 XIX 条 3(a) の適用対象であり、従って同措置に対する GATT 第 I 条及び第 II 条の適用は停止されているというトルコの主張について、トルコの追加関税措置にセーフガード協定 8.2 条及び GATT 第 XIX 条 3(a) が適用されるかどうかは、トルコが追加関税措置を採用したことに対応して米国が採用した基礎的措置のセーフガード協定上の性格によると考え、米国の関連措置は 1994 年 GATT 第 XIX 条以外の規定、すなわち 1994 年 GATT 第 XXI 条に従って採られたものであると結論付けた。従ってパネルは、同協定第 11.1 条(c)に規定されているとおり、		

			セーフガード協定はこれらの措置には適用されないと判断した。その結果、パネルは、セーフガード協定第8.2条及びGATT第XIX条3(a)はトルコの追加関税措置には適用されないと判断した。 (ii) パネルは、輸入時又は輸入に関連して課される関税に関して、他国から輸入される製品に認められている低い関税率の利点を、米国原産の製品に即時かつ無条件に与えることをトルコが怠ったため、トルコの追加関税措置はGATT第I条1と矛盾すると判断した。パネルはまた、追加関税措置は、トルコの別表に規定された関税率を超える通常の関税を課す結果となり、トルコの別表に規定されたものより不利な待遇を米国からの輸入品に与えたため、GATT第II条1(a)及びII条1(b)と矛盾すると判断した。		
575	ベネズエラ (※ <u>国名標記誤り</u>)				
577		2023/7/14 パネル設置要請 (履行確認) 2023/7/31 パネル設置 (履行確認)			
582		2023/4/17 パネル報告書配布 2023/12/14 インドが上級委申立て	②インドの一定の製品に対する関税はWTO別表に規定された税率を超えていること、当該別表に規定されていない要件を充足しない限り通常の税率となら		

			ないこと、インドの取扱いとは WTO 別表に比べて不利なものであることから、 GATT2 条 1 項(a)(b)に違反する。また、一部の製品についてはパネル設置時は以上と同様の理由で違反が認められたが、2022 年 1 月の時点では違反が認められないものもあった。		
584		2023/4/17 パネル報告書配布 2023/5/17 イン ドが上級委申立て	②インドの一定の製品に対する関税は WTO 別表に規定された税率を超えていること、当該別表に規定されていない要件を充足しない限り通常税率とならないこと、インドの取扱いとは WTO 別表に比べて不利なものであることから、 GATT2 条 1 項(a)(b)に違反するが、その他の一部の製品は上記のような不当な取扱いはなく違反は認められない。		
585		2023/7/13 二国 間合意通報 2023/8/8 案件 概要等のみのパ ネル報告書配布			
588		2023/4/17 パネル報告書配布	②インドの一定の製品に対する関税は WTO 別表に規定された税率を超えていること、当該別表に規定されていない要件を充足しない限り通常税率とならないこと、インドの取扱いとは WTO 別表に比べて不利なものであることから、 GATT2 条 1 項(a)(b)に違反する。また、一部の製品についてはパネル設置時は以上と同様の理由で違反が認められたが、2022 年 1 月の時点では違反		

			が認められないものも あった。		
589		2023/8/31 パネ ル手続停止			
590		2023/3/23 二国 間合意通報			
591		2022/12/21 仲 裁判断配布 (※ 既存の報告書に ある <u>2023/11/15</u> <u>は誤りと思われ</u> <u>る</u>) 2023/10/10 シーケンス合 意			
595		2022/5/31 パネ ル報告書採択 (※既存の報告 書にある <u>2022/8/5 は誤り</u> <u>と思われる。同</u> <u>日は履行の合理</u> <u>的な期限を合意</u> <u>した日であっ</u> <u>た。)</u>			
598		2023/8/11 二国 間合意通報 2023/8/24 案件 概要等のみのパ ネル報告書配布			
601		2023/6/19 パネ ル報告書配布 2023/7/28 パネ ル報告書採択	②(i) パネルは、 MOFCOM が国内産業 に含まれる企業の生産 が全中国生産者の総生 産の「主要な割合」を 占めるとの認定につい て、理由ある適切な説 明を行わなかったた め、MOFCOM の国内 産業の認定が AD 協定 第 4.1 条と矛盾するこ とを日本が立証したと 判断した。 (ii) パネルは、 MOFCOM が依拠した データにおける国内産 業の代表性の欠如の疑 義により、MOFCOM の国内産業の定義が AD 協定第 4.1 条と矛		

			盾することを日本が立証していないと判断した。 (iii) パネルは、日本が、対象輸入品の影響の累積的評価が輸入品間の競争条件及び輸入品と同種の国内製品間の競争条件に照らして適切であると認定したことについて、MOFCOM が AD 協定第 3.1 条及び第 3.3 条と矛盾する行為を行ったことを立証していないと認定した。従って、パネルは、日本が、MOFCOM の価格影響分析、影響分析及び因果関係の認定が、MOFCOM の第 3.1 条及び第 3.3 条に基づく違反の結果として、それぞれ AD 協定第 3.2 条、第 3.4 条及び第 3.5 条と矛盾することを立証していないとも認定した。 (iv) パネルは、MOFCOM のステンレス鋼ビレット（スラブ）、ステンレス鋼板、ステンレス鋼コイルの価格の比較可能性に関する MOFCOM の調査結果、様々なグレードの鋼材の輸入品と国内類似品との価格比較に関する MOFCOM の調査結果、価格下落に関する MOFCOM の総合的結論が、積極的な証拠の客観的な検討に基づいていないため、MOFCOM の価格効果に関する検討が AD 協定第 3.1 条及び第 3.2 条と矛盾している。		
--	--	--	---	--	--

			(v) パネルは、日本が、MOFCOM が国内市場シェア、販売価格の動向、生産能力稼働率、期末在庫の各要因の分析において、AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条と矛盾すると認定した。 (vi) パネルは、日本が MOFCOM の因果関係分析が AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条と矛盾していることを立証したと認定した。 (vii) パネルは、日本が、MOFCOM が価格影響分析と因果関係判定の基礎となる検討中の特定の重要な事実を開示しなかったため、MOFCOM が AD 協定第 6.9 条と矛盾する行為を行ったことを立証したと判断した。		
604		2023/3/8 パネル 手続停止			
605		2023/7/27 パネル 報告書配布 2023/9/18 ドミニ カが上級委申 立て	②(i) ダンピング・マージンの算定に考慮された売上の日付に関して、CDC（ドミニカの調査当局の略称）が輸出価格の算定に使用した一部の売上は調査期間開始前に請求されたものであったが、正常価格の算定に使用された売上高はすべて調査期間内に請求されたものであったため、パネルは、輸出価格と正常価格の比較を「できる限り同時期に行われた販売に関して」行うという AD 協定第 2 条第 4 項第 2 文に違反したと認定した。 (ii) CDC が原価を下回る売上として特定し、正常価格の計算から除		

			外した売上について、パネルは、調査当局には、取引が原価を下回っているかどうかの分析を歪めないよう、「販売時に」原価を上回っている販売を合理的に特定できる方法論を用いることが求められるとし、CDC が調査対象期間中に生産コストが大幅に上昇したことを認識していたにもかかわらず、調査期間の年間加重平均の使用に基づく分析において歪曲の可能性を考慮しなかったため、アンチダンピング協定第 2 条 2.1 項第 2 文に違反すると判断した。 (iii) 価格効果に関する CDC の分析について、パネルは、CDC が 2016 年から 2018 年の調査期間を通じての価格の変遷や、POI 終了時に算出された平均価格が 2015 年とほぼ同じ水準に戻った事実を考慮していないため、価格下落に関する CDC の分析が客観的でなく、AD 協定第 3 条 1 項及び 3 条 2 項に違反すると認定した。 (iv) パネルは、コスタリカの主張の各要素を分析し、CDC の収益性、キャッシュフロー、雇用、市場シェア損失に関する分析は客観的ではなく、記録された証拠に裏付けられていないと結論付け、さらに、CDC の特定のネガティブな国内産業指標に関する単独の分析は、AD 協定第 3 条 1 項及び 3 条 4 項		
--	--	--	--	--	--

			に違反すると認定した。 (v) パネルは、ダンピング輸入が大幅に増加する可能性に関する CDC の予測分析、及び輸入品が国内価格を著しく下落又は抑制するような価格で流入しているかどうかの分析は、調査記録上の事実に基づいておらず、したがって、ダンピング輸入の疑いが「明らかに予見可能で差し迫った」損害を引き起こすという CDC の結論は根拠がないと判断し、重大な損害の脅威に関する CDC の分析が AD 協定第 3.1 条と 3.7 条に違反するとした。 (vi) CDC は、全体として、ダンピングされたコスタリカの輸入品によって将来の損害が引き起こされるかどうかという問題を評価することを怠ったとし、パネルは、CDC の因果関係の分析に関して、AD 協定第 3.1 条および第 3.5 条に違反したと認定した。 (vii) パネルは、CDC が調査開始後「すぐに」開始申立書の「完全な」文章を提供しなかったことが、AD 協定第 6 条 1.3 項に違反すると認定した。		
610	【日本、オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネ				

	シア、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国、ベトナム】				
611	【日本、オーストラリア、ブラジル、カナダ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、ノルウェー、ペルー、ロシア連邦、シンガポール、スイス、台湾、タイ、ウクライナ、英国、米国、ベトナム】				
616	【日本、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、インド、韓国、ロシア	2023/4/28 パネル設置要請 2023/5/30 パネル設置			

	ア、シンガポール、台湾、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国】				
617.米国 - アルゼンチンからの油井管製品に対する AD 措置	アルゼンチン 【日本、ブラジル、カナダ、中国、EU、韓国、ロシア、トルコ、ウクライナ】	2023/5/17 協議要請 2023/9/1 パネル設置要請 2023/10/26 パネル設置	① アルゼンチン産の油井管製品に課された最終 AD 措置及び AD 及び相殺関税調査における輸入品による損害の評価における輸入品の相互累積に関する米国の法律の特定の条項が	AD (17) GATT (XXIII)	
618.EU - インドネシアからのバイオディーゼルの輸入に対する相殺関税措置	インドネシア 【日本、アルゼンチン、カナダ、中国、ノルウェー、ロシア、シンガポール、タイ、トルコ、英国、米国】	2023/8/11 協議要請 2023/10/13 パネル設置要請 2023/11/27 パネル設置	① インドネシアは、インドネシアからのバイオディーゼル輸入に対する確定相殺関税と、その賦課につながった調査が補助金協定、GATT に違反するとして申立て。	SCM (30) GATT (XIII)	
619.ポーランド - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはポーランドに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してポーランドが発動した措置が農業協定、GATT に違反するとして申立て。	GATT (V、X、XI) AA (4.2、5)	
620.ハンガリー - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはハンガリーに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してハンガリー	GATT (V、X、XI)	

			が発動した措置が農業協定、GATT に違反するとして申立て。	AA (4.2、5)	
621.スロバキア - ウクライナからの農産品に対する措置	ウクライナ	2023/9/18 協議要請	① ウクライナはスロバキアに対し、ウクライナからの各種農産物の輸入に関してスロバキアが発動した措置が農業協定、GATT に違反するとして申立て。	GATT (V、X、XI) AA (4.2、5)	
622.EU-インドネシア産脂肪酸に対する AD 措置	インドネシア	2024/2/7 協議要請	① インドネシアはEUに対し、EU が発動したインドネシア産脂肪酸に対する AD 措置が AD 協定に反するとして申立て。	AD (1、2.2、2.2.2、2.4.1、3.1、3.4、5.3、5.4、5.6、5.8、9.2、9.3) GATT (X:3(a)、VI)	